

さいたま市次期総合振興計画 (案)

目次

第1部 計画の全体像.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
第1節 策定の目的.....	2
第2節 策定の基本的な視点.....	3
第3節 計画の構造と期間.....	4
第2章 都市づくりの目標.....	5
第1節 都市づくりの基本理念.....	5
第2節 将来都市像.....	6
第3章 時代潮流.....	7
第1節 人口減少・超高齢社会の到来.....	7
第2節 経済のグローバル化の進行.....	7
第3節 地球環境・エネルギー問題への意識の高まり.....	8
第4節 安全・安心に対する意識の高まり.....	8
第5節 地方分権と市民参加の進展.....	9
第6節 技術革新の進展.....	9
第7節 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組.....	10
第4章 主要指標等から見たさいたま市の状況.....	11
第1節 人口と世帯.....	11
第2節 行財政.....	12
第3節 市民意見等.....	13
第5章 さいたま市の魅力と課題.....	15
第1節 さいたま市の魅力.....	15
第2節 さいたま市の課題.....	17
第6章 将来都市構造の基本的な考え方.....	20
第7章 計画の推進.....	29
第1節 計画の構成.....	29
第2節 持続可能な開発目標（SDGs）の推進.....	30
第3節 計画の進行管理.....	31
第2部 重点戦略.....	39
重点戦略1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略 ～「幸せ」を 実感し、市民や企業から選ばれる都市～.....	41
重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略.....	45
第3部 分野別計画.....	49
第1章 コミュニティ・人権・多文化共生.....	50

第1節	ふれあいのある地域社会の形成と活性化	50
第2節	人権尊重社会の実現	52
第3節	多文化共生社会の実現等	54
第2章	環境	56
第1節	地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現	56
第2節	ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造	58
第3節	人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造	60
第4節	環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現	62
第3章	健康・スポーツ	63
第1節	主体的な健康づくりの推進	63
第2節	スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進	65
第4章	教育	67
第1節	人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進	67
第5章	生活安全	71
第1節	安全・安心にらせる生活環境の形成	71
第6章	福祉	74
第1節	誰もが長生きして暮らせる地域社会の実現	74
第2節	誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現	76
第3節	安心して暮らせる地域医療体制の実現	78
第7章	子ども・子育て	79
第1節	子ども・子育てを支える都市の実現	79
第8章	文化	82
第1節	生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	82
第9章	都市インフラ	85
第1節	人を呼び込み交流を促す都市インフラ	85
第2節	質の高い生活空間を提供する都市インフラ	88
第10章	防災・消防	93
第1節	災害に強い都市の構築	93
第11章	経済・産業	96
第1節	新たな産業の創出と地域産業の振興	96
第2節	観光の振興とMICEの推進	100
第3節	都市農業の振興	102
第4部	各区のまちづくり	104
	西区	106
	北区	110
	大宮区	113

見沼区.....	116
中央区.....	119
桜区.....	122
浦和区.....	125
南区.....	128
緑区.....	131
岩槻区.....	134
第5部 質の高い都市経営の実現.....	137
第1章 市民協働・公民連携.....	138
第1節 多様な主体とともにつくるまちづくり.....	138
第2章 高品質経営市役所.....	141
第1節 市民に信頼される開かれた市政運営.....	141
第2節 健全財政の維持.....	143
第3節 市政を支える職員の育成と働く環境の整備.....	144
第4節 高品質な施策を生み出すための仕組み.....	146
第5節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市の実現.....	148
第6節 さいたま市の特徴を生かした都市の魅力の発信.....	150

第 1 部 計画の全体像

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 策定の目的

本市は 2001 年 5 月 1 日に浦和市・大宮市・与野市の 3 市合併により誕生し、2021 年度で 20 年の節目を迎えます。この間、2003 年 4 月 1 日には政令指定都市へ移行、2005 年 4 月 1 日には岩槻市との合併を実現し、順調に成長・発展してきたところでもあります。

その間、「基本構想」及び後期基本計画から構成される総合振興計画「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」を指針として「基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けた都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきました。

人口減少・少子高齢化の進行や、経済のグローバル化、技術革新の進展、地球環境問題の深刻化、社会の多様化など本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあり、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、多様化・高度化する市民ニーズを捉えた限りある経営資源の最適な重点配分、既存システムの再構築、情報化社会の高度化への対応など、柔軟で効果的・効率的な都市経営を推進することが喫緊の課題となっております。

このような状況の中、現行の「基本構想」を始め、総合振興計画全体の計画期間が 2020 年度末をもって満了します。

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行（2011 年 8 月 1 日）により、市町村の基本構想策定義務（改正前の地方自治法第 2 条第 4 項）は撤廃されましたが、市政を戦略的な都市経営の視点で推進していくためには、将来の都市づくりのビジョンを長期的に示し、その実現に向けた施策をわかりやすく体系化して、市民と市が共有していく総合的な指針は今後も必要であり、各個別計画の整合を図りマネジメントしていく指針も必要となります。また、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって市民本位の自立した都市づくりを進めていくための基本的な指針も必要不可欠であることから、本市においては、引き続き総合振興計画を策定することといたします。

第2節 策定の基本的な視点

総合振興計画は、以下の要素を備えた計画を目指し、策定を進めてきました。

●一覧性と分かりやすさを備えた計画

市民をはじめとする多様な主体と都市づくりの全体像を共有することができるよう、一覧性と分かりやすさを備えた計画とすること。

●重点を明確にした計画

限りある経営資源（人材、財源など）を効果的かつ効率的に活用することができる、重点を明確にした計画とすること。

●実効性の高い計画

着実に計画を進めることができる実効性の高い計画とすること。

●適応性の高い計画

社会経済情勢の変化にも即応し、経営資源を柔軟に配分することができる適応性の高い計画とすること。

●市民参加による計画

P D C Aサイクルのうち適切な段階で市民の意見を取り入れるとともに、市民と市がそれぞれの役割を明確にし、協働によって市民本位の自立した都市づくりを進めていくことができる市民参加による計画とすること。

●事業評価や予算と連動した計画

選択と集中により効果的・効率的に事業を推進できる、事業評価や予算と連動した計画とすること。

第3節 計画の構造と期間

さいたま市総合振興計画は、本市が目指す将来都市像やその実現に向けた各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本構想（基本計画を含む）」と、「基本構想」に定められた施策を展開するため、具体的な事業を定める「実施計画」の2層から構成されています。

〈基本構想〉

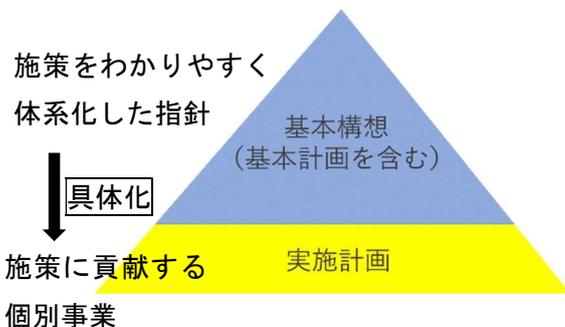
中長期的な展望（30年程度）を含みながらその実現に向けた基本的な施策を体系的に定める計画で、本市の都市づくりを総合的、計画的に進めていくための指針となるものです。

計画期間は、社会経済情勢の激しく変化する中、先行きの予測が難しい時代に対応し、実効性を確保するため令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

〈実施計画〉

基本構想に定められた施策への貢献がより期待できる個別の具体的な事業を定めるものです。

計画期間は原則5年間とし、社会経済情勢の動向等を踏まえながら毎年見直しを行うなど、弾力的に対応します。



		年度											
		平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)	平成36 (2024)	平成37 (2025)	平成38 (2026)	平成39 (2027)	平成40 (2028)	平成41 (2029)	平成42 (2030)	
総合振興計画	基本構想 現行計画	基本構想（基本計画を含む）（10年）											
	基本計画 現行計画	必要に応じ計画の見直し											
	実施計画 現行計画	次期実施計画（5年）					実施計画（見込）						
								■中間見直し					
		内部・外部評価による計画の見直し											

第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの基本理念

本市は、「住みやすい」「住み続けたい」都市の実現を目指し、「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として掲げます。

●市民と行政の協働

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めます。

●人と自然の尊重

一人ひとりの市民が互いを思いやり、積極的に交流を図りながら、私たちが生きる環境を大切にし、人と自然を尊重した都市づくりを進めます。

●未来への希望と責任

さいたま市らしい固有の魅力を創出し、活力に満ち未来への希望にあふれる持続可能な都市づくりを進め、未来に引き継いでいく役割と責任を果たします。

第2節 将来都市像

市民が「住みやすい」「住み続けたい」と思える都市づくりのため、将来都市像を次のとおり定め、その実現を目指します。

●上質な生活都市

人と自然が共生する「環境共生都市」と心豊かな生活と個性と魅力にあふれる「生活文化都市」が融合することで、シビックプライドが醸成され、さいたま市の強みが最大限に生かされた誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思える都市

市内には9路線利用可能な在来線や道路網といった交通網が発達し、さらに商業施設や全国規模のスポーツ施設、豊かな資源を活用した盛んな文化活動、見沼田圃や荒川に象徴されるゆたかな緑といった、多くの魅力的な個性があふれ、多様なライフスタイルを可能にしています。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるように支えるとともに、未来を担う子どもたちの力を伸ばす全国トップレベルの教育環境が整備されています。

さらに、地域での支え合いのもと障害者や高齢者など誰もが安心安全な生活を送れるとともに、国の広域防災拠点に指定されており、防災機能の整備が進んでいます。

市民が主体となりまちづくりを進め、誰もが自分らしく暮らすことができ、「住みやすい」「住み続けたい」と思える都市づくりを目指します。

●東日本の中枢都市

東日本の対流拠点である大宮を中心に、東日本の中枢都市としての地位を確立させていくことで、シビックプライドが醸成され、誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思える都市

本市には、新幹線6路線などが集まる交通の要衝という特性に加え、東北自動車道などの高速道路の利便性にも優れ、130万人を超える人口規模、また、様々な都市機能の集積があります。

今後はこれまで目標としてきた多彩な都市活動を展開される東日本の交流拠点都市という都市像をさらに進め、ヒト・モノ・情報が集まり、新たな地域産業やイノベーション、市民活動が生まれ、国内外との交流が活発に行われる東日本の中枢としての地位を確立させていくことで、さいたまで働き、さいたまで暮らす生活が定着し、誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思うことができる都市づくりを目指します。

第3章 時代潮流

第1節 人口減少・超高齢社会の到来

平成 27 (2015) 年国勢調査によれば、わが国の総人口は 1 億 2,709 万人となっています。現在は既に人口減少局面に突入しており、今後の総人口は、令和 22(2040)年の 1 億 1,092 万人を経て、令和 35(2053)年には 1 億人を割って 9,924 万人となり、令和 47(2065)年には 8,808 万人ものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の平成 29 (2017) 年 4 月推計。中位推計)

また、わが国では少子高齢化の進行が著しく、平成 27 (2015) 年国勢調査では年少人口 (0~14 歳人口) が 12.5%、生産年齢人口 (15~64 歳人口) が 60.8%、老年人口 (65 歳以上人口) が 26.6%となっており、既に老年人口が 21%以上である超高齢社会を迎えています。この少子高齢化の傾向は今後も続き、令和 47 (2065) 年には、年少人口が 10.2%、生産年齢人口が 51.4%、老年人口が 38.4%になるものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の平成 29 (2017) 年 4 月推計。中位推計)

このような人口減少と少子高齢化は、経済の停滞、若年層の負担増大、社会保障制度に対する信頼感の低下などを招き、社会に対する閉塞感・不安感の増大につながるものとして危惧されており、子育て支援のさらなる充実などが急がれています。

一方、人口減少と少子高齢化のもとでは、女性や高齢者の就労機会の増大や、地域活動への参加機会の拡大などが期待できることから、“成熟した社会”づくりに向け、女性や高齢者が参画しやすい社会の仕組みづくりも求められています。

第2節 経済のグローバル化の進行

経済発展が著しい BRICS 諸国の台頭などを背景として経済のグローバル化がさらに進み、わが国の経済は世界経済の影響を強く受けるようになりました。

近年の世界経済動向を見ると、平成 19 (2007) 年の米国サブプライムローン問題や翌平成 20 (2008) 年のリーマンショックなどにより世界的な景気後退局面に陥り、その後、緩やかな回復傾向にはあるものの、平成 23 (2011) 年の欧州債務問題の深刻化などにより、依然として先行きが不透明な状態にあります。

わが国の経済動向を有効求人倍率から見ると、リーマンショックなどに端を発する世界経済の減速の影響を受けていることが分かります。その当時の極端な円高も相まって企業が合理化を進めたほか、製造業の空洞化などが進んだことによって非正規雇用が増大し、

失業者も増加する結果となりました。現在は緩やかな回復基調にあるものの、今後も日本経済を取り巻く環境は厳しい状況が続くと考えられます。

こうした状況の中、失業の長期化などにより支援を必要とする人のためのセーフティネットの構築と適正な運用が求められています。また、企業においても、経済のグローバル化への対応が必要となっています。

第3節 地球環境・エネルギー問題への意識の高まり

わが国を含む経済先進国と呼ばれる国々は、長きにわたり大量生産・大量消費・大量廃棄を必要とする社会経済構造のもとで、経済規模を拡大してきました。このような社会経済構造は、人々に“物の豊かさ”をもたらしましたが、その一方で地球規模での深刻な環境問題の発生を引き起こしました。

地球温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の喪失といった地球規模での環境問題に対し、平成4（1992）年の国連環境開発会議で「持続可能な開発」という概念が取り上げられて以来、世界各国において様々な取組が進められています。わが国では、平成26

（2018）年の「第五次環境基本計画」において、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策によって、経済社会システム、ライフスタイル、イノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。

一方、エネルギー問題に目を転じると、化石燃料の枯渇が危惧されたことから、わが国では平成9（1997）年に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、石油代替エネルギーとして太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電などの開発と利用が進められてきました。

再生可能エネルギーを効果的に利用することを可能にする「スマートグリッド」や、電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを、都市の交通システムや人々のライフスタイルにまで複合的に組み合わせた「スマートコミュニティ」等の研究も進められており、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生や計画停電の実施などを契機としてエネルギー問題への関心が高まる中、注目が集まっています。

第4節 安全・安心に対する意識の高まり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災と、その後の福島第一原子力発電所事故は、東北地方を中心に甚大な被害を与え、1万数千名もの尊い人命と人々の暮らしの場が奪われるという未曾有の大災害となりました。

この震災を契機として国民の意識にも変化が見られ、国土交通省が実施した国民意識調査によれば、「東日本大震災後の考え方の変化」について「防災意識の高まり」

(52.0%)、「節電意識の高まり」(43.8%)、「家族の絆の大切さ」(39.9%)をあげる人が多くなっており、災害に対する備えのみならず、環境・エネルギー、人と人とのつながりの大切さなどが重視されていることが分かります。

また、200人超が亡くなった平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、事前に危険性が指摘された場所で多くの被害が発生し、ハザードマップや警報等、実際に避難行動につながる災害情報の伝達方法について、踏み込んだ対応が求められています。

他方、振り込め詐欺や窃盗など、特に高齢者を狙った犯罪の多発や、インターネットを利用した新たな犯罪の発生などによって国民の生活が脅かされており、“安全に安心して暮らせる地域づくり”の大切さが改めて見直されています。

第5節 地方分権と市民参加の進展

平成12（2000）年の地方分権一括法の施行により、国と地方とが対等・協力の関係となり、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされました。これ以降、国の法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲など、地方分権改革が進展しています。

地方分権のもとでは地域の自主性・自立性が求められ、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に 대응していくためにも、地方公共団体の自律的な行政運営体制の確立が必要となり、特に財源の確保、政策立案能力の強化などを通じて、自治能力を高めることが期待されています。

地方分権の進展や市民意識の高まりなどを背景として、本来まちづくりの主役である市民の声を市政に反映しようという「市民参加のまちづくり」が活発化しています。行政計画の策定や事業の実施に関する「市民参加」や、市民と行政が対等の立場に立ち、お互いを尊重しながら取組を推進しようという「協働」によるまちづくりが、各地で進められています。

一方、高齢化の進行により、人々にとって最も身近な“参加の場”である地域社会や、市民活動の活力低下が懸念されており、これから高齢期を迎える人々や女性、若者の参画、さらには大学・企業など多様な主体の参画を促し、地域力を維持・向上させていくことが重要になっています。

第6節 技術革新の進展

近年 ICT（Information and Communications Technology：情報通信技術）の進展は目覚ましく、日常生活や経済活動に大きな変化を与えています。特にインターネット利用の増大と IoT（Internet of Things：モノのインターネット）の普及により、様々な人・モノ・組織が瞬時にネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータ（Big Data：ビッグデータ）の生成と収集が進み、これらを活用した AI（Artificial Intelligence：人工知能）による業務処理の効率化や最適な予測やアドバイスの提供等、日々新たな価値を生み出されています。このようなデジタル化が進んだ社会（Society5.0）は政府でも推進され、内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されています。

今後本格的に迎える人口減少、少子高齢化社会において、ICTは様々な社会課題解決に大きく貢献することが期待されており、社会実装に向けた取組が重要になると同時に、ICTを高度に使いこなす人材の育成、安全・安心に技術を活用できる環境の整備、高齢者等 ICT に不慣れな市民への普及等の課題に取り組むことが重要になります。

第7節 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組

平成27（2015）年9月に国連において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、この中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として分野別に17のゴール（目標）が掲げられました。この中では、社会的弱者、子どもからお年寄り等まで「誰も置き去りにしない」ことや、課題の解決に向け、行政ばかりではなく、企業やNGO・NPO、市民など多様な関係者が連携し新たな価値観・発想の下で取り組むことが重要であることなどが述べられています。

国においても、平成28（2016）年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され取組が進み、同本部が平成30年12月に決定した「SDGsアクションプラン2019」では、①SDGsと連携する「Society5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメントを柱として、国内外においてSDGsを推進していくこととしています。

地方自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、政府はSDGs達成に向けた優れた取組を提案する都市を選定する「SDGs未来都市」制度などにより、成功事例を普及展開することでSDGsとともに持続可能なまちづくりの推進に取り組んでいます。

第4章 主要指標等から見たさいたま市の状況

第1節 人口と世帯

ここでは、本計画の目標年次である令和12（2030）年度までだけでなく、その30年後の令和42（2060）年までの人口、世帯数などの見通しについて示します。

なお、本市は平成13（2001）年5月に浦和市・大宮市・与野市の合併により誕生し、平成17（2005）年4月には岩槻市と合併しましたが、合併前の数値については、旧4市の数値を合算して示しています。

（1）総人口の見通し

総人口は、平成27（2015）年の126.4万人から本計画の目標年次である令和12（2030）年には128.9万人に増加する見通しです。

総人口のピークは、令和7（2025）年頃の129.2万人で、その後減少に転じ、令和42（2060）年には117.0万人まで減少する見通しです。

（2）年齢4区分別人口の見通し（人口構成）

老年人口（65歳以上）は今後も増え続け、高齢化率は平成27（2015）年の22.8%から、令和12（2030）年には26.4%に増加し、令和22（2040）年には3人に1人が高齢者となる見通しです。

特に75歳以上の人口増加が顕著であり、平成27（2015）年の12.9万人から、令和12（2030）年には約1.5倍の19.6万人まで増加する見通しとなっています。

一方、生産年齢人口（15~64歳）は、平成27（2015）年の80.9万人から、令和42（2060）年までに約18%（14.3万人）減少し、年少人口（0~14歳）は約15%（2.5万人）減少する見通しです。

（3）男女5歳階級別人口の見通し

平成27（2015）年の年齢5歳階級別人口を見ると、男女ともに、いわゆる団塊ジュニア世代を含む「40~44歳」と、団塊の世代と呼ばれる「65~69歳」の2つのピークを持つ人口構成となっており、また、「40~44歳」の年齢層が最も多いことが分かります。

令和7（2025）年及び令和22（2040）年の推計では、団塊ジュニア世代を含むピークの層が「50~54歳」から「60~64歳」へと移動し、急速に高齢化が進んでいく見通しです。

（4）総世帯数と1世帯当たり人員の見通し

総世帯数は、平成 27（2015）年の 53.3 万世帯から本計画の目標年次である令和 12（2030）年には 57.8 万世帯に増加する見通しです。

総世帯数のピークは、令和 12（2030）年、令和 17（2035）年の 57.8 万世帯で、その後減少に転じ、令和 42（2060）年には 54.6 万世帯まで減少する見通しです。

1 世帯当たり人員は、平成 27（2015）年の 2.4 人から一貫して減少傾向で推移する見通しです。

（5）世帯類型別一般世帯数の見通し（世帯構成）

単独世帯が、平成 27（2015）年の 17.9 万世帯から、本計画の目標年次である令和 12（2030）年には 21.0 万世帯に増加し、令和 32（2050）年には 21.3 万世帯まで増加する見通しです。

老年人口の増加に伴い、高齢単独世帯も増加し、平成 27（2015）年の 4.9 万世帯から、令和 12（2030）年には 6.0 万世帯に、令和 32（2050）年には約 1.3 倍の 6.4 万世帯まで増加する見通しです。

（6）就業人口・従業人口の推移

就業人口（市内居住者のうち、就業している人口）は、これまで増加傾向で推移してきましたが、近い将来、生産年齢人口の減少に伴い、減少に転じることが予想されます。

従業人口（市内で就業している人口）は、第 1 次産業及び第 2 次産業の従業人口は減少しています。一方で、第 3 次産業の従業人口は大きく増加しています。全体の従業人口も増加傾向で推移してきましたが、就業人口と同様、今後は減少に転じることが予想されま

第 2 節 行財政

（1）一般会計歳入の推移

一般会計の歳入額は、平成 25（2013）年度以降、増加傾向で推移していますが、自主財源については、概ね増加傾向にあります。

平成 21（2009）年度以降、自主財源の約 8 割を占める市税が頭打ち傾向でしたが近年増加に転じ、市債についても増加傾向で平成 30（2018）年度には 600 億円を突破しました。本市の市税収入の特徴として、個人市民税と固定資産税の占める割合が全体の約 88%と大きく、特に個人市民税の割合が、他の政令指定都市と比較しても大きくなっています。

（2）性質別の一般会計歳出の推移

一般会計の歳出を性質別に見ると、平成 30（2018）年度の義務的経費は、対平成 21（2009）年度比で 1.7 倍に上昇していることが分かります。

特に扶助費については、少子高齢化の進展に伴う福祉や医療に要する費用の増加、景気の悪化による生活保護費の増加などの影響により大きく増えており、今後、財政余力の低下に拍車が掛かるおそれがあります。

（３）主要財政指標から見た財政状況

平成 28（2016）年度決算に基づく主要財政指標は良好な水準にありますが、平成 22（2010）年度から普通交付税の交付団体となったほか、経常収支比率も増加傾向にあり、財政における政策の自由度が減少する、いわゆる財政の硬直化が進行しつつあります。

（４）公共施設の建築年別の延床面積の状況

公共施設の多くは、昭和 40 年代から昭和 50 年代の人口急増期に集中的に整備されたものであり、1981（昭和 56）年以前の旧耐震基準に基づく施設が、延床面積全体の 48.8% を占めています。

今後は、施設・設備の老朽化の進行や耐震性の不安などの問題から、大規模改修や建替えを必要とする施設が急増し、財政を大きく圧迫することが予測されます。

第 3 節 市民意見等

ここでは、20 歳以上の市民 5,000 人を対象にして、毎年度実施している市民意識調査の中から、市民の定住意向と住み心地、各施策の満足度に関する結果の推移について示します。

市民の定住意向は高い水準を維持し、平成 19（2007）年度から実施している市民意識調査において、「現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか」の質問に対し、8 割以上の市民が「ずっと住み続けたい」または「当分の間住み続けたい」と回答しています。

また、「お住まいの地域の住み心地はどうですか」という質問に対し、「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した市民の割合は、平成 19（2007）年度の 74.0%から平成 30（2018）年度には 85.8%に増加しています。

加重平均に基づく市の取組重要度では、「災害に強い都市の構築」等の安全安心に係る取組や、「高齢化にともなって暮らしやすい都市の実現」、「子育てしやすい都市の実現」等、多様な分野で高くなっています。

そのため、多くの地方公共団体と同様に、本市を取り巻く環境が厳しさを増す中で、限られた経営資源（人材、財源など）を有効に活用するとともに、市民との協働をより一層進めながら各種施策展開の充実を図っていく必要があります。

第5章 さいたま市の魅力と課題

第1節 さいたま市の魅力

さいたま市は、鉄道や高速道路などの広域的な交通網が充実しており、交通の利便性が高い都市です。また、内陸型の都市で大宮台地に立地していることから、地震や台風などの自然災害に強い特徴があります。さらに教育や文化、健康やスポーツ、そして環境の分野でも多くの取組実績があり、各分野で他市には見られない魅力にあふれる都市です。

(1) 首都圏有数の自然環境と環境への先進的な取組

市内南北に広がる見沼田圃や荒川・元荒川など中心市街地を囲む水と緑や、氷川参道・氷川神社や盆栽村をはじめとする中心市街地エリアの緑など、首都圏有数の豊かな水と緑があります。

これらの豊かな自然には、野鳥や水生生物等様々な生きものが生息しており、本市の原風景をつくり出すとともに、心の安らぎを与えています。

特に、首都圏に残された平地の大規模緑地空間である見沼田圃は、農業体験や自然観察、日本一の桜回廊、レクリエーションなどの場も充実し、市内や首都圏各地はもとより国内外から大勢の人が訪れています。

また、平成24年度からの「次世代自動車・スマートエネルギー特区」における先進的な取組の実績があり、浦和美園地区を中心としたスマートホームコミュニティ先導的モデル街区の整備拡充のほか、移動型のハイパーエネルギーステーションとして活用可能な次世代バスの導入、太陽光発電等の再生可能エネルギーの電動モビリティへの充電設備としての整備など「公民+学」の連携によるスマートシティ実現に向けた取組を進めています。

(2) 健康意識の高さ

さいたま市国民健康保険特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率について、政令指定都市中で比較すると高い水準となっています。

さらに、第1号被保険者における要介護・要支援認定者の割合について、政令指定都市中で比較すると低い水準となっています。

また、市内は比較的平坦な地形で歩きやすく、通信機能付き活動量計やスマートフォンアプリ等のICTを利用して、歩数や検診の受診に応じてポイントが付与され、付与されたポイントに応じて特典を受けられることができる「健康マイレージ」などとあわせて、自然や歴史、文化などに触れながら散策できるウォーキングコースも数多くあり、健康を意識しながら、いつでもどこでも気軽に楽しみながら体を動かしていくことができる環境が整っています。

(3) 豊富なスポーツ資源

本市には、サッカーを始めとしたプロスポーツチームの本拠地、充実したスポーツ施設、東京オリンピック・パラリンピックのレガシー、全国初の自治体主導のスポーツコミッションによる国内を代表するスポーツイベントの誘致など、豊富なスポーツ資源があります。

特に、本市のサッカーは100年を超える歴史を有し、Jリーグ2チームを擁するホームタウンであるため、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりが進んでおります。

(4) 全国トップレベルの教育水準

「全国学力・学習状況調査」において、調査開始以来、小・中学校ともに、常に全ての実施教科で全国の平均正答率を上回り、政令指定都市でトップレベルの結果となっております。

また、「将来の夢や目標を持っている」、「自分には、よいところがあると思う」といった、将来に関する意識や自尊意識に関する質問項目では、全国や大都市平均を上回る良好な結果が得られています。小・中学校での英語教育「グローバル・スタディ」においては、中学3年生で英検3級以上相当の英語力を有する生徒の割合が、政令指定都市でトップとなるなど、英語力ナンバー1に向けその成果を大きく伸ばしております。

(5) 地理的優位性（交通の要衝・災害に強い）

本市は鉄道や高速道路などの広域的な交通網が充実しており、新幹線6路線のほか、在来線は4事業者で9路線が利用可能であり、市内33駅の1日平均乗降客数は180万人を超え、国内外を問わず日々多くの方がさいたま市を訪れています。なかでも東北・上越・北陸新幹線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、北関東の交通の要衝であるとともに、全国でも有数の一大交通拠点となっており、乗り入れ路線数が16路線と全国2位となっております。

また、国道16号や新大宮バイパス、東京外かく環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網も充実しています。さらに、新大宮バイパスと国道17号線を結ぶ町谷本太線の開通により、東西方向のアクセスが強化され、市街地の活性化が図られています。

国の地方支分局が集積するさいたま新都心は、大規模災害により東京都心にある国の中枢機能が失われた場合、首都圏の機能をバックアップするための最前線となります。このため、さいたま市は国の防災拠点に位置付けられ、さいたま新都心の広域防災拠点機能の整備や緊急輸送道路周辺のインフラ等の耐震化が進められています。

第2節 さいたま市の課題

(1) 少子高齢化の進行への対応

本市における合計特殊出生率は全国平均、埼玉県平均を下回り低い水準で推移しています。

少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、妊娠・出産、子育て支援施策の充実は欠かせないものです。このため、安心して妊娠・出産ができ、自信を持って子育てに取り組めるよう、地域ぐるみで子育てを支援する体制をハード・ソフトの両面で推進し、子育てしやすい環境をつくっていく必要があります。

女性の就業率の更なる上昇や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要が拡大している中で、子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿確保は追いついておらず、待機児童の解消には至っていない状況となっています。また、保育の量的拡大とともに、就学前の児童が心身ともに健やかに成長できるよう、更なる幼児教育・保育の質の向上にも取り組む必要があります。

放課後児童クラブでは、公設クラブの待機児童が生じているほか、民設クラブも大規模クラブ化または定員超過の状態であることから、積極的な施設整備を進めるとともに、育成支援環境の改善及び質の向上を図る必要があります。

本市は、いわゆる団塊の世代の人口分布が多く、令和7年(2025年)までの間に75歳以上の後期高齢者が急速に増加していくことが予測されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、更なる増加が見込まれます。

他都市に比べると比較的若い世代が多く、高齢化率や単身高齢者世帯の割合は低い水準となっていますが、今後将来的には急速に高齢化が進み、高齢者の介護や見守りなどのニーズが高まることが考えられます。

高齢者を始めとする市民の協力を得て、互助の仕組みを強化することにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく必要があります。

(2) 経済のグローバル化と技術革新の進展への対応

本市においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による担い手不足や、定住・交流人口の確保など、県内外との都市間競争が今後、更に激しくなることが予想されます。

経済の急速なグローバル化の進展に伴い、市内経済の縮小が懸念される中、本市が生き残るための強い産業力を育成するため、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた支援を推進する必要があります。

本市の商業は、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあるため、小売業を中心とした地域商業の活性化に向けて、魅力的な店舗づくりを進めるとともに、集客資源や各種イベントと連携することで来街者を呼び込み、市内

消費の拡大と賑わいの創出に向け、従来の枠組みにとらわれない取組を支援していく必要があります。

また、最新の技術革新の進展により、業務が機械に代替されることによる雇用の減少や、フレックス勤務やテレワークなど柔軟な働き方が普及していく可能性があるため、求職者のニーズに応じた就労支援の充実を図る必要があります。

(3) 安心・安全に対応する意識の高まりへの対応

切迫する首都直下地震や洪水など、大規模自然災害等により、大きな被害の懸念があり、今後一層、ハード・ソフトの両面から、より総合的かつ計画的に災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

今後、より災害に強い都市を推進していくためには、建築物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など「公助」の取組が必要であると同時に、自らの命は自らが守る「自助」、地域での支え合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることが必要となっています。

近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急をはじめとする消防需要は増加の一途をたどっており、市民の安心・安全を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。

また、ここ数年、交通事故発生件数は減少傾向であるものの、高齢者が巻き込まれる交通事故の割合の増加、自転車事故の増加などにより、交通安全に関する普及啓発活動を推進し、生活に密着した交通安全対策を強化していく必要があります。また、市民の身近なところで起きる該当犯罪の割合も高くなっており、安全・安心な生活環境を実現するためには、関係機関と連携しながら、地域の防犯体制も強化していく必要があります。

(4) 地球環境問題の深刻化への対応

本市は、第3次産業が盛んであり、人口も多いことなどから、特に民生部門（業務・家庭）及び運輸部門からの温室効果ガス排出量の削減に向けて、市民や事業者にも地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取り組みを促進する必要があります。

また、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生及び排出の抑制、資源のリサイクルの3Rを適切に推進するとともに、より環境への負荷の少ないごみ処理システムの構築に取り組む必要があります。

さらには、交通弱者の移動手手段の確保、環境負荷の削減、「コンパクトシティ+ネットワーク」等を念頭に、過度な自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。

(5) 社会の多様性と市民活動の高まりへの対応

少子高齢化の進行や個々の価値観・ライフスタイルの変化、地域社会とのつながりが弱いと考えられている単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により、自治体加入率は減少傾向にあり、地域住民の交流や社会とのつながりが希薄化する中で、地域社会の機能低下が懸念されています。

子育て支援や高齢者の見守り、防災や防犯など、地域社会に期待される役割を果たすため、自治会やボランティア団体、NPO、学校、職場、家庭など地域の関係機関・団体等などによる地域の連携の重要性は大きく、今後ますますその活躍が期待されます。地域に暮らす人々が適切に役割を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していくためには、市民の意識啓発を図るとともに、多様な主体の育成や活動支援の充実を推進する必要があります。

人権問題に関しては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者（LGBT等）への差別や偏見、インターネットによる人権侵害などがあり、市民、事業者、関係機関等と連携しながら、人権擁護や人権教育、啓発活動等に取り組む必要があります。

本市における外国人市民の増加に伴い、経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流がさらに活発化すると見込まれます。

このような背景を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に取り組む必要があります。

第6章 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造とは、「上質な生活都市」「東日本の中枢都市」の2つの将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格について示すものです。

1 現状と課題

(1) 本市の現状

- ・本市は、北関東・東北地方及び上信越地方から首都圏への玄関口に位置し、新幹線6路線が集まる交通結節点という立地特性に加え、東北自動車道などの高速自動車道の利便性にも優れ、様々な都市機能の集積があります。
- ・平成28年に策定された「国土形成計画 首都圏広域地方計画」において、本市が東日本の対流拠点に位置付けられ、対流拠点として必要な機能が求められています。
- ・また、首都圏有数の自然資源として中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川などがあり、様々な生物が生息する緑地や水辺も残されています。
- ・本市では、これまで、様々な都市機能を集積する市街地が河川や緑地などの自然資源に挟まれた都市構造の形成を進めてきました。
- ・さらに、氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として古くから繁栄し、明治期以降も埼玉県の行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた本市には、盆栽や人形づくり、サッカーなどをはじめとする多様な歴史的・文化的資源があります。

(2) 本市の課題

- ・今後、本市においても人口減少・超高齢社会が到来すると予測されています。
- ・そのような中で、住宅や商業、行政サービスなどの市民生活に必要な都市の機能が拡散・散在することは、中心市街地の衰退、日常生活におけるアクセスの面で利便性が低下する恐れがあります。
- ・また、市街地が拡大することにより、行政コストの増大を招き、財政状況を悪化させることが懸念されています。

2 目指す将来都市構造

- ・本市の特性と課題を踏まえ、以下のような将来都市構造を目指します。

豊かな自然環境との共生などによる質の高い市民生活を支え、多彩な交流を生み出す、「水と緑に囲まれたコンパクト+ネットワーク型の都市構造」を目指します。

目指す将来都市構造の内容については、以下のとおりです。

引き続き、市街地の拡大を抑制しながら都市機能を集約し、市街地が自然環境に挟まれた都市構造を維持しつつ、拠点となる市街地間をネットワークで接続することにより、「上質な生活都市」の実現に向け、市民が、自然環境に身近に触れ合いながら、心豊かな生活を送ることができるよう、市民生活に必要な諸機能を徒歩、自転車又は公共交通機関による移動で享受できる生活環境を創出していきます。

また、「東日本の中枢都市」の実現に向け、市外の各拠点都市などとのネットワークを強化することにより、各地からヒト・モノ・情報が集まる、東日本の中枢としての地位の確立を目指します。

3 将来都市構造を構成する要素

(1) 拠点

・本市においては、利便性の高い鉄道沿線を中心に市街地が形成されており、特に鉄道駅周辺には、市民生活に必要な諸機能が集積しています。

これらの諸機能が集積する地区については、以下のとおり、今後も引き続き都市機能を集積する「拠点」として位置付け、この位置付けに応じて各種機能の集積を促進するとともに、集積した機能を活用し、拠点の魅力を高めていきます。

① 都心

●大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区を本市の2つの「都心」と位置付けます。

●この2つの都心は、本市の顔として、良好な住環境に配慮しつつ、幹線道路網や公共交通機関の利便性を生かしながら、商業業務機能などの高次な都市機能を集積し、広域的な都市活動や市民生活の拠点としての役割を担います。

●2つの都心を包含する区域を「中心市街地」と位置付け、都心間の連携の強化、広域的な都市機能と都市型住宅を誘導するとともに、新たな産業の振興、多様な人々の交流の活性化を図る拠点としての役割を担います。

《大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区》

地区の 特性・地域 資源等	・東北圏、北陸圏、北海道と直接つながる広域交通結節点であり、東日本の対流拠点として、東日本の玄関口として、商業業務機能など、多様な都市機能を有する。 ・都市再生緊急整備地域として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的
---------------------	---

	<p>に市街地の整備を推進すべき地域に政令で指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域行政機能に加え、大規模災害時の広域防災拠点としての位置づけがある。 ・氷川神社や氷川参道、大宮公園、見沼田圃と近接しており、歴史文化資源や自然資源を身近に感じることができる。
目指す方向性	<p>大宮駅周辺地区においては広域的な商業・業務機能や交流機能、さいたま新都心周辺地区では広域行政機能、業務機能、文化機能、交流機能などの機能集積を引き続き進め、両地区の連携を深めつつ一体的な都心としての形成を進めます。</p> <p>また、東日本の対流拠点、及び国際社会との連携・交流のための結節点として、対流拠点機能のほか、災害時のバックアップ拠点機能など、必要な機能を集積し、近接する歴史や自然と一体化した都心の形成を目指します。</p>

《浦和駅周辺地区》

地区の特性・地域資源等	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務機能、教育・文化機能が集積している。 ・国道 17 号や国道 463 号線など、道路体系の骨格が整っている。 ・東京都心との交通アクセス向上や、良好な住環境により、子育て世代に人気があり人口が増加している。 ・宿場町として栄えた歴史があり、玉蔵院や調神社に近接するなど、歴史文化資源を身近に感じる事ができる。
目指す方向性	<p>行政機能を担うとともに、商業・業務機能や文化機能を中心とした機能の集積を図り、都心としての形成を進めます。</p> <p>また、集積が進んだ商業機能・居住機能、教育・文化機能や歴史文化資源を生かした、生活環境の充実と風格のある都心の形成を目指します。</p>

② 副都心

- 日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区及び岩槻駅周辺地区の 4 地区を「副都心」と位置付けます。
- 地域特性を生かした各種都市機能を有し、都心や副都心間で連携を行いつつ、一定規模の都市的サービスを楽しむことができる、都心に次ぐ都市活動や市民生活の拠点として、都心を補完する役割を担います。

《日進・宮原地区》

地区の	・プラザノース周辺に、公共・公益・商業機能が集積するとともに都市型住
-----	------------------------------------

特性・地域資源等	<p>宅が立地し、生活利便性が高く、日進駅周辺地区でも住宅・商業施設等が立地している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大宮盆栽村」や「盆栽美術館」、「漫画会館」といった文化財産に近接している。 ・また、三貫清水や鴨川、市民の森、見沼田圃といった自然環境にも近接する。 ・南北・東西方向への鉄道・幹線道路が走り、交通利便性が高い。
目指す方向性	<p>都市型住宅の立地と、商業機能等の集積による生活利便性の高さに加え、身近に文化・自然資源に触れることができる、生活環境が充実した副都心の形成を目指します。</p>

《武蔵浦和地区》

地区の特性・地域資源等	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等により、居住機能のほか、商業・業務機能などの多様な機能の集積が進んでいる。 ・武蔵浦和駅は埼京線と武蔵野線の乗換駅であり、羽田空港への高速バスや路線バスの発着地ともなっており、交通利便性が高い。 ・都心へのアクセスが良好であり、特に子育て世代の人口が増加している。 ・地区内には、別所沼まで繋がる「花と緑の散歩道」や笹目川などの自然環境が息づいている。
目指す方向性	<p>交通利便性の高さを生かすとともに、居住機能のほか、商業・業務機能などの多様な機能を有した対流拠点、魅力ある都市空間と緑が融和した副都心の形成を目指します。</p>

《美園地区》

地区の特性・地域資源等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地区画整理事業による新市街地形成が進められており、子育て世代を中心に人口が増加している。 ・スポーツ、健康、環境・エネルギーをテーマとした拠点づくりが進んでいる。 ・「アーバンデザインセンターみその (UDCM i)」を拠点とした「公民＋学」連携によるまちづくりが進められている。 ・「スマートシティさいたまモデル」の構築が進められている。 ・アジア最大級のサッカー専用スタジアム「埼玉スタジアム2002」という地域資源を有する。 ・地区内を流れる綾瀬川や、近接する見沼田圃といった自然資源を身近に感じることができる。
目指す方向性	<p>・埼玉スタジアム2002や豊かな自然環境などの地域資源を生かしつつ、</p>

性	先導的に最先端の知見や技術を取り入れながら、「公民+学」の連携によりスポーツ、健康、環境・エネルギーをテーマとした副都心の形成を目指します。
---	--

《岩槻駅周辺地区》

地区の 特性・地域 資源等	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町・宿場町としてのまちなみや人形など、歴史・文化を感じさせる古くからの伝統が息づいている。 ・本市の特色ある文化資源である人形文化の振興を図るとともに、観光振興等にも寄与する拠点施設として「岩槻人形博物館」を整備する。(令和2年2月開館予定) ・岩槻の歴史及び文化の発信、産業及び観光の振興並びに地域活性化の拠点であり、地域のにぎわいの創出に寄与するものとして、「にぎわい交流館いわつき」を整備する。(令和2年2月開館予定) ・地区内を流れる元荒川という自然資源を有する。
目指す方向 性	城下町や宿場町、人形のまちとして培った歴史・文化資源を生かした都市型観光機能等を強化し、にぎわいのある副都心の形成を目指します。

③ 地域生活拠点

- 都心、副都心以外の鉄道駅周辺を「地域生活拠点」と位置づけます。商業・サービス機能を主とする日常生活を支える機能を有し、地域における市民生活の拠点としての役割を担います。

④ 地域活動拠点

- 区役所周辺を地域活動拠点と位置付けます。区役所周辺においては、区役所との併設などにより文化・交流を主とする地域コミュニティを育むための機能を有し、地域における市民活動の拠点としての役割を担います。

⑤ 産業集積拠点

- 既存の工業団地やその他の拠点以外の交通利便性等に優れた地区を「産業集積拠点」と位置付け、製造業や流通業などの産業機能を集積します。「産業集積拠点」は、業務機能の主な集積拠点にもなる都心や副都心以外の企業活動の拠点としての役割を担います。

(2) 都市軸

- 「国土形成計画 首都圏広域地方計画」において「東日本の対流拠点」と位置付け

られ、「東日本の中枢都市」を目指す本市の都市構造は、東日本や首都圏といった広域的観点の中でとらえる必要があります。

- 首都圏では、東京を中心とする放射状の軸が複数形成されており、本市においても東京と北関東・東北地方、また上信越地方とを結ぶ南北方向の道路・鉄道に沿って都市的な機能集積が進んでいます。また、スーパーメガリージョンの形成に向けた首都圏と東北圏、北陸圏、北海道との連携・融合のためのネットワークの結節点としての役割が求められています。
- 東京中心部の近郊の地域においては、本市のほか、横浜市・川崎市、町田市・相模原市、八王子市・立川市・多摩市、柏市、千葉市など、東京中心部から環状の方向に拠点的な都市が帯状に連坦しています。これらの拠点的な都市の育成・整備を図るとともに、相互の連携を強化し、東京中心部との適切な機能分担を推進することにより、特に災害時における東京への一極集中のリスクを軽減することが求められています。
- このような広域的観点から、広域的な幹線道路や鉄道に沿って、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方とを結ぶ南北方向の軸を「南北都市軸」、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市と本市とを結ぶ東西方向の軸を「東西連携軸」と位置付けます。

<南北都市軸>

- 南北都市軸は、本市の主軸と位置付け、その機能を強化し、軸上の都市機能の高度化を進め、広域的な都市機能と都市型住宅を誘導することで、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方との連携並びに市内の拠点間の連携を強化していきます。

<東西連携軸>

- 東西連携軸は、広域的には、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市との連携を促進する機能を有し、南北都市軸との相乗効果によって、東京中心部からの機能分散の受け皿として都市機能の集積と機能の高度化を誘導する役割を担います。
- 市内においては、拠点間の連携を図りつつ、市域の東西に広がる市街地を結び、市民の交流・連携を促進する役割を担うとともに、交通利便性を生かした都市機能の集積を進めます。

(3) 水と緑のネットワークの骨格

- 本市は、市街地が河川と緑地に挟まれた構造となっており、市民は、都市生活を享受しつつ、身近に自然に親しみながら暮らすことができます。

- 市内を流れる河川と河川沿いの低地に広がる緑地は、本市の貴重な環境資産であり、都市構造上の重要構成要素として位置付け、河川沿いの低地帯に緑地を維持し、将来的にも市街地が河川と緑地に挟まれた都市構造を維持していくこととします。
- 見沼田圃や荒川、元荒川沿いを本市における「緑のシンボル軸」として位置付け、この軸を中心として、主要な河川、街路樹、斜面林等の樹林地、市内に点在する公園などの活用を進めながら、市全域にわたる「水と緑のネットワーク」を形成します。
- 「水と緑のネットワーク」の形成と併せ、より市民が身近に自然を感じ、豊かに暮らすことができるよう、本市の環境資産として河川や緑地の保全、活用を進めます。

4 土地利用の基本方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

- 鉄道などの公共交通の利便性の高い市街地において、集約的な土地利用を図ることを優先するとともに、市街地を取り巻く地域における自然的土地利用を維持・保全し、原則、新たな市街地の拡大を抑制しながら、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を実現していきます。

(2) 都市的土地利用に関する方針

- 南北方向の鉄道に沿って密度の高い土地利用を促進するとともに、鉄道駅周辺地域（駅勢圏）においては、都心、副都心などの拠点の位置付けに応じて、中高層から中層の集合住宅や商業・サービス機能等が調和した土地利用を促進し、様々な都市機能の集積を図ります。
- 駅勢圏の外縁では、戸建住宅と中層の集合住宅を、駅勢圏外においては戸建住宅と低層の集合住宅を主体とした土地利用を促進し、ゆとりある良好な住環境の創出を目指すとともに、防災面や環境面に配慮した利便性の高い市街地の形成を進めます。

(3) 自然的土地利用に関する方針

- 市街地を取り巻く緑地や水辺空間、農地などの豊かな自然環境と居住空間が調和した地区においては、自然環境の保全と農業の振興を基調としながら、水と緑のネットワークの骨格の形成、また、市民生活に安らぎと潤いを提供する空間として、その活用・創造を図ります。

5 エリアマネジメント

(1) 「エリアマネジメント」とは

- ・ここでいうエリアマネジメントとは、一定の地域（市街地再開発事業の事業区域や、

道路に囲まれた街区一体など)において、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、住民・事業主・地権者等の多様な地域の関係者が、主体的に行政や専門家・他組織等と協働・連携してまちづくりに取り組むことをいいます。

- ・その取組は、地域における、快適で魅力的な環境の創出や美しい街並みの形成、公共空間の活用、公共施設の維持管理・運営などのほか、ブランド力の形成や地域の伝統・文化の継承など、ソフトな領域のものも含まれます。
- ・エリアマネジメントを進めていく上では、住民・事業主・地権者等の多様な地域の関係者間における信頼関係や相互理解が不可欠であるため、「一定の地域」の範囲もこれらの関係性が構築できる範囲となります。
- ・本市では、特に本市の「都心」及び「副都心」において、まちづくりの主体となる地域の理解が進んでいるエリアからエリアマネジメントを促進しますが、エリアマネジメントに必要な地域住民による主体的なまちづくりへの意識の醸成や、機能の集積など、必要な環境が成熟している地域についても、エリアマネジメントによる取組を進めていきます。
- ・エリアマネジメントを進めるに当たり、併せてエリア内の都市施設の維持管理・運営を行うことにより、エリアマネジメントの実施が効果的になるほか、エリアマネジメント団体の自立した組織運営に資することとなります。

(2) 背景

- ・人口減少や少子高齢化等により、新しい開発が抑えられ、遊休資産の増加が見込まれる中、これからのまちづくりは、「つくる」(開発する)から、既存ストックを「つかう」(活用・再生する)、「そだてる」(維持管理・運営する)まちづくりへとシフトしていくことが求められています。
- ・地域の経済動向をみると、消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、活力に富む地域を持続させていくため、地域の特性に応じた地域の魅力づくりの重要性が高まっています。
- ・人口減少等により、市の財政状況が厳しくなっている一方、ボランティア活動をはじめとする社会貢献や地域活動に対する興味・関心が高まってきています。
- ・本市では、これまでの都市づくりにおいて、利便性の高い鉄道駅沿線を中心として「拠点」を設定し、都市機能等の集積を促進してきたところであり、特にその中心的な位置づけである「都心」及び「副都心」においては、既存ストックが多く集積しており、それらを生かし「育てていく」取組が求められています。

(3) 主な効果

- ・エリアマネジメント活動を進めることにより、住民・事業主・地権者のみならず、就業者・来街者にとっても快適で質の高い環境が形成され、来街者の増加による経済活動の活性化やエリア価値の向上など、地域活力が回復・増進することが見込まれます。

- また、エリアマネジメント活動に関わることで、住民・事業主・地権者等の地域への愛着や満足度が高まるとともに、活動への関わりを通じた新たな地域コミュニティの形成が期待されます。
- そのほか、行政だけでは対応できない複雑な課題に対し、地域を構成する多様な主体が協働・連携することにより、新たな課題解決方法の創出が期待されます。

(4) 組織体制

- エリアマネジメントを進める上では、円滑な資金調達や地域における合意形成を進めるため、エリアマネジメント団体を組織することが必要です。
- エリアマネジメント団体の組織形態は、任意団体としてのまちづくり協議会のほか、NPO法人、一般社団法人、株式会社など、様々な形態があります。
- エリアマネジメント団体が継続的に活動を進めていくためには、地域に関わる多様な主体の信頼と協力体制が必要です。
- 市としても、道路や公園等といった公共施設の所有者などの立場からエリアマネジメントに参画するほか、まちづくりに関する国への認定申請などの手続きや、助言・人的支援など持続的なエリアマネジメント団体の活動に必要な支援を行っていきます。
- また、エリアマネジメントを進めていくに当たってはマネジメント団体の自由な発想による積極的なマネジメントが進むよう、社会実験が円滑に実施できるような環境整備（規制緩和、柔軟な制度運用等）、利益を得ることを許容することなどが必要となります。

第7章 計画の推進

第1節 計画の構成

基本構想は、「計画の全体像」「重点戦略」「分野別計画」「各区のまちづくり」「質の高い都市経営の実現」の5部から構成されています。

●第1部 計画の全体像

計画の目標と将来都市像、本市を取り巻く時代潮流、本市の状況、魅力と課題、将来都市構造の基本的な考え方などを示しています。

●第2部 重点戦略

本市の「強み」や「優位性」である「魅力」を最大限に活用するとともに、本市が直面する「課題」に迅速に対応し、まちづくりの土台をしっかりと築いていくため、重要度や優先度に基づく選択と集中による施策の重点化を図り、効果的に事業を実施していく2つの重点戦略を示しています。

●第3部 分野別計画

将来都市像の実現に向けて、「コミュニティ・人権・多文化共生」「環境」「健康・スポーツ」「教育」「生活安全」「福祉」「子育て」「文化」「都市インフラ」「防災・消防」「経済・産業」の11の分野について、施策を総合的・体系的に示しています。

●第4部 各区のまちづくり

地域の特性を活かし、区民の声を聞きながら、区民とともにまちづくりを進めるため、10区の将来像とまちづくりのポイントを示しています。

●第5部 質の高い都市経営の実現

市民と行政の協働を基本として、総合振興計画を効率的、効果的に推進していくために、「市民協働・公民連携」「高品質経営市役所」について示しています。

第2節 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

1 2030年のあるべき姿

SDGsは、先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者などのすべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。そして、SDGsの17の目標には、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活の確保、質の高い教育の提供、持続可能な都市の実現などを掲げています。

この「誰一人取り残さない」という理念は、本市が目指す「市民一人ひとりがしあわせを実感できる“絆”で結ばれたさいたま市」、「誰もが住んでいることを誇りに思えるさいたま市」とまさに同じ方向を向いていることから、SDGsの視点を十分意識しながら各種施策を推進し、2030年に向けて誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思えるさいたま市の実現に取り組んでいきます。

2 本計画における取組の視点

さいたま市を取り巻く「経済・社会・環境」の状況の変化に的確に対応しつつ、目指すべき将来都市像の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、様々なステークホルダーとの協働により、自立的かつ持続可能な「誰もが住みやすい、住み続けたい」と思える「SDGs国際未来都市さいたま」を実現するため、分野別計画における各章の取組にSDGsの視点を位置付け、総合的かつ計画的に取組を推進します。

【分野別計画ページの見方】

図表挿入

第3節 計画の進行管理

1 進行管理の目的

見直し・改善・新たな企画立案を図りながら、計画を効果的・効率的に推進する

- 計画は策定して終わりではなく、計画に掲げたビジョンの実現や目的の達成に向けて、“いかに効果的・効率的に取り組み、様々な工夫を行い、各施策・事業の見直し・改善を図りながら推進していくか”が重要です。
- そのためには、職員はもとより市民と計画に掲げたビジョン・目的・内容を共有して共に取り組むとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化への的確な対応、市民生活の向上につながる新たな価値の創造など様々な観点から、各施策・事業を点検し、“見直し・改善・企画立案につなげていくこと”が必要です。

2 PDCAサイクルに基づく進行管理

“一つのさいたま市”としてPDCAサイクルを繰り返し、より高みを目指す

- 総合振興計画の各施策・事業については、PDCAサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検 → Action 見直し・改善）に基づく進行管理を行います。
- このPDCAサイクルに基づく進行管理については、“より高みを目指す”という視点が大切であり、これにより積極的な取組を進め、着実に成果を挙げながら、基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指します。
- そのためには、PDCAサイクルの各段階で、“一つのさいたま市”として総合力を発揮することが必要であり、本庁も区役所も、事業部門も管理部門も、市民の意見等を十分に踏まえ、知恵と工夫を凝らしながら、多様な協力・連携のもと、各事業を推進（スパイラルアップ）していくことが求められます。

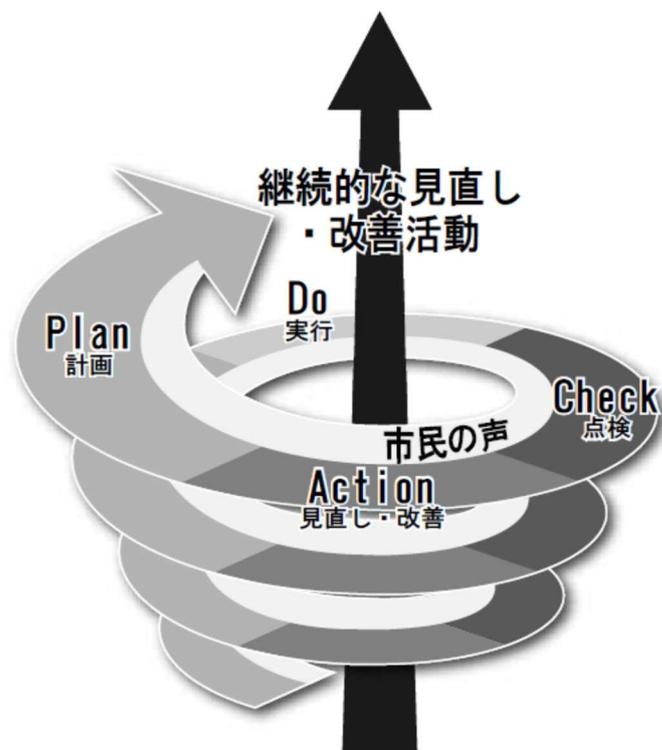
<協力・連携の例>

- ・組織間の情報の共有、組織横断的な協力体制の整備、各事業の連携実施
- ・総合振興計画の進行管理と他の計画の進行管理との連携（調書やデータの共有化等）
- ・総合振興計画の進行管理と組織編制・人事評価・人員配置・予算編成等との連携

<PDCA サイクルによるスパイラルアップのイメージ図>

<目指すべき将来都市像> (基本構想より)

上質な生活都市
東日本の中核都市



“一つのさいたま市として将来都市像の実現を目指す”

PDCAサイクルの各段階において、本庁も区役所も、事業部門も管理部門も、市民の意見等を十分に踏まえるとともに、知恵と工夫を凝らしながら、組織間の連携、他の計画や事業との連携、組織・人事・予算等との連携など多様な連携・協力のもと、各事業・取組を推進

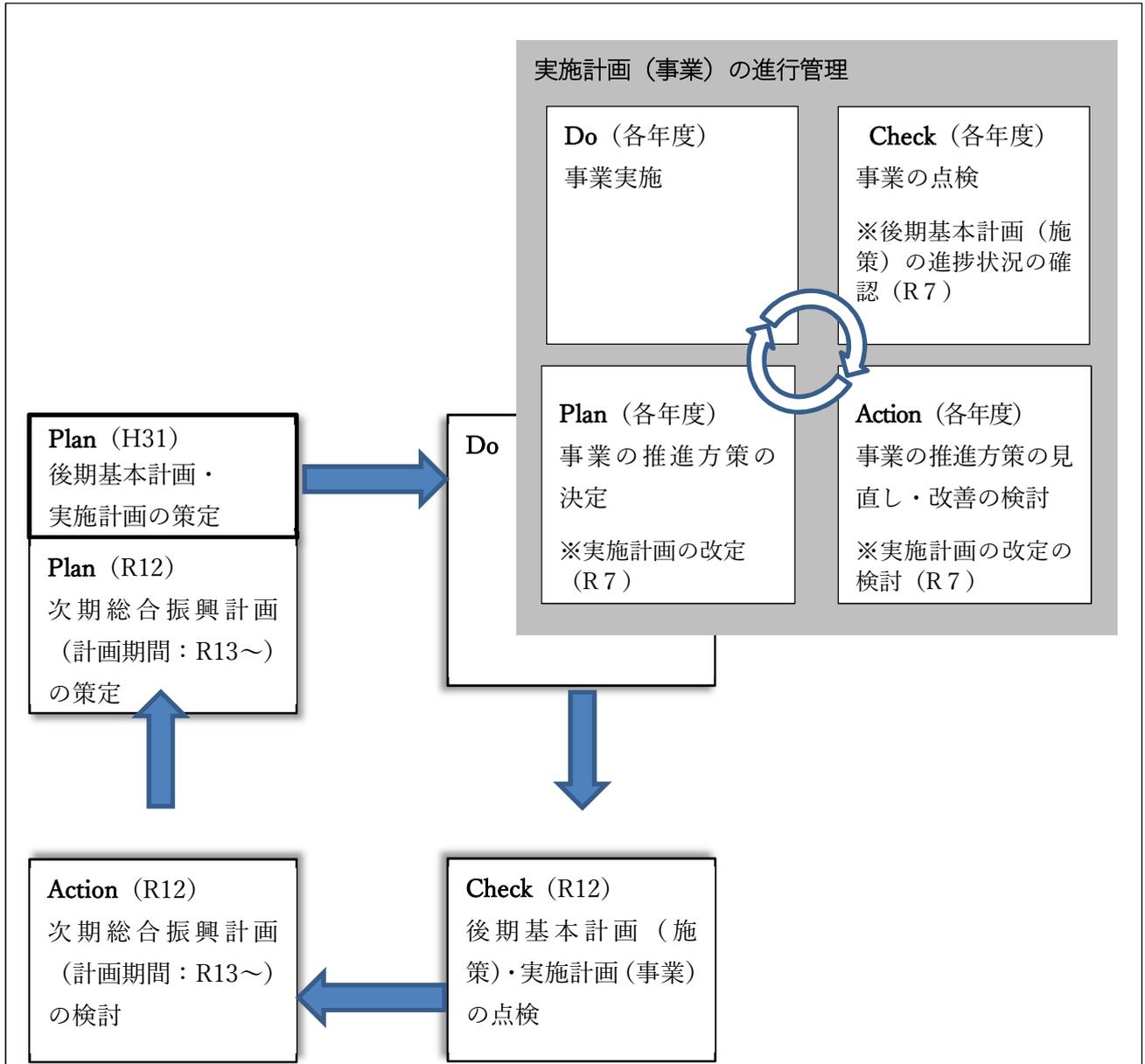
3 各年度の進行管理の考え方

各年度は実施計画（事業）を中心に点検し、令和7（2025）年度はこれに加えて基本構想に掲げる「目指す方向性」の進捗状況を確認する。そして、令和12（2030）年度は実施計画（事業）と併せて基本構想（施策）についても点検する。

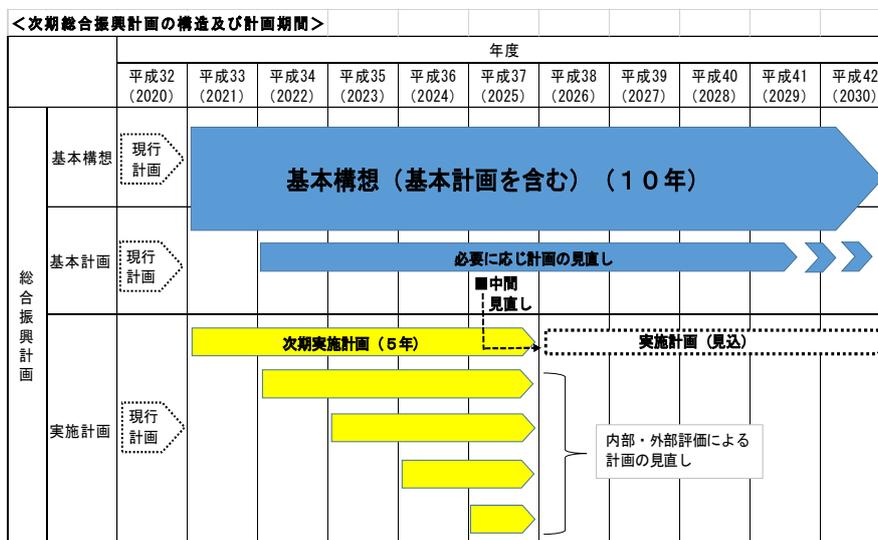
●令和12（2030）年度までの各年度における進行管理の実施に当たっては、次の表を基本とします。

各年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（事業）を中心に点検します。 <p>その際は、基本構想の「第3部 分野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」や「施策展開」をはじめ、上位の計画内容を踏まえる必要があります。</p>
令和7（2025）年度 （基本構想の中間年度、実施計画の最終年度）	<p>ア 実施計画（事業）の点検に加えて、基本構想（施策）に係る成果指標の数値の動向を把握し、また、設定した指標以外に参考となる各種統計調査や他都市との比較データ、その背景にある社会経済情勢等も勘案して、総合的な視点から基本構想（施策）の進捗状況を確認します。</p> <p>イ 上記の結果を踏まえ、実施計画を改定（次の実施計画の計画期間は令和8～12年度を予定）します。</p>
令和12（2030）年度 （基本構想、次期実施計画の最終年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（事業）と基本構想（施策）について点検し、令和12（2030）年度以降の計画の検討に生かします。 <p>基本構想をはじめ、総合振興計画全体の計画期間が令和12（2030）年度をもって満了となることに伴い、他の多くの個別計画も計画期間が満了となることが見込まれます。そのため、その後の総合振興計画をはじめとする各種計画のあり方等について、時間をかけて十分に検討する必要があります。</p>

<PDCA サイクルのイメージ図>



<総合振興計画の計画期間>



4 PDCAサイクルの各段階におけるポイント

- ここでは、事業部門が実施する各事業及び管理部門における各取組の進行管理に当たり、踏まえるべきポイントをDoからPlanの順で示します。

(1) Do (Planを受けて施策・事業・取組を実行)

本庁も区役所も、事業部門も管理部門も、各部署が協力・連携して、“一つのさいたま市”として基本構想に示す将来都市像の実現に向けた取組を実行する

- 本庁・区役所、事業部門・管理部門の全ての部署が総合振興計画を意識して実施計画事業をはじめとする各事業・各取組を推進します。
- その推進に当たっては、積極的に市民と情報の共有を図り、市民の理解・協力を得ながら進めることが必要です。
- また、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に伴う様々な課題に対応し、市民生活の向上につながる新たな価値を創造するために、局・部・課等の事務分掌の枠に捉われずに、さいたま市としてのあるべき姿を考え、横断的に協力し合いながら取り組んでいくことが重要です。
- さらに、局・部・課等それぞれのレベルで年間を通じてマネジメントを実践しながら、市としての的確な判断・対応を随時行う必要があります。そのため、年度途中においても適宜、各事業・各取組の進捗状況や課題を把握し、必要な情報を共有していきます。

(2) Check (Do の点検：進捗状況や課題の把握・分析)

進捗状況や課題を把握・分析し、見直し・改善・企画立案につなげていく

- 実施計画の各事業については、後期基本計画に掲げる「目指す方向性」を踏まえ、定期的に進捗状況や課題を把握し、分析を行います。
- 後期基本計画の各施策については、本計画の中間年度（平成 29 年度）及び最終年度（平成 32 年度）に、成果指標（「第 3 部 分野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」の進捗状況を測る“物差し”として設定）に係る数値の動向を把握するとともに、参考となる各種統計調査や他都市との比較データ、実施計画事業の進捗状況などを用いて、総合的な視点から実施計画事業や成果指標の妥当性の分析を行います。
- その結果については、現状や課題を市民と共有してともに考えていくため、公表します。

(3) Action (Check を踏まえた見直し・改善の検討・企画立案)

事業部門では進捗状況や課題を踏まえて各事業の見直し・改善の検討と企画立案を、管理部門では事業部門の進捗状況や課題を踏まえて、各事業の推進を支えるための自らの取組の見直し・改善の検討と企画立案を行う。

- 事業部門においては、点検結果を踏まえ、社会経済情勢や市民ニーズの変化等への的確な対応、市民生活の向上につながる新たな価値の創造といった様々な観点から、各事業の推進方策の見直し・改善や新たな事業の検討を行います。
- 管理部門においても、事業部門の事業推進を支えるため、限られた経営資源（人材、財源等）を有効に活用し、「選択と集中」の視点から組織編成、人員配置、予算編成など自らの取組の見直し・改善、新たな取組の検討を行います。
- 令和 7（2025）年度には、実施計画及び基本構想（施策）の進捗状況を踏まえて実施計画の改定を検討するとともに、必要に応じて、他の個別計画についても見直しを検討します。
- また、令和 12（2030）年度以降の総合振興計画をはじめとする各種計画のあり方等についても検討していきます。

(4) Plan (Action を踏まえた事業計画等の決定)

事業部門は来期の実施事業やその推進方策、スケジュール等を決定し、管理部門は各事業の推進を支えるため、政策調整・組織・人事・財政・行財政改革・広聴・広報等に関する様々な取組内容について決定する

- 事業部門において来期の実施事業や推進方策、スケジュール等を決定し、予算編成や推進体制の整備等を行います。
- 管理部門においても事業部門の事業推進を支えるための組織編制、人員配置、予算編成等を連携して行うとともに、各種取組の推進方策・スケジュール等を決定します。
- 令和7（2025）年度には、実施計画を改定するとともに、必要に応じて他の個別計画を改定します。
- 令和12（2030）年度には、総合振興計画等のあり方の検討結果を踏まえて、次期総合振興計画を策定します。

5 進行管理のための指標

（1）総合指標、成果指標、活動指標

- 進行管理のための指標として活動指標と成果指標があります。活動指標は実施計画に掲げる各事業の計画目標として主に設定（計画に掲載）し、実施計画の進行管理に活用します。また、成果指標は後期基本計画「第3部 分野別計画」の節ごとに掲げる「目指す方向性」の進捗状況を測る一つの“物差し”として設定（○頁を参照）し、後期基本計画の進行管理に活用します。

指標	説明	例
総合指標	包括的な視点、「住み心地」および「定住志向」に係る指標	住み心地 90% 定住志向 85%
成果指標 (アウトカム)	各施策の効果的かつ効率的な転換を図るために、事業の(括)大や見直し、新たな企画立案、限られた経営資源(人材、財源等)の配分検討に活用するための「物差し」	市民のスポーツ実施率 70%
活動指標 (アウトプット)	各実施計画事業の到達点の実現を測るもの	スポーツ施設 3施設整備

（2）指標の設定方法

総合振興計画における指標設定の手順は、将来都市像を達成するため、上位目標を意識したトップダウン型の方法とします。

- ①総合振興計画の最終アウトカムである総合指標を決定する。
- ②総合指標に貢献する施策展開ごとの成果指標を決定する。

(成果指標のマネジメントの主体(局レベル)を明確にし、すべての施策展開に成果指標を設定する)

③その後、成果指標に貢献する実施計画事業ごとの目標指標を決定する。

(3) 成果指標設定の考え方

成果指標は、総合指標に貢献する重要な指標です。以下の考え方に沿って設定します。また、成果指標のマネジメントを徹底するため、施策展開ごとにマネジメント局を設定することにより、責任主体を明確にし、成果指標と組織との連動を図ります。

①原則、行政の活動実績を表す指標ではなく、施策展開の成果を測る指標にする。

②施策展開との因果関係が明確な成果指標を設定する。

③「施策展開」ごとに成果指標を設定する。

④原則、客観的な指標(例:成人の週1回以上のスポーツ実施率)を設定するか、難しい場合は、主観的な指標(例:「スポーツが盛んなまち」とイメージする市民の割合)も設定可とする。

⑤他の要素や偶然性で左右されにくい(市以外の施策、天候、社会経済状況等で数値が変動しない)成果指標を設定する。

⑥原則、毎年測定可能な成果指標を設定する。

第 2 部 重点战略

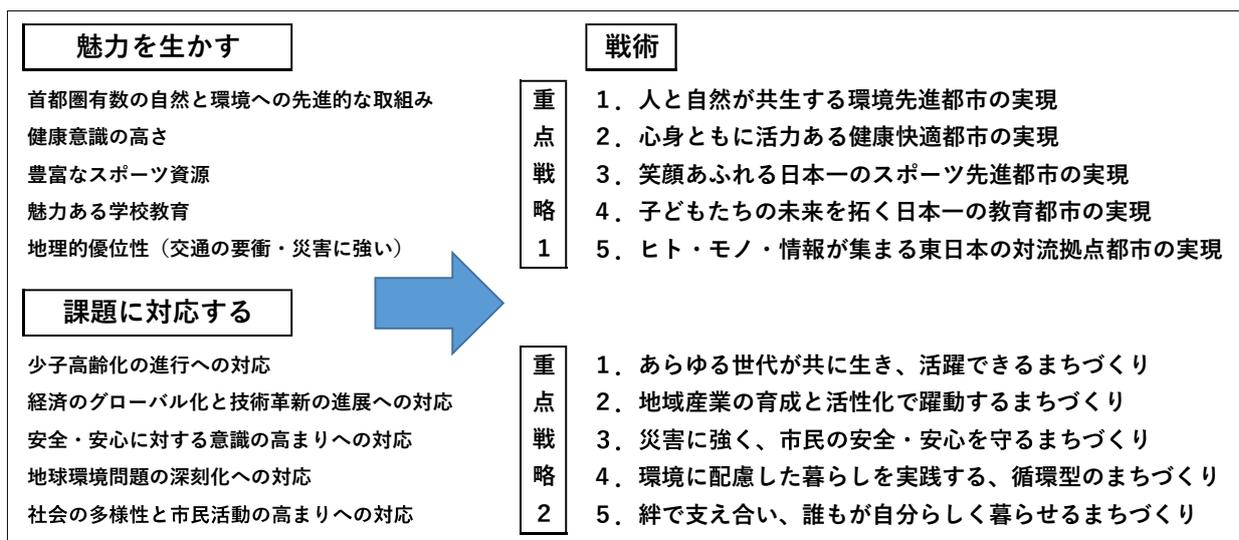
- 今後、財政状況が厳しくなる中で、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、限りある経営資源を選択と集中の視点で、最小の資源で最大の効果をあげていくことが重要となります。
- そのため、これまでのまちづくりで育まれた「強み」や「優位性」である「魅力」を最大限に活用していくことで、市民が幸せを実感し、市民や企業から選ばれ、さらなる成長・発展に繋げていく必要があります。一方で、本市を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来も持続可能な都市として、成長・発展し続けるためには、直面する「課題」に迅速に対応し、まちづくりの土台をしっかりと築いていく必要があります。
- そこで、『「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略』と『課題に対応し、持続可能なまちづくりを進める戦略』の2つの重点戦略を設定します。

重点戦略1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略

～「幸せ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市～

重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略

- 2つの重点戦略を実現するために、分野横断的に「魅力」を生かし、「課題」に対応する10の戦術を掲げます。



重点戦略 1 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略 ～「幸せ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市～

魅力 1：首都圏有数の自然と環境への先進的な取り組み

戦術 1 人と自然が共生する環境先進都市の実現

目指す方向性

見沼田圃や荒川・元荒川をはじめとする豊かな自然資源を守り育て、それらを重要な資産として活用し、水と緑に囲まれた潤いのある都市生活を実現します。

また、次世代自動車・スマートエネルギー特区に関するこれまでの実績や取組をさらに加速させて、再生可能エネルギー等の導入を積極的に促進し、地域内での電力の地産地消と自立・分散型エネルギーシステムを構築するなど、持続可能なエネルギーを確保し、低炭素なライフスタイルを楽しむ「環境先進都市」の実現を目指します。

▶重点ポイント

◆首都圏有数の自然環境の活用

- ・見沼田圃の次世代への継承
- ・良好な生活環境及び自然環境の保全

◆脱炭素社会に向けた先駆的な技術やサービスの展開

- ・再生可能エネルギーの積極的導入
- ・電力の地産地消

戦術2 心身ともに活力ある健康快適都市の実現

目指す方向性

市民の健康意識の高さと、平坦な歩きやすい地形を生かし、ICTを活用した科学的根拠に基づく健康づくりや、市内の四季折々の風景や魅力スポットを「歩く」を基本に巡るなど、楽しみながら「体を動かす、体を動かしてしまおう」まちづくりを推進します。市民が自ら進んで身近な健康づくりに取り組む環境づくりを進めることで、市民一人ひとりが「健幸」な暮らしの実現を目指します。

▶重点ポイント

◆ライフスタイルやライフステージに応じた「健幸」づくり

- ・ICTを活用した科学的根拠に基づいた健康づくり
- ・歩くことを中心に楽しく続ける健康づくり

※「健幸」…身体面の健康だけではなく、人々が生きがいを感じ、心豊かな生活を送れること

戦術3 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の実現

目指す方向性

さいたま市を本拠地とするプロスポーツチームや、東京2020大会などの会場となった大規模スポーツ施設などの豊富な「スポーツ財産」を生かしたスポーツツーリズムにより、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図ります。

また、地域における市民参加型のスポーツイベントなど、生涯を通じて身近にスポーツに親しめる環境を整備することで、「スポーツ先進都市」の実現を目指します。

▶重点ポイント

◆スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進

- ・スポーツシュレなどによる民間力や地域資源、最新のICT技術を活用したスポーツ人材の育成、持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出
- ・サッカーを核とした「スポーツのまち さいたま」の発信
- ・スポーツツーリズムなどによる観光、交流人口の拡大

◆生涯スポーツの振興

- ・地域で気軽にスポーツに親しむことができる機会の提供
- ・スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成

戦術4 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の実現

目指す方向性

国に先駆けて実施している本市独自の英語教育であるグローバル・スタディの推進などを通して、コミュニケーションを通じて人間関係を築く力や、ものごとを最後までやり抜く力など、グローバル社会で活躍する力の育成に取り組めます。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進などを通して、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力や、夢を実現しようとする高い志を持って可能性に挑戦する力の育成に取り組むなど、さいたま市ならではの特色を活かした魅力ある教育を目指します。

▶重点ポイント

◆未来を拓くさいたま教育で子ども力を伸ばす

- ・ 12年間の学びの連続性を生かした真の学力の育成
- ・ グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

戦術5 ヒト・モノ・情報が集まる東日本の対流拠点都市の実現

目指す方向性

新幹線6路線などが乗り入れる「東日本の玄関口」である大宮駅を有する本市の拠点性を生かして、東日本の中枢都市としての都市基盤の整備や多様で高次な都市機能の集積、広域的な交通網の強化、対流拠点機能の強化などを進めるとともに、大学等との連携による戦略的な研究・技術開発支援及び成長分野におけるイノベーションの創出に対する支援を強化し、本市及び東日本全体としての経済の活性化を目指します。

また、大規模な自然災害が起こりづらい地理的条件や、「さいたま新都心」付近が国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の進出拠点に位置付けられたことから、広域防災拠点としての機能の強化を図り、災害時の首都機能をバックアップする拠点機能を有する都市の実現を目指します。

▶重点ポイント

◆国際的な結節機能の充実

- ・東日本の交流拠点機能の強化
- ・広域鉄道・道路網の強化
- ・空港へのアクセス強化

◆対流拠点機能の集積強化

- ・東日本の「ヒト・モノ・情報」の交流、発信
- ・広域周遊観光ルートの構築
- ・MICEの推進

◆強い産業力の創出

- ・産業集積拠点の創出
- ・成長分野におけるイノベーションの創出
- ・創業支援の充実

◆広域防災拠点機能の強化

- ・災害時のバックアップ拠点機能の強化（広域防災拠点の要となる防災公園の整備）

重点戦略2 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略

課題1：少子高齢化の進行への対応

戦術1 あらゆる世代が共に生き、活躍できるまちづくり

目指す方向性

少子化の進行、保育需要のさらなる拡大に対応するため、妊産婦や子育て家庭の不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援を行うとともに、様々な事情やニーズに応じた多様な保育の受け皿と質の向上や、放課後児童クラブの充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで、子どもと共に生きるすべての人が社会で活躍できるまちを目指します。

また、急速な高齢化に対応するため、高齢者が「生涯現役」として質の高い学びを続け、積極的に社会参加できる取組を進めるとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる体制をさらに進め、住み慣れた地域で人生の最後まで、意欲や熱意をもって活躍できるまちを目指します。

▶重点ポイント

◆子ども・子育てを支える都市の実現

- ・安心して妊娠・出産・子育てできる切れ目ない支援
- ・子育てニーズに対応した多様な受け皿の確保と質の向上

◆心身ともに健康的で安心して長生きできるまちづくり

- ・地域づくりによる介護予防の取組
- ・セカンドライフの充実
- ・生活を支える移動手段の充実

戦術2 地域産業の育成と活性化で躍動するまちづくり

目指す方向性

経済のグローバル化や、生産年齢人口の減少などによる市内経済の縮小が懸念される中、本市が生き残るための強い産業力を育成するため、中小企業者の経営基盤強化への支援や、商業の活性化のためのにぎわいづくり等の取組を推進し、地域産業を中心に躍動するまちづくりを推進します。

また、AI等最新の技術革新の進展による労働市場の変化を捉え、求職者のニーズに応じた就労支援の充実、誰もが働きやすい就労環境の整備に取り組みます。

▶重点ポイント

◆地域産業の振興

- ・活力ある地域産業を育てる環境の整備
- ・商店街のにぎわい創出

◆地域経済を支える人材展開の強化

- ・多様な人材の育成と活用
- ・多様なニーズに応じた就労支援
- ・生き生きと働ける魅力ある就労環境の整備

戦術3 災害に強く、市民の安全・安心を守るまちづくり

目指す方向性

大規模自然災害による甚大な被害への懸念に対して、行政、関係機関及び地域が連携し、市民全体の防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織の育成強化、緊急輸送道路や上下水道等の都市インフラ、建築物の耐震性確保等により、市民の生命と財産を迅速・的確に守るための取組を進めます。

また、高齢者の交通事故の割合が増加傾向にあることから、交通安全教室等を通じて、交通マナーの向上と交通ルールの遵守の徹底を促すとともに、身近なところで起きる街頭犯罪に対して地域における防犯活動を支援し、安全で安心に暮らせる街を目指します。

▶重点ポイント

◆災害に強い都市基盤整備

- ・ 防災上の課題に応じた都市、生活インフラ等の整備

◆地域と共に進める災害対策

- ・ 防災意識と地域防災力の向上
- ・ 消防・救急体制の充実強化

◆安心して暮らせる都市の実現

- ・ 交通事故の防止
- ・ 地域と連携した防犯の推進

戦術4 環境に配慮した暮らしを実践する、循環型のまちづくり

目指す方向性

脱炭素社会の実現に向けて、シェアサイクルの普及や自転車ネットワーク路線の整備、安全な歩行空間の創出により、公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進することで、クリーンで快適な暮らしを実践できるようにします。

また、節電や省エネ、3R（リユース・リデュース・リサイクル）といった従来からの環境に対する取組はもとより、近年新たな課題となっているプラスチックごみと食品ロスの削減に向けた意識啓発に取り組み、環境に配慮した循環型のライフスタイルの実現を目指します

▶重点ポイント

◆環境に配慮したライフスタイルへの転換

- ・ 廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進
- ・ 過度な自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換

戦術5 絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

目指す方向性

市内に居住する外国人と日本人が互いの文化や習慣などを学び合う機会を充実することや、障害のある人が権利の主体として、障害のあるなしに関わらず、共に暮らせる地域社会を形成するなど、互いが持つ文化や価値観を尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

また、生活様式の変化や住民の頻繁な流入・流出、単身世帯の増加・核家族化等による家族や地域の支え合い意識の希薄化など、まちづくりの基盤となる「地域力」の低下に対して、子どもから高齢者まで多世代の交流を促進するとともに、学校や歴史文化資源等を活用した地域コミュニティの活性化を図り、地域の絆などのソーシャルキャピタルを高めることにより、人と人が触れ合い、支え合う地域社会の形成を目指します。

▶重点ポイント

◆誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現

- ・人権を尊重する意識の醸成
- ・多文化共生社会の推進
- ・ノーマライゼーション理念の実現

◆ふれあいのある地域社会の形成

- ・地域住民等の交流や自主的活動の促進
- ・スクール・コミュニティによる連携・協働の充実
- ・文化芸術を活用した地域コミュニティの活性化

第 3 部 分野別計画



第1節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

現状と課題

- ▶ 近年、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していることなどを背景に、自治会加入率の低下など地域住民の交流の希薄化や地域社会の機能低下が大いに懸念されています。
- ▶ 地域住民の交流の希薄化による地域社会の機能低下は、地域の祭りなどの伝統行事や文化といった地域の特色や活力が失われるだけでなく、防災・防犯・生活環境など住民の安全・安心が脅かされる事態が懸念されます。
- ▶ 防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では、自治会のほか、ボランティア団体やNPOなど様々な市民活動団体の活躍も期待されます。
- ▶ 今後は、地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していく必要があります。

目指す方向性

地域住民等の交流や自主的な活動を促進し、ふれあいのある地域社会の形成と、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

施策展開

(1) 地域住民等の交流や自主的活動の促進

- ▶ 子どもから高齢者まで多世代の交流、以前からの住民と新たに転入してきた住民との交流、地域の事業者や大学等との交流など、様々な交流の促進を図ります。

- ▶ 自治会の活動をはじめ、防災や防犯、環境保全、祭り、文化、スポーツなど、地域住民やボランティア団体、NPO等の自主的な活動に対する支援の充実に取り組みます。
- ▶ 一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代や、今後、地域社会に生活の重心を移すと見込まれる団塊の世代等を中心に、広く地域住民等の自主的活動への関心や参加の向上を図ります。
- ▶ 地域における様々な活動を通じて、住民や団体のつながりを高め合い、互いを支え合える地域づくりに取り組みます。
- ▶ コミュニティ施設や文化施設、生涯学習施設の有効活用、及び各施設間の連携を図るとともに、施設の管理・運営において市民との協働を推進し、地域住民等の活動の場や活動環境の充実に取り組みます。

成果指標

- ▶ **地域の活動や地域での交流が活発に行われていると感じている市民の割合**
(市民アンケート(無作為抽出))

第2節 人権尊重社会の実現

現状と課題

- ▶ 人権問題に関しては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別や偏見、インターネットによる人権侵害、同和問題など様々なものがあり、これらの解消が今もなお重要な課題となっています。そのため、人権教育や啓発など各種施策を市民、事業者、関係機関等と連携しながら、積極的かつ継続的に推進する必要があります。
- ▶ 男女共同参画社会の実現に向けて、本市では性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行の見直しを促すため、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、各種取組を推進してきました。
- ▶ 近年では様々な場で活躍する女性が増え、これまで実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識については薄れてきてはいるものの、「家庭生活の場」、「社会通念や慣習など」、「職場」等の平等感は低く、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多く残されています。
- ▶ また、「男女共同参画相談室」等における女性からの相談件数は増加傾向にありますが、配偶者や交際相手等からの暴力に関する相談も多くなっており、また、女性の約2割が身体に対する暴力を受けたことがあると回答した市民意識調査の結果もあるなど、総合的な対策を講じる必要があります。

目指す方向性

人権に関する意識の向上と被害者への支援に積極的に取り組み、社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会を目指します。

施策展開

(1) 人権を尊重する意識の醸成

- ▶ 人権問題の解消に向けた市民の意識・関心と社会全体の気運の向上を図り、あらゆる人権侵害をなくし、人権を尊重する意識の醸成を推進するため、市民や事業者、国や埼玉県など関係機関等と連携・協力して、学校教育の場をはじめとする人権教育、市民や企業等への人権啓発、被害者等が相談しやすい環境づくりなど、各種取組の充実を図ります。

- ▶ 配偶者や交際相手等からの暴力の防止のため、情報の提供、相談体制の充実を図り、関係機関等と連携・協力し、配偶者等からの暴力の根絶に向けた市民への啓発に取り組みます。

(2) 男女共同参画社会の実現

- ▶ 男女平等意識の向上、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを促すとともに、仕事や家庭生活、地域活動など様々な場における男女の共同参画を進めるため、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、意識啓発や各種情報の提供、ひとり親を含めた育児や介護等に関する支援等に取り組みます。
- ▶ 市の各種審議会など政策・方針決定過程の場への女性の積極的な登用を、引き続き推進します。

成果指標

- ▶ 人権が尊重されていると感じている市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 「男は仕事、女は家庭」など、性別による役割分担が未だに存在している市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)

第3節 多文化共生社会の実現等

現状と課題

- ▶ 本市における外国人市民は、平成28（2015）年10月現在で19,433人、総人口に占める割合は約1.45%となっています。経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流がさらに活発化すると見込まれます。
- ▶ このような背景を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に取り組み、地域の活性化や都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。
- ▶ また、平成17（2005）年12月に制定した「さいたま市平和都市宣言」に基づき、国際社会の一員として核兵器等の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献していくことが求められます。

目指す方向性

文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現とともに、様々な分野での国際交流・協力を積極的に推進し、世界の恒久平和に向けた取組を展開します。

施策展開

(1) 国際交流・多文化共生社会の推進

- ▶ 国際交流・協力活動に取り組む関係団体の支援や連携、外国人市民に対する様々な情報発信や生活支援の充実を図るなど、国際的なまちとして誰もが地域の一員として生活できる環境づくりに取り組みます。
- ▶ 外国と日本の互いの文化や習慣、言語などを学ぶ事業やイベントの充実を図ります。

(2) 世界の恒久平和実現への貢献

- ▶ 次代を担う子どもたちが戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会の充実を図るとともに、広く市民に平和への関心を促し、意識の高揚を図るなど、世界の恒久平和実現に貢献する取組を展開します。

成果指標

- ▶ 市民と外国人ともに暮らしやすいと感じる割合

(所管課所等のアンケート)

- ▶ 平和推進事業への参加者数

(所管課所等の独自調査)

第2章 環境



第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現

現状と課題

- ▶ 地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらす危険性があり、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現が喫緊の課題となっています。地球温暖化の原因である温室効果ガスについて、本市では民生業務部門、民生家庭部門及び運輸部門からの排出割合が大きいことから、先駆的な施策を取り入れながら、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の削減に向けたそれぞれの役割と責任を着実に果たしていく必要があります。
- ▶ 持続可能な開発目標（SDGs）において、長期安定的なクリーン電力の確保が掲げられていることから、本市においても電力の地産地消の仕組みづくりにより、持続可能なエネルギーを確保し、都市機能のレジリエンスを高めていく必要があります。それには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーを積極的に導入し拡大することが課題となっています。

目指す方向性

誰もが地球温暖化対策の取組を積極的に実践することで、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指し、SDGsに貢献します。

施策展開

(1) 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

- ▶ 地球温暖化対策の普及啓発を通じ、市民・事業者による温室効果ガス削減に向けた節電等の率先行動、住宅やオフィス等における徹底した省エネルギー化を促進し、脱炭素社会に向けたまちづくりを推進します。

- ▶ 地域内での電力の地産地消、自立・分散型エネルギーシステムの構築など、持続可能なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を積極的に促進します。
- ▶ 脱炭素社会に向けて、先駆的な技術やサービスを市民・事業者・行政の連携・協力のもと取り組むとともに「環境・経済・社会」が連携して発展する「環境未来都市」の実現を目指します。

成果指標

- ▶ 市民1人(1世帯)当たりの温室効果ガス排出量
(国・県等の統計等)
- ▶ 市域の再生可能エネルギー等の導入量
(国・県等の統計等)

第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

現状と課題

- ▶ 本市のごみ排出量は、平成27（2015）年度において一人1日あたりに換算すると913gとなっています。ここ数年は、1kgを下回っていますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。
- ▶ また、処理施設の老朽化が進み、施設の更新が課題となっているほか、ごみ1t当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の抑制に努める必要があります。
- ▶ さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立を行った場合、今後20年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を削減し、現存施設の延命化に努める必要があります。
- ▶ これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施し、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

目指す方向性

市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用して、環境負荷の少ないめぐるまち（循環型都市）の実現を目指します。

施策展開

(1) 廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進

- ▶ 食べ物を無駄にしない生活、買物時のマイバッグや外出時のマイボトルの使用などによる、ごみの発生抑制（リデュース）と、不要になったものを譲り合う再利用（リユース）を推進します。
- ▶ ペットボトル、びん、かん、古紙等の資源物を回収し、再生利用（リサイクル）を推進します。
- ▶ 3Rの取組を普及・促進させるため、市民・事業者に対し、取組事例や成果等の情報を積極的に提供するとともに、3R活動の支援に取り組みます。

(2) 廃棄物の適正かつ安定的な処理・循環利用の推進

- ▶ ごみを焼却処理する際に発生する熱エネルギーによる発電量の向上、焼却灰・熔融スラグ等の有効利用など、廃棄物の循環利用を推進することにより最終処分率を削減します。
- ▶ 廃棄物の減量を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、さらなる廃棄物の安定処理実現のために老朽化したプラントの更新や施設の適切な統廃合を推進します。
- ▶ 産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロール等の監視体制を強化します。

成果指標

- ▶ 市民1人1日あたりのごみの総排出量(g)
(所管課所等の独自調査)
- ▶ ごみの総排出量に対する最終処分比率(%)
(所管課所等の独自調査)

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

現状と課題

- ▶ 本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川等が市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物等様々な生きものが生息する緑地や水辺が現存するなど、首都近郊にありながら、貴重な自然が多く残っており、本市の原風景をつくり出すとともに、心の安らぎを与えてくれています。
- ▶ しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地や池や沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続く予想されています。特に、首都圏に残された貴重な緑地空間であり、治水機能や防災機能を有する見沼田圃については、遊休農地や荒地などが増加傾向にある中で、耕作者や土地所有者による営農努力や従来行政の取組だけではその保全・再生が困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。

目指す方向性

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と良好な生活環境の確保により、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを創造します。

施策展開

(1) 良好な生活環境及び自然環境の保全

- ▶ 市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定などを通じ、身近な緑地や里やま等の自然環境及び生物多様性の保全・再生に取り組みます。
- ▶ 自然の残る水辺を適切に保全し、市民の憩いの場としての環境整備に取り組むとともに、市民との協働による水辺の環境美化活動や、雨水の地下浸透・水資源の有効利用など水循環の健全化を図ります。
- ▶ 市内に広がる見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。

(2) 見沼田圃の次世代への継承

- ▶ 見沼田圃の特性を生かし、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動等に関する様々な取組を総合的に推進しつつ情報発信の強化を図ることで、誰もが憩うことのできる心のふるさととして、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るとともに、かけがえのない環境資産として守り育てます。

成果指標

- ▶ 水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合
(市民アンケート (無作為抽出))
- ▶ 見沼田圃に魅力を感じる市民の割合
(市民アンケート (無作為抽出))

第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現

現状と課題

- ▶ 環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するために、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面において環境に配慮することができるよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。
- ▶ また、環境分野単独では解決できない複雑かつ多様化した課題が山積している昨今においては、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられているように、様々な主体との連携が必要です。今後は、各主体間で連携した環境教育・学習や環境に配慮した活動などの施策の推進がより一層求められています。

目指す方向性

市民、事業者、学校、行政などすべての主体が環境の保全と創造に関心を持ち、相互に連携して意欲的に取り組むことで、環境負荷の少ない都市の実現を目指します。

施策展開

(1) 市民・事業者と共に取り組む環境に配慮した行動の推進

- ▶ 環境への関心や学習意欲を高めるため、小中学生を対象とした環境教育の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出について、民間とのネットワーク等も活用し、環境教育・学習を推進します。
- ▶ 環境に関する情報の共有や環境イベントの開催等を通じ、市民や事業者と連携・協力して環境の保全に取り組みます。
- ▶ 環境に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援し、取組の輪を広げます。

成果指標

- ▶ 環境に配慮した行動を実施している市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

第3章 健康・スポーツ



第1節 主体的な健康づくりの推進

現状と課題

- ▶ 健康寿命の延伸及び生活習慣病の予防、がん等の早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者にいたるまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。
- ▶ スポーツ（競技スポーツのほか、健康維持のための軽い体操、買い物や通勤時における歩行等も含めた意識的に行う様々な身体運動までを含みます。）は、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。
- ▶ 市民意識調査等の結果を見ても、本市におけるスポーツに関するイメージや施策の市民満足度は比較的高く、市民のスポーツ実施率は増加傾向にあります。一方で多くの市民が運動不足や、気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている、またスポーツ施設の老朽化が進んでいるなど、課題も少なくありません。
- ▶ こころの健康を保つためには、スポーツやレクリエーション、趣味などの活動を通じたストレス解消や生きがいづくりが重要です。また、地域社会との関係が満たされることは社会的な健康にもつながるため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、対策の推進が必要となります。

目指す方向性

市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組むことができる環境を整え、心身ともに健康で活力ある地域社会の実現を目指します。

施策展開

(1) スポーツなどを通じた健康づくりの意識醸成

- ▶ 地域と共に一人ひとりが心身ともに健康的な生活ができるよう、定期的な健康診査を促すとともに、乳幼児から高齢者にいたるまでのそれぞれのライフステージや

多様化するライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができるよう、市民、民間団体、事業者などと一体となって効果的な取組を進めます。

- ▶ 互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切にし、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、地域、家庭、職場等でのこころの健康づくりを支援します。
- ▶ 市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできる機会の提供に、関係団体等と連携して取り組み、市民のスポーツ参加を促します。
- ▶ 市民が身近な場所で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことのできるよう活動場所を提供します。

成果指標

- ▶ **健康寿命**

(国・県等の統計等)

- ▶ **ストレスが解消できていない人の割合**

(市民意識調査)

第2節 スポーツを活用した総合的なまちづくりの推進

現状と課題

- ▶ 「スポーツのまち さいたま」の実現のため、大規模スポーツイベントである「さいたま国際マラソン」の開催、「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」の開催支援、及び法人化した「(一社)さいたまスポーツコミッション」の活動支援等を実施することにより、更なるスポーツ振興と地域経済の活性化を推進する必要があります。
- ▶ 生涯スポーツの振興とともに、スポーツツーリズムなど、スポーツの分野で観光・交流人口の拡大を図るなど、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進する必要があります。
- ▶ 市民の体力向上や健康の保持増進を図るとともに、より多くの市民がスポーツを気軽に楽しめる環境づくりやスポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成を図っていく必要があります。
- ▶ 本市のサッカーは、100年を超える歴史を有し、Jリーグ2チームを擁するホームタウンであるため、この地域特性を生かし、サッカーを核としてスポーツを活用したまちづくりを更に推進していく必要があります。

目指す方向性

「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進し、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指します。

施策展開

(1) スポーツと広範な分野の連携を通じた総合的なまちづくりの推進

- ▶ 市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツの振興を推進し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や醸成を図ります。
- ▶ サッカーを核として、様々なスポーツを活用したまちづくりを推進するとともに、市内外へ「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。

- ▶ スポーツコミッションとの連携により、地域の活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の招致、青少年の健全育成に資する市民参加型のスポーツイベント等の開催を推進します。
- ▶ 民間力や地域のスポーツ資源、最新の ICT 技術を活用し、スポーツ人材の育成や持続可能なスポーツ環境の整備、スポーツビジネス・産業の創出・活性化を推進します。
- ▶ スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、だれもが利用しやすくなるよう地域のスポーツ環境などの整備や運営の改善を図ります。

成果指標

- ▶ 本市を「スポーツが盛んなまち」とイメージする市民の割合
(市民意識調査)
- ▶ 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率
(市民アンケート (無作為抽出))
- ▶ 児童・生徒の週 1 回以上のスポーツ実施率 (学校の体育の授業を除く)
(所管課所等のアンケート)

第4章 教育



第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進

現状と課題

- ▶ 技術革新による社会・経済状況が激しく変化する時代において、生きて働く知識・技能を習得し、人間ならではの感性に基づいた思考力や判断力、表現力を身に付け、自身の学びを人生や社会に生かそうとする意欲や力、人間性を涵養していく必要があります。
- ▶ グローバル化が加速する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場面において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力を育成していく必要があります。
- ▶ 人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できる社会を構築することが必要です。
- ▶ 急速な人口減少・高齢化が進展し、人間関係の希薄化による地域コミュニティの構造が大きな変化を迎えている中、地域が学校を育て、学校が地域を育てる、学校を核とした持続可能なスクール・コミュニティを構築することが必要です。
- ▶ 「社会に開かれた教育課程」の実現等による質の高い教育の提供のために、持続可能な社会に向けた教育環境を整備していくことが必要です。

目指す方向性

全国や政令指定都市に先駆けた教育施策や本市独自の教育施策を展開し、我が国においてトップクラスの教育を確立してきた本市ならではの特色を活かした魅力ある教育を推進します。

施策展開

- (1) 12年間の学びの連続性を生かした「真の学力」の育成

- ▶ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたアクティブ・ラーニングの推進や教育の情報化推進などを通して、他者と協働しながら新たな価値を創造していく力を育成します。
- ▶ 「さいたま市小・中一貫教育」や市立高等学校「特色ある学校づくり」を推進するとともに、豊かな自然環境を生かした自然体験活動の推進などを通して、夢を実現しようとする高い志をもって、可能性に挑戦する力を育成します。

(2) グローバル社会で活躍できる豊かな人間性と健やかな体の育成

- ▶ グローバル社会で主体的に行動し、たくましく生きる児童生徒をはぐくむグローバル・スタディの推進や、中学生に望ましい勤労観・職業観をはぐくむ「未来（みら）くるワーク体験」の推進などを通して、コミュニケーションを通じて人間関係を築く力、豊かな情操や規範意識、ものごとを最後までやり抜く力、社会的・職業的自立に向けた能力・態度等を育成します。
- ▶ 子どもたちの体力向上に向けた取組の推進とともに、学校・家庭・地域が連携した食育の推進などを通して、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。

(3) 人生 100 年時代を輝き続ける力の育成

- ▶ 市民の高度で専門的かつ多様な学習要求に応える「さいたま市民大学」の推進などを通して、全ての人が生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備します。
- ▶ 「生涯学習人材バンク」など学習成果の活用の仕組みづくりを通して、人生を豊かに生きるために、学んだことを生かして活躍できる環境を整備します。

(4) スクール・コミュニティによる連携・協働の充実

- ▶ 学校と地域が連携・協働して未来を担う子どもたちをはぐくむ「学校を核とした地域づくり」の推進などを通して、学校・家庭・地域・行政の連携・協働体制を構築し、地域の教育力の向上を図るとともに、地域に信頼される学校づくりを推進します。

- ▶ チャレンジスクールの充実や学校安全ネットワークの推進などを通して、地域の多様な教育資源を活用し、地域コミュニティの活性化と、地域発展の担い手となる人材を育成します。

(5) 「未来を拓くさいたま教育」推進のための基盤整備

- ▶ 時代のニーズや多様化する教育課題に対応する教員の資質能力の向上や、部活動の適正化に向けた部活動指導員の配置などを通して、新しい時代の教育に向けた学校の指導体制を構築します。
- ▶ 学校施設の計画的な改築・改修を実施するとともに、防災教育や交通安全対策の推進などを通して、安全・安心で質の高い教育環境を整備するとともに、学校安全体制を推進します。

成果指標

- ▶ 全国学力・学習状況調査の実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較
(国・県等の統計等)
- ▶ 「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「難しいことでも、失敗をおそれないで挑戦している」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「外国のことについて、もっと知りたいと思う」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「学ぶことや働くことの意義を考えたり、今、学校で学んだことと、自分の将来とのつながりを考えている」児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「運動やスポーツをすることが好き」な児童生徒の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 「学習機会を得ている」と感じる市民の割合
(市民アンケート (無作為抽出))

- ▶ 「学習の成果を地域活動やボランティアなどで社会に還元している」と答えた市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

- ▶ 「地域の学校は、地域から信頼されている」と思う市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

- ▶ 「地域の人たちは、自分たちを見守り、支えてくれている」と思う児童生徒の割合

(所管課所等の独アンケート)

- ▶ 「市政への満足度・重視度」における『学校の教育活動（授業、学校行事、部活動など）』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

- ▶ 「市政への満足度・重視度」における『学校の環境（安全・安心・快適など）』において、「満足・やや満足」と回答した保護者の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

第5章 生活安全



第1節 安全・安心にくらせる生活環境の形成

現状と課題

- ▶ ここ数年、本市の交通事故発生件数は減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに、交通事故死亡者数に占める高齢者の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要があります。
- ▶ 本市の刑法犯認知件数は、自治会やPTA等の地域団体による自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動が活発になったこともあり、平成16（2004）年をピークに減少に転じています。しかし、本市の特徴として、刑法犯認知件数の中で多くを占める自転車盗や、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多いため、これらの対策をより強化していくことが重要です。
- ▶ また、若者や高齢者を対象とした消費者トラブルは依然として増加しており、内容も多様化・複雑化が進んでいるため、被害の未然防止・解決に向けた迅速かつ適切な取組が必要です。
- ▶ 食中毒や感染症を防止するために、食品関連施設や生活衛生関係営業施設の監視指導や検査を充実するとともに、国・地方自治体との連携を密にして情報の収集を行い、市民に対して食中毒や感染症に関する情報提供及び正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

目指す方向性

交通事故や犯罪の抑制につとめ、生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、すべての市民が安全・安心に暮らせる都市を目指します。

施策展開

(1) 交通事故の防止

- ▶ 事故の発生地点に重点を置いた道路照明施設やカーブミラー等の交通安全施設の整備・充実など、交通事故の防止に向けた道路環境整備を推進します。
- ▶ 横断歩道の敷設や信号機の設置等の地域要望を的確にとらえ、警察等関係機関と連携して交通安全環境の改善に取り組みます。
- ▶ 交通事故に遭いやすい幼児や児童、高齢者を中心に、各世代に応じた自転車の安全利用を含む交通教育を推進するなど、市民に広く交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通ルールの遵守やマナーの習得を促進し、交通事故の未然防止につなげます。

(2) 地域と連携した防犯の推進

- ▶ 街路灯の設置・充実により、人の目が行き届きやすいようにするなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民の身近な場所で発生する犯罪や、人が多く集まる場所などで発生する犯罪の防止・抑制を図ります。
- ▶ 防犯に関する広報・啓発の充実により市民の防犯意識を向上させ、また自主防犯活動団体の支援により地域における防犯活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全・安心の確保に取り組みます。

(3) 消費者トラブルの拡大の防止

- ▶ 消費者トラブルに遭遇した際の相談窓口の周知と相談体制を強化し、被害の拡大防止を図るとともに、警察等関係機関とも連携して被害者の救済に努めるなど、安全・安心な消費生活の確保に取り組みます。
- ▶ 消費者トラブルに関する最新情報や知識を分かりやすく迅速に市民に発信・啓発することで、市民の注意を喚起し被害の未然防止を図ります。

(4) 生活衛生と食品の安全性の向上

- ▶ 生活衛生関係営業施設、食品関連施設の監視指導や検査、市民への情報提供の充実に努め、市民の健康被害防止を図ります。

成果指標

- ▶ 交通事故件数

(国・県等の統計等)

▶ 刑法犯認知件数

(国・県等の統計等)

▶ 消費者トラブル対策が充実していると感じている市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

▶ 衛生施設等に関して満足している市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

第6章 福祉



第1節 誰もが長生きして暮らせる地域社会の実現

現状と課題

- ▶ 本市は、いわゆる団塊の世代の人口分布が多く、令和7年(2025年)までの間に75歳以上の後期高齢者が急速に増加していくことが予測されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、更なる増加が見込まれます。
- ▶ 本市の要支援、要介護の認定者数については、これまで一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加してきています。
- ▶ また、国では、令和7(2025)年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「医療」「介護」「自立した日常生活の支援」「介護予防」「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進することとしています。
- ▶ 本市においては、高齢者をはじめとする市民の協力を得て、互助の仕組みを強化することにより、高齢者の自立支援・重度化防止の推進、日常生活を支援する体制の整備、認知症施策の推進など地域包括ケアシステムの具現化に取り組む必要があります。
- ▶ また、高齢期を念頭に置いた地域包括ケアシステムから、将来的には「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

目指す方向性

住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが安心して長生きすることができる地域共生社会の実現を目指します。

施策展開

- (1) 可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる社会の実現

- ▶ 高齢者の生活機能の低下や重度化を防止し、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域づくりによる介護予防の取組を進めます。
- ▶ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、生活支援、サービスの提供体制を強化し、幅広く支え合うことができる地域づくりを進めます。
- ▶ 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、生活基盤としての居住環境の整備や介護サービスの充実を図ります。

成果指標

- ▶ 75 歳～79 歳の介護認定率

(所管課所等の独自調査)

- ▶ 介護認定者の維持・軽度化した割合

(所管課所等の独自調査)

第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現

現状と課題

- ▶ 本市では、人口が増加している中、障害者の数も増加傾向にあります。平成30（2018）年度末における身体障害者手帳所持者数は33,404人で、障害者手帳所持者全体の約63%を占めています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は11,756人と、前年度末に比べて796人、約7%増加しています。
- ▶ 障害のある人に対する差別や偏見を無くし、不当な制約を受けることがないようにするためには、障害に対する正しい理解を促進することが必要となっています。
- ▶ 今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とする適切なサービス提供の確保が課題となっています。
- ▶ に、障害のある人が地域で自立し、安心して生活を送ることができる環境の整備（障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援の充実）が必要となります。

目指す方向性

一人ひとりが持つ、その個性が互いに尊重され、自らが主体性を持ちながら社会と関わり合い、自立した生活を安心して送ることができる地域社会を目指します。

施策展開

(1) 誰もが地域で安心して、共に暮らす権利を尊重し、暮らしていける地域社会の実現

- ▶ 障害に対する偏見や差別をなくし、障害のある人に対する理解を深めるための各種啓発活動や、虐待を防止するための取組を進めることで、障害のある人が権利の主体として、共に暮らせる地域づくりに努めます。
- ▶ 乳幼児期から全てのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない、総合的な支援が受けられる環境づくりを進めます。また、障害のある人が自らの利用するサービスを主体的に選択し、一人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら相談支援体制の充実を図るとともに、各種福

社サービスの多様化及び内容の充実に加えて、サービス提供者の能力や知識の向上を図ります。

- ▶ 全ての人が、社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備を推進します。また、障害の有無に関わらず、誰もが社会を構成する一員として、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。

(2) その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくり

- ▶ 生活に困窮する人など、支援を必要とする人に対する取組を実行します。

成果指標

- ▶ 「地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる」と答えた市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 生活自立・仕事相談センターの相談者が、必要とする支援の相談窓口につながった割合
(民間事業者の統計等)

第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現

現状と課題

- ▶ 埼玉県が策定した「地域医療構想」によると、さいたま区域では、75歳以上人口の増加に伴い、令和7年（2025年）には入院患者数は、平成25（2013）年の1.33倍、在宅医療等の需要が約1.74倍になると見込まれています。
- ▶ 市内の高齢者人口の増加と、高齢者の1人暮らしや高齢夫婦のみ世帯数の増加に伴い、救急搬送件数が増加することが予測されています。限られた医療資源を有効活用するための救急医療体制が求められています。

目指す方向性

誰もが安心して暮らすことができるよう地域医療体制の充実を図ります。

施策展開

(1) 市民が安全・安心に暮らせる医療体制の充実

- ▶ 市民の暮らしの安全・安心を確保するため、地域のかかりつけ医（診療所）と病院との機能分担による連携を強化するなど、地域医療体制の充実を図ります。
- ▶ 初期・二次救急患者を受け入れる救急医療体制の安定した運営を確保します。また、救命救助の現場に立ち会った一般市民による適切な救命措置が行われるよう、AEDの普及啓発に取り組みます。

成果指標

- ▶ 「かかりつけ医」を持っている市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 医療体制が充実していると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)

第7章 子ども・子育て



第1節 子ども・子育てを支える都市の実現

現状と課題

- ▶ 全国的に少子化が進行している中、平成 29（2017）年における本市の合計特殊出生率は 1.36 で、全国の 1.43 を下回る水準で推移しています。
- ▶ 少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要ですが、妊娠・出産、子育て支援施策の充実は欠かせないものです。このため、本市においても安心して妊娠・出産ができ、子育てしやすい環境づくりが求められています。
- ▶ 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や保育環境の整備、地域ぐるみで子育てを支援する体制をハード・ソフトの両面から強化する必要があります。
- ▶ 認可保育所等の需要の増加に対し、受け皿確保が追いついておらず、平成 31（2019）年 4 月現在で 393 人の待機児童、2,037 人の利用保留児童が生じています。そのため、これらの早急な解消に向けて取り組む必要がありますが、将来的には人口減少に伴う保育需要の減少が見込まれることから、保育の受け皿確保と並行して、人口減少局面における対応を検討する必要があります。
- ▶ 放課後児童クラブでは、平成 31（2019）年 4 月現在で 392 人の公設クラブ待機児童が生じているほか、民設クラブも大規模クラブ化または定員超過の状態であることから、積極的な施設整備を進めるとともに、育成支援環境の改善及び質の向上を図る必要があります。
- ▶ 全国的に世帯の小規模化の進行や共働き世帯の増加、地域社会における人間関係の希薄化などによって、家庭が孤立し、子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれており、社会全体で子育てを支援していく必要があります。
- ▶ 発達障害の社会的認知の広がりにより、全国的に支援を必要とする子どもや保護者は増加しています。障害のある子どもの健やかな育ちを促すとともに、保護者が抱える不安感を軽減するよう、環境の整備を図る必要があります。
- ▶ 子ども・青少年を取り巻く環境は常に変化するなか、子ども・青少年が抱える課題は複合化・複雑化しているため、関係機関の連携、重層的な支援を図る必要があります。

目指す方向性

誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担うすべての子ども・青少年が個性を尊重され、健やかに育ち、社会で輝いて生きられるまちづくりを推進します。

施策展開

(1) 安心して妊娠・出産・子育てできる切れ目ない支援と親と子の健康づくり

- ▶ 妊娠、出産期において、安心して子どもを生み育てることができるように、妊産婦や子育て家族の不安や悩みを軽減するため切れ目ない支援の充実を図ります。
- ▶ 子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付などの支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。

(2) 安心して子どもを育てられる環境づくり

- ▶ 子育て家庭の様々なニーズに応えられる多様な保育の受け皿の充実とともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。
- ▶ 放課後児童クラブについて、ニーズに応じた受入定員を確保するとともに、質の向上に取り組みます。
- ▶ 地域全体で子育て家庭を支えるため、地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実や、身近な場所で子育てを楽しく行える環境づくりに取り組みます。
- ▶ 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。

(3) 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に成長する環境づくり

- ▶ 子ども・青少年の豊かな人間性と社会性を育むため、学習、スポーツ、文化活動、地域活動など様々な体験の機会とともに、世代間交流をはじめ多様な交流の機会の充実を図ります。
- ▶ 社会的養護が必要な子ども・青少年や子育て家庭について、子ども・青少年の健やかな育ちを最優先に、状況に応じた適切な対応に取り組みます。

- ▶ 困難を抱えている子ども・若者に対し、気軽に相談でき、支援につなげる体制を強化することにより、不安や悩みの解消、自立に向けた支援の充実を図ります。

成果指標

- ▶ 妊娠・出産について満足している者の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた者の割合）

（所管課所等のアンケート）

- ▶ 安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合

（市民アンケート（無作為抽出））

- ▶ 子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合

（市民アンケート（無作為抽出））

第8章 文化



第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

現状と課題

- ▶ 本市では、「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」を創造するため、平成24(2012)年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行しました。そして、この条例に基づき、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成26(2014)年3月に「さいたま市文化芸術都市創造計画」を策定し、各種施策を展開してきました。
- ▶ 計画においては、「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」を本市の魅力ある資源として位置付け、これらをはじめ地域に根ざした文化芸術資源の発掘・保護・活用を進めることとしているほか、文化芸術活動の促進、文化芸術の鑑賞機会や活動の場となる施設の充実などに取り組むこととしています。これまで、大宮盆栽美術館、漫画会館、人形博物館、鉄道博物館を中核として、魅力ある資源を活用した各種取組を進めており、平成29(2017)年の第8回世界盆栽大会、令和2(2020)年の、東京2020大会文化オリンピックである「さいたま国際芸術祭2020」など、国内外に向けて本市の魅力をアピールするための催しを開催しました。このほか、文化芸術活動の場を充実させるため、市民会館おおみや及び市民会館うらわの移転・リニューアルにも取り組んできました。
- ▶ 今後は、令和3(2021)年3月に改定した「さいたま市文化芸術都市創造計画」に基づき、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携も視野に入れた施策展開が求められています。具体的には、上に掲げた本市の魅力ある資源を筆頭に様々な魅力ある資源の更なる活用に取り組むほか、新たな資源の発掘や魅力の創造により、文化芸術を活用したまちの活性化を推進する必要があります。また、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、だれもが気軽に文化芸術に触れられる機会の充実や市民の文化芸術活動の活性化を一層図る必要があります。さらに、文化センターを中心とした「文化芸術創造拠点」を構築し、文化施設間の連携強化を図るなど、多様な取組を総合的に推進する必要があります。
- ▶ 本市には、平成31(2019)年3月31日現在、国指定10件、県指定75件、市指定444件、合計529件の有形・無形の指定文化財が存在しています。この他にも数多くの文化財や遺跡等が存在し、多様な歴史と文化に関する資源があります。これら貴重な歴史文

化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。

目指す方向性

総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造を目指します。

施策展開

(1) 文化芸術を活用したまちの活性化

- ▶ 「盆栽」、「漫画」、「人形」、「鉄道」等の本市の魅力ある資源をはじめ、多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。
- ▶ 歴史文化資源や文化芸術を活用し、学校教育や生涯学習、観光、経済をはじめ幅広い分野との連携を進め、国内外との交流、地域経済、地域コミュニティ等の活性化を図ります。
- ▶ 文化芸術活動の場や多様な文化芸術に触れ合う場となる施設の機能の拡充等、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、幅広い文化芸術活動を行うことができる環境の充実に取り組みます。

(2) 文化芸術活動の促進

- ▶ 関係団体等との連携を図りながら、文化芸術を体験できる参加型事業や、文化芸術活動の成果発表等、市民等が文化芸術活動に参加できる機会の充実に取り組みます。
- ▶ 文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供をはじめ文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実に取り組みます。
- ▶ 多くの人々が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術施策を推進し、多様な文化芸術を鑑賞できる機会の充実に取り組みます。

(3) 歴史文化資源の保存・継承・活用

- ▶ 有形・無形の指定文化財の保存・活用・継承を図ります。また、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、城下町や宿場町等の面影を残す景観、市の変遷を示す資料などの記録化と収集・整理・活用に取り組みます。

成果指標

- ▶ 文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合）

(所管課所等のアンケート)

- ▶ 文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合（過去1年間に1回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合）

(所管課所等のアンケート)

- ▶ 歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合

(市民アンケート（無作為抽出）)

第9章 都市インフラ



第1節 人を呼び込み交流を促す都市インフラ

現状と課題

- ▶ 今後、人口減少・高齢化の進展や既存ストックにかかる維持管理費の増大などさまざまな問題が生じる恐れがあります。
- ▶ このため、都市機能の集約化を図るとともに、地域特性を踏まえながら、にぎわいと交流を有する魅力的な都市空間の形成に取り組む必要があります。
- ▶ 本市は、鉄道14路線33駅を抱えており、なかでも東北・上越・北陸新幹線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、北関東の交通の要衝であるとともに、全国でも有数の一大交通拠点となっています。また、国道16号や新大宮バイパス、東京外かく環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網も充実しています。
- ▶ しかしながら、鉄道を中心に通勤・通学時間帯では混雑が激しく、また、主要幹線道路や鉄道駅周辺で交通混雑が発生し、バスは定時性・速達性の低下などが生じており、交通網の強化や利便性の向上を図る必要があります。
- ▶ その一方で、今後さらに財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、道路整備を着実に進めるためには、必要な道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動した計画・整備を進める必要があります。
- ▶ 大宮駅周辺地区については、さまざまな都市機能が集積している一方で、都市基盤の整備の遅れに伴う慢性的な交通渋滞の解消や防災性の向上などの課題があります。そのため、「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」等を踏まえ、市街地開発事業により、本市の都心としての拠点性の向上を図るとともに、大宮駅を中心とした交通機能の強化、歩行者ネットワークの形成等を推進する必要があります。
- ▶ さいたま新都心周辺地区については、これまでに都市基盤が整備され、国の広域行政機能などさまざまな都市機能が集積しているものの、さらなる土地活用の充実・強化を図るといった課題があります。そのため、「さいたま新都心将来ビジョン」に基づき、適正な土地利用転換と活用を促進するとともに、本市の都心としての魅力あるまちづくりを民間活力を導入して推進する必要があります。
- ▶ 浦和駅周辺地区については、鉄道高架化により、東西市街地の一体化が図られましたが、駅周辺の狭隘道路の解消など、都市基盤の整備が遅れているといった課題がありま

す。そのため、市街地再開発事業等により、防災性の向上を図りつつ、商業・業務、文化・交流、街なか居住などの機能充実・強化に取り組み、本市の都心としてのにぎわいや回遊性を高める市街地の再構築を推進する必要があります。

目指す方向性

「都心」においては、多様で高次な都市機能の充実・強化、「副都心」では、都心を補完し、各地区の特性に応じた都市機能の集積を図り、良好な住環境や都市景観の形成を目指します。さらに、広域的な交流を支えるネットワークを充実させ、今後も持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

施策展開

(1) 都市基盤整備の推進

- ▶ 東日本の中核都市としてのさいたま市の主たる拠点機能を担う2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区）と4つの副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）において、それぞれの位置付けにふさわしい都市基盤の整備を計画的に推進します。

(2) 多様で高次な都市機能の集積

- ▶ 都市基盤の整備と土地の高度利用・複合利用を推進することにより、都心においては、多様で高次な都市機能の集積、副都心においては、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積を図るとともに、各地区の特性を最大限活用したにぎわいと交流を生む歩きたくなる都市空間を形成し、多様な魅力を創出する拠点として育成します。

(3) 広域的な交通施策の推進

- ▶ 都市活動を支える利用しやすい移動環境を確保し、コンパクトなまち*の形成を図るため、市民をはじめ、交通事業者、関係行政機関と相互に連携し、交通に関する課題や目標を共有しながら、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進します。また、軌道系交通網の強化に向けて、浦和美園～岩槻地域

の成長・発展を進めるとともに、地下鉄7号線の延伸促進に取り組み、LRT等を含む新交通システムの導入研究や市内各鉄道の利便性向上を図ります。

- ▶ 幹線的な道路の整備を進め、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークを形成します。

成果指標

- ▶ 都心・副都心における区画整理事業・市街地再開発事業の進捗率等
(所管課所等の独自調査)
- ▶ 都心・副都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合
(市民アンケート(無作為抽出))
- ▶ 都心・副都心の駅の1日あたりの乗降客数(定期利用者を除く)
(民間事業者の統計等)
- ▶ 鉄道、バスの年間利用者数
(民間事業者の統計等)
- ▶ さいたま市の交通の利便性に関する満足度
(市民意識調査)

第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ

現状と課題

- ▶ 本市では、これまで少子高齢化、人口減少、環境問題など、市街地を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、既存の市街地の再構築・再生、環境負荷の低減など「質」を重視した持続可能なまちづくりへの転換を目指し、取り組んできました。
- ▶ 全国的に人口減少・少子高齢社会が進行する中、本市においても引き続き将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえた市街地整備を推進するとともに、ICT等の利活用を進め、より安全・安心で快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けて、環境負荷の低減など市街地の質的な改善と都市機能の向上に取り組む必要があります。
- ▶ また、市内には、氷川神社や岩槻城址などの歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、さらに様々な伝統行事やイベント等を含めて景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。
- ▶ これらの資源を次世代に継承するべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。
- ▶ 都市公園については、身近な公園が不足している市街地において新規整備を推進するとともに、既存公園の老朽化が進んでいることや公園の質の向上が求められていることから、既存公園の改修及び維持管理・運営方法の改善が必要です。また、緑の保全・整備や緑化の推進に向けた市民や事業者の主体的な取組への支援を強化する必要があります。
- ▶ 住宅については、ニーズの多様化や住宅セーフティネット再構築の重要性が高まるなど、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。また、市営住宅については、厳しい財政状況が見込まれる中で、供給量の増加を図ることが難しく、一方で老朽化が進んでいるため、その対策が課題となっています。
- ▶ 生活道路の整備については、消防・救急等の緊急活動の妨げとなる狭隘道路、路面排水の悪い道路や舗装の老朽化など様々な問題を抱えており、整備に対する市民要望は多く、早期対応を図る必要があります。
- ▶ また、高齢社会の進展や環境問題への意識の高まりなど、社会情勢が変わりつつある中で交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の削減等を念頭に、公共交通はこれまで以上

に重要な役割を果たすとともに、過度な自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。

- ▶ 近年、環境・健康志向から自転車利用に対するニーズが高まっている一方で、ルール・マナーの意識向上や自転車走行空間の整備、需要に応じた駐輪環境の改善など自転車利用環境の向上を図る必要があります。
- ▶ 本市の水道給水量は、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより人口増にもかかわらず横ばい傾向にあります。また、水需要の伸び悩みから料金収入の増加が見込めない一方で、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化が進み、その維持管理や更新・耐震化に必要なコストの増大が見込まれています。
- ▶ 市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、いつでも信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。
- ▶ 本市の下水道普及率は、平成 30（2018）年度末現在 93.2%で上昇していますが、今後も市民の生活環境や公共用水域の水質の保全のため、公共下水道の整備を進めるとともに、設備の更新・耐震化をより一層推進する必要があります。
- ▶ また、世帯規模の縮小に伴い1件あたりの汚水排水量は減少し、接続戸数の増加のわりに需要は鈍化するなど、下水道の料金収入は伸び悩むことが見込まれることなどから、効率的な経営改革に向けた取組の強化が課題となっています。

目指す方向性

個性豊かで魅力ある景観を形成し、環境との調和を保ちながら、質の高い生活環境の提供を目指します。また、誰もが使いやすく、環境負荷が少ない公共交通優先の交通体系を確立するとともに、安全かつ安定的な水の供給や下水道の普及など、市民生活を支える基盤を整備します。

施策展開

(1) 個性豊かで潤いのある都市空間の形成

- ▶ 市民・事業者・行政の協働により、地域の状況に応じた景観に関する誘導・保全・啓発を行い、個性豊かで魅力ある良好な都市景観形成を図ります。

- ▶ 市街地における公共空間の緑化や市民・事業者等による主体的な取組への支援を推進するとともに、市民との協働により緑を創り育て、潤いのある都市空間の形成を図ります。
- ▶ 地域特性や市民ニーズを踏まえた質の高い公園の整備・改修を進めるとともに、市民や地域が参加する管理運営の促進や Park-PFI の導入を図るなど、公民連携に取り組めます。

(2) 地区の特性や居住ニーズを踏まえた良好な住環境の創出

- ▶ ユニバーサルデザインや環境負荷の軽減に配慮しながら、各地区の位置付けや特性を踏まえた都市機能の集積及び良好な住環境の創出に取り組めます。
- ▶ 市民の主体的な活動を支援するとともに、事業者や民間団体等の多様な主体との連携を図り、都市づくりを進めます。また、都市基盤整備を進めている地区では、計画的に市街地の形成を図るとともに、長期にわたり事業化されていない地区では、社会情勢や市民の意見等を踏まえつつ、都市計画の見直しなど、良好な住環境の形成に取り組めます。
- ▶ 子育て世帯や高齢者向けの高断熱性能を有する等環境負荷の軽減に配慮した良質な住宅の確保、マンションの良好な居住環境を確保するための支援、空き家への対応など、住生活を取り巻く環境の変化に対応した住宅を充実させるとともに、良質な住環境の形成を促進します。
- ▶ 住宅の確保が困難な市民に対して、公的賃貸住宅のほか、民間賃貸住宅の活用促進など、住宅セーフティネット機能の向上を図り、居住の安定の確保に取り組めます。
- ▶ 市営住宅については、高齢者、障害者、子育て世代など住宅に困窮している方が安心して暮らせるよう、老朽化した住宅の建替えや修繕等を計画的に行い、良質な住宅の供給に取り組めます。

(3) 公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実

- ▶ 集約型都市構造の維持に向けた効率的な公共交通ネットワークの形成・強化を図ります。
- ▶ 地域のニーズに応じた生活交通の維持・確保を進めます。

- ▶ 安全で快適な生活空間を確保するため、生活道路の整備・修繕を進めるとともに、歩車共存道路としての整備や交差点の改良、踏切の拡幅等を計画的に進め、歩道の設置、道路の緑化など、道路環境の向上を図ります。また、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、都市計画道路の見直しを行い、効率的かつ効果的に道路整備を推進します。
- ▶ 「人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま」の実現を目指し、サイクルツーリズムの推進、シェアサイクルの普及、正しい自転車利用の啓発、自転車通行環境の整備、駐輪場の利便性向上等の各施策を実施し、総合的に自転車利用環境の向上を図ることで、自転車のまちづくりを推進します。

(4) 安全かつ安定的な水の供給や下水道の整備

- ▶ 安全かつ安定的な水の供給のため、健全な経営の下、老朽水道施設の計画的な更新、整備を進めるとともに、耐震化を進めるなど、災害に強い水道を構築します。
- ▶ 下水道の普及を推進するため、健全な経営の下、施設の耐震化や改築を行い、安全・安心な都市の実現に向けた取組を推進します。

成果指標

- ▶ 良好な都市景観の形成が進み、まちなかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていていると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 道路整備・区画整理・市街地再開発事業などのまちの基盤整備が進んでいると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 誰もが安心して暮らせる住まいが確保されていると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 身近な公共交通や、安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 自転車利用環境に関する満足度（快適性、安全性、ルール・マナー、情報提供、市の取組）
(市民アンケート（無作為抽出）)

▶ 水道管路の耐震化率

(所管課所等の独自調査)

▶ 下水道施設の耐震化率

(所管課所等の独自調査)

第 10 章 防災・消防



第 1 節 災害に強い都市の構築

現状と課題

- ▶ 東日本大震災は、東北地方沿岸部の都市に壊滅的な打撃をもたらし、東日本大震災以降においても、平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨による洪水被害などの大規模自然災害等により、全国各地において大きな被害を受けてきました。
- ▶ このため、事前防災及び減災、迅速かつ円滑な復旧復興のため、平常時には「公助」によるインフラ整備などのハード整備や、地域防災力向上のためのソフト対策、災害時の救援・救護等、防災への取組を絶え間なく続けているところです。
- ▶ しかし、現在想定されている首都直下地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されています。
- ▶ 今後、より災害に強い都市を推進していくためには、建築物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大防止や被災者救助など、「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっています。
- ▶ また、近年の異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などの社会環境の変化により、救急をはじめとする消防需要は増加の一途をたどっており、市民の安心・安全を守るため、盤石な消防・救急体制の構築が求められています。

目指す方向性

市民の生命・身体及び財産を守り、安全で安心に暮らせるよう、災害に強く、災害があっても都市機能の回復が図られる強靱さを併せ持つ都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら防災・消防体制の充実を図ります。

施策展開

- (1) 災害に強い都市基盤整備

- ▶ 都市・生活インフラや住宅等建築物の耐震性の確保、緊急輸送道路の確保など、地区の特性に応じた災害に強い都市づくりを総合的かつ計画的に推進します。
- ▶ 河川の改修や調節池及び雨水管・雨水貯留施設などの整備を行い、治水安全度の向上を図るとともに、雨水貯留浸透施設の設置、透水舗装などの雨水流出量の抑制を行うことにより、都市型水害にも対応できる総合的な治水対策を推進します。

(2) 地域と共に進める災害対策

- ▶ 市民・事業者への防災知識の普及・啓発を促進し、子どもから高齢者まで市民が、災害への備えや自分の身を守るための適切な行動がとれるようにするため、行政、関係機関及び地域が連携し、防災意識の醸成を図ります。
- ▶ 市民が互いに支え合い、避難支援や避難所運営等を円滑に行うことが、被害の拡大防止につながるため、地域防災活動の中心となる自主防災組織を育成強化し、さらなる市民との協働、共助による取組を支援し、地域防災力の向上を図ります。

(3) 消防・救急体制の充実強化

- ▶ 大規模・多様化する火災や自然災害等の各種災害から、市民の生命と財産を迅速・的確に守るため、必要となる施設や人員等をハード・ソフト両面から計画的に整備することで、災害を防除し、災害による被害の軽減を図ります。
- ▶ 市民・事業者に対する防火思想の普及啓発等により、火災の発生防止と被害の軽減及び高齢者被害の低減を図るための火災予防対策を推進します。
- ▶ 増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実強化を行い、市民とともに症状の悪化防止や苦痛の軽減を図り、適切な医療機関への速やかな搬送に繋がります。

成果指標

- ▶ 建物の耐震化、道路の整備、河川の改修等、災害に強いまちづくりが進んでいると感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)

- ▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合
(市民アンケート (無作為抽出))
- ▶ 火災件数 (失火による出火件数)
(国・県等の統計等)
- ▶ 病院収容所要時間 (119番通報から医師引継ぎまでの時間)
(国・県等の統計等)



第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興

現状と課題

- ▶ 日本経済は、少子高齢化・人口減少などの景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭をはじめとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向など、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。
- ▶ 本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源と連携することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、従来の枠組みにとらわれない支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティの拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核として賑わいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組む商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。
- ▶ 経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動のさらなる国際化を推進する必要があります。
- ▶ 本市においては、東日本の交通の要衝という地理的優位性を最大限活用し、地域経済活力の維持・増進を図るため、技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、次世代を担う新産業分野の育成、産学官金連携の推進による研究開発の促進と、技術革新・新産業の創出・育成を推進する必要があります。
- ▶ また、地域経済の活性化と合わせて、財政基盤の強化及び雇用機会の創出を図るためにも、本市の優れたビジネス環境を生かし、国内外の優良企業の本社・研究開発機能などの誘致を引き続き進め立地を促進していく必要があります。企業の立地促進に当たっては、受け皿となるオフィスや産業用地が不足していることから、その創出が求められています。

目指す方向性

東日本地域との連携を積極的に進めながら、さいたま市の特性を生かした新たな産業を創造するとともに、地域産業を育てる環境を整備し、市内経済規模の維持・拡大を図ります。

施策展開

(1) 東日本連携による経済交流の活性化

- ▶ さいたま市において東日本の「ヒト・モノ・情報」の交流・発信を促進し、さいたま市と東日本地域の経済交流を活性化させます。

(2) さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

- ▶ 高度な基盤技術を有するものづくり企業の集積という本市の強みを生かし、産学官金連携などによる戦略的な研究・技術開発支援、技術提携や市場開拓などの海外展開支援を通じ、ものづくり企業の競争力強化を図ります。
- ▶ 医療・ヘルスケア分野の関連産業、AI・IoT・ロボット関連分野など、成長分野におけるイノベーションの創出を支援します。その際、大学との連携等により地域課題の解決に向けたプロジェクトを実施します。
- ▶ 本市の持つ地理的優位性や、豊富な人材、研究開発型企業の集積という強みに加え、継続した企業活動を可能とする災害に強い事業環境など、様々な特性を生かし、また、本市のポテンシャルを高めるプロジェクトと連携しながら、企業の立地を促進します。促進に当たっては、その受け皿となる新たなオフィス及び産業用地の創出を図ります。

(3) 活力ある地域産業を育てる環境の整備

- ▶ 関係団体や支援機関、金融機関との連携により経営支援体制を整備するとともに、制度融資をはじめとする各種支援の着実な実施により、地域経済を支える中小企業者や創業者の経営基盤の強化を図ります。
- ▶ 創業の活性化に向けた環境づくりを進めるとともに、既存企業の新事業展開、技術力の強化、販路拡大、新製品の開発などに対する支援に取り組みます。

- ▶ 企業による CSR 活動の推進に向けた取組への支援や、コミュニティビジネス等の地域課題解決を目指す取組の事業化支援など、地域と共生する事業活動の支援を推進します。

(4) 地域経済を支える人材の育成、就労支援及び魅力ある就労環境の整備

- ▶ 多様な人材が活躍することで地域経済が活性化していくことを目指し、将来の産業・企業活動を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて勤労観・職業観の醸成、職業に関する知識や技能の習得・向上などを図るとともに、高い専門性や技術を持った人材と中小企業等を結ぶ仕組みづくりなどにより、産業人材の育成と活用を推進します。
- ▶ 働く意欲を持つあらゆる求職者（外国人を含む）の就労を目指し、それぞれのニーズに応じた施策を講じるとともに、国や埼玉県等関係機関との連携等を通じ、就労支援の充実を図ります。
- ▶ 勤労者が生き生きと働けるように、市内企業・事業所における環境の改善・向上や勤労者福祉の充実など、誰もが働きやすい就労環境の整備を図ります。

(5) 商業活性化のためのにぎわいづくり

- ▶ 商店街（会）の環境整備やまちの特色を創出する事業への支援など、商業の活性化のためのにぎわいづくりを推進します。

成果指標

- ▶ 東日本の都市を身近に感じる市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 国内の販路拡大に向けた商談件数
(所管課所等の独自調査)
- ▶ 海外の販路拡大に向けた商談件数
(所管課所等の独自調査)
- ▶ 企業立地件数
(所管課所等の独自調査)
- ▶ 法人市民税（法人税割）の納税義務者数

(所管課所等の独自調査)

▶ 商店街に魅力を感じる人の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

▶ 市民の就業率

(市民アンケート (無作為抽出))

▶ 働きやすい職場であると感じる市民在勤者の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

第2節 観光の振興と MICE の推進

現状と課題

- ▶ 本市は、サッカーをはじめとするスポーツ資源、盆栽や人形をはじめとする文化資源など、多彩な地域資源を有しており、平成 29（2017）年の第 8 回世界盆栽大会や平成 32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック等も契機としながら、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、さらには本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。
- ▶ その際、観光地としての都市間競争力を強化するため、観光客のターゲットやニーズを明確に設定し、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を生かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化を図る必要があります。
- ▶ さらに、これまで国際会議をはじめとするコンベンションやスポーツイベントの誘致等に取り組んできましたが、今後も積極的に MICE の誘致を推進し、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。

目指す方向性

地域資源などの魅力を生かした観光の振興とともに MICE を積極的に推進します。

施策展開

(1) 地域資源などの魅力を生かした観光の振興

- ▶ スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多彩な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。
- ▶ 市外からの来訪者の増加を図るとともに、本市の魅力に対する市民の関心を高めるため、積極的なシティセールスや、来訪者を迎え入れる環境づくりに取り組みます。
- ▶ 国際会議などのコンベンション、イベント等の誘致や開催支援、来訪者の受入体制の充実に取り組みます。

成果指標

▶ 入込観光客数

(所管課所等の独自調査)

▶ MICE 開催による経済波及効果

(所管課所等の独自調査)

第3節 都市農業の振興

現状と課題

- ▶ 本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農業就業人口の減少や高齢化、後継者の不足、農地の減少が進み、依然として厳しい状況にあります。
- ▶ 食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断などの防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的役割が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。また、より多くの市民が安心して地元の農産物を購入できるよう、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進める必要があります。

目指す方向性

農業の多面的な機能を重視しながら、優良農地の保全を図り、都市農業の活性化に取り組めます。

施策展開

(1) 持続可能な農業の確立

- ▶ 農業者や就農希望者への支援などにより、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、農業経営安定化に向けた支援に取り組めます。
- ▶ 地産地消の推進に向け、新鮮さや安全性に優れた農産物の生産とそのブランド化を進めると共に、子どもから大人まで、市民が農業にふれあう機会の拡大を図ります。
- ▶ 農地を確保し、農地の有効利用を図るため、生産基盤の整備及び農業者への営農のための保全活動支援を推進します。

成果指標

- ▶ 市内産農産物を意識して買う・食べている市民の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

▶ 担い手への農地の集積率

(所管課所等の独自調査)

第4部 各区のまちづくり

1. 区のまちづくりについて

さいたま市では、各区がより区民に近い存在として、区民の意見を取り入れながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきましたが、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、ライフスタイルや区民ニーズが多様化する中で、区民の自主的な参加により、地域の課題を行政との協働で解決していくことが重要になります。

このため、各区では積極的に区民意見の把握に努めるとともに、区と本庁組織が連携することで、区民と行政が一体となって、それぞれの地域課題に応じた取組を進めていく必要があります。

また、各区の目指す姿である「区の将来像」については、取組実績に対する評価を行い、次年度以降にその結果を踏まえた改善・見直しを実施することで、各区のまちづくりを確実に進めます。

2. 構成について

(1) 区の特徴

▶ 各区の特徴

地形、歴史や文化などの区の特徴や都市基盤・環境、地域資源、産業、コミュニティといった区の現状や課題を示したもの。

▶ 区マップ

道路や鉄道、コミュニティ関連施設、図書館、公園・スポーツ施設などの設置状況を示し、「区の特徴」と併せて、計画策定時点における区の概要をまとめたもの。

(2) 区の将来像

▶ 各区の将来像

地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性について、区民にとってより身近なものとなるよう、わかりやすい言葉で表現したもの。

▶ まちづくりのポイント

「区の将来像」を実現するために、区の現状と課題を踏まえた取組を示したもの。

西区

特性

西区は広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、大宮花の丘農林公苑や錦乃原桜草園などがあって、自然環境に恵まれた季節の花々も豊かな「水と緑と花のまち」です。また、地域の祭りなど伝統芸能が今も親しまれ、地域文化が息づいたまちでもあります。

●都市基盤・環境

区の東部には国道 17 号新大宮バイパスと上尾道路が南北方向に、北部には国道 16 号西大宮バイパスが東西方向に伸びており、西区と大宮駅周辺地区を結ぶさいたま春日部線やさいたまふじみ野所沢線とともに道路体系の骨格を形成しています。また、平成 28 年 4 月には新大宮上尾道路が事業化され、東京都心へのアクセス向上が期待されています。一方、東京から大宮駅周辺地区を経て結ばれている JR 川越線については、人口増加に伴い、日進駅以西の複線化が課題となっています。

区の中央部は、JR 川越線を挟んで住宅を中心とする市街地が広がっており、その周辺は雑木林や農地が残る緑の多い地域となっています。特に、区の西を流れる荒川沿岸は近郊緑地保全区域*に指定されており、まとまった緑地や優良農地が広がると同時に、スポーツ・レクリエーション施設もある憩いの場となっています。今後はこれらの豊かな緑の保全とさらなる活用が求められます。

JR 川越線の指扇駅や西大宮駅周辺地区は、指扇駅の橋上化・北口駅前広場の整備や、西大宮駅北側の土地区画整理事業の完了により利便性の向上が図られ、更なる賑わいが期待されます。一方、区域が広いことから、駅周辺と各地区を結ぶ交通利便性の向上が強く求められています。コミュニティバス*や乗合タクシーの運行により一定の改善が図られましたが、一層の充実が必要です。また、生活道路*、公共下水道の整備については、引き続き進める必要があります。農業も盛んな西区ですが、スプロール化*が進んでいる箇所も見られ、農地と住宅地との調和も課題となっています。

現在、西大宮駅南側で土地区画整理事業が進められ、良好な住環境の形成や生活基盤の整備により、西大宮駅北側一帯とともに、区民の交流や日常生活における新たな拠点として、役割を発揮していくことが期待されています。

●産業

国道 17 号新大宮バイパス沿いに飲食業や流通業が形成され、新大宮上尾道路（首都高北延伸）の事業化により、流通業等の更なる進展が期待できるほか、指扇駅・西大宮駅周辺には身近な商業・サービス業が集積しており、区民生活の拠点となっています。

また、区の西部となる荒川流域には水田地帯が広がり、県内有数の早場米の生産地帯があるほか、北部では梨やぶどう等の果樹や野菜が作付けされており、直売やグループ出荷を軸に活性化が期待できます。

●地域資源

区内には荒川や鴨川などの大きな河川のほか、桜並木が整備されたびん沼川などの水辺や雑木林がありますが、これに加え、東部の三橋総合公園や鴨川みずべの里、西部の荒川沿いの西遊馬公園、南部の錦乃原桜草園、北部の秋葉の森総合公園や大宮花の丘農林公苑など、特色ある公園が多いことも区の魅力となっています。また、市指定無形民俗文化財*である秋葉ささら獅子舞や指扇の餅搗き踊り、お囃子など民俗芸能が今も親しまれ、神社仏閣など地域固有の歴史・文化資源が保存・継承されています。

大宮アルディージャ練習場や荒川サイクリングロード、広大な荒川河川敷にある運動場などの地域資源や、さらに、首都圏では2例目、さいたま市では初の公認グラウンド・ゴルフ専用コースとなる宝来グラウンド・ゴルフ場が整備され、新たなスポーツ環境が魅力となっています。

西区のこれらの資源を十分活用し、区の魅力向上に向けて、まちづくりに生かしていく視点が求められます。

●コミュニティ

地域コミュニティ*の温かさ、活発さは西区の特徴の一つとなっています。今後は、コミュニティの力を自立的なまちづくりに生かしながら、地域文化の伝承と創造、豊かな自然環境の保全、子育てや高齢者の支援などに取り組むために、具体的な施策を進めていくことが重要です。

将来像

豊かな自然と歴史文化を活かす すべての人と生活にやさしい潤いあるまちづくり

水と緑と花が象徴する豊かな自然環境、それに囲まれた潤いある住環境、歴史に根ざした地域文化、地域コミュニティの温かさなど西区の特性が調和したまちを実現するとともに、地域住民による主体的な取組を基礎として、すべての人々が共に生きるまちづくり、協働によるまちづくりを進め、区民が心豊かに誇りをもって住み続けられるまちを実現します。

まちづくりのポイント

1. 安全で安心して暮らせるまちづくり

- (1) 歩道や街灯などの充実やバリアフリーのまちづくり
- (2) 歩行者が安心して通行できる生活道路の整備
- (3) 鉄道駅や主要施設を結ぶ交通ネットワークの充実
- (4) 災害や犯罪などに対する安全性の向上
- (5) 公共用水域の水質保全のための公共下水道の普及と利用促進、公園やコミュニティ関連施設など公共施設が身近に利用できる環境の整備

2. 活力のあるまちづくり

- (1) 生活に密着した商業、都市農業など、区の特徴を活かした産業の育成
- (2) 生産者、消費者、行政が連携した地産地消の推進
- (3) 鉄道駅周辺の整備による活性化
- (4) 区の特徴を活かした学習活動やスポーツ、健康づくりや施設の充実
- (5) 三橋総合公園などの特色ある公園を活かした交流の場づくり
- (6) 民俗芸能等の無形の文化財や史跡等の有形の文化財の活用による地区の魅力向上
- (7) 市民参画のまちづくりに向けた仕組みづくり、ボランティア活動に関わるネットワークの支援

3. 子育てしやすいまちづくり

- (1) 子育て世代に合った保健福祉、教育、交流の充実
- (2) 共働き世帯の増加と少子化の流れに対応し、区民による支え合いの仕組みなども取り入れ、仕事と家庭を無理なく両立できる子育て支援の充実
- (3) 公共施設などを活用した、多世代交流の機会づくりや子ども・青少年の活動機会の充実

4. 高齢者や障害者が生き生きと生活できるまちづくり

- (1) 高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実
- (2) 行政と地域住民や民生児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターの連

- 携・協力などを通じ、高齢者の自立した生活を見守る環境の整備
- (3) 障害者の地域生活を支援するネットワークづくり

5. 環境と共生したまちづくり

- (1) 雑木林や川、貴重な動植物などの豊かな自然を残し、活かすまちづくり
- (2) 自然環境と調和したまちづくりに向けた、農地の保全と休耕地の有効活用
- (3) 市民参加による自然環境の保全
- (4) 豊かな自然と歴史文化にふさわしい景観の保全及び史跡の維持、保存
- (5) 水辺を活かした環境の整備
- (6) 区の花アジサイを活かした環境の整備
- (7) 自然環境を生かしたサイクリングロードの整備

北区

特性

本市の北部に位置する北区は、世界に誇る日本の文化である盆栽を継承する「大宮盆栽村」や盆栽文化振興の拠点施設である「大宮盆栽美術館」、日本近代漫画の先駆者北沢楽天ゆかりの「漫画会館」、市指定無形民俗文化財である「日進餅つき踊り」などの伝統的な文化財産を有し、個性豊かな地域資源に恵まれた区です。また、区のほぼ中央にある日進・宮原地区は、「プラザノース」をはじめ、公共・公益・商業・業務機能及び都市型住宅*から成る複合市街地として、本市の副都心にふさわしい、にぎわいの創造と生活交流の拠点が整備されています。

●都市基盤・環境

北区には、大宮駅から放射状に延びる JR 高崎線・宇都宮線・川越線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）などの鉄道・軌道系路線が充実し、また国道 17 号、国道 16 号東大宮バイパス、産業道路などの広域幹線道路*が整備された交通利便性の高い地区となっています。また、土地区画整理事業*などにより都市基盤施設の整えられた市街地がほぼ全域にわたり、北部には大規模な工業団地が、駅周辺や幹線道路周辺には工業・商業・業務地が広がる一方、東部を流れる芝川、見沼代用水西縁に沿って緑の空間である見沼田圃が広がっています。

宮原地区では区役所、図書館、ホール等の機能を複合化し、さらに芸術創造・ユーモア機能を有する施設である「プラザノース」を中心として、周辺には商業、都市型住宅等が整備され、日進駅周辺地区では、住宅・商業施設等が建設されるとともに、日進駅の橋上化により北口と南口の駅前広場が整備されています。

都市基盤*整備が大きく進展する中、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる道路の整備や駅のバリアフリー*化といった交通環境の向上、災害への対策、中高層住宅と周辺環境との調和なども求められています。

●産業

区の北部には「大宮総合食品卸売市場」や「吉野原工業団地」があり、本市の流通・生産拠点としての顔を備えているほか、中央部から南部にかけても JR 高崎線・川越線の沿線を中心に企業が多数立地しています。また、日進・宮原地区での副都心整備により商業・業務機能が向上し、産業面での役割も一層高まるものと期待されています。

●地域資源

区の南部には、日本屈指の盆栽郷として世界的に知られている「大宮盆栽村」があり、盆

栽の素晴らしさ、面白さに気軽に触れていただくための拠点施設である「大宮盆栽美術館」を中心に、国内外から多数の見学者が訪れています。隣接地には、日本の近代漫画を確立した北沢楽天の作品を展示する「漫画会館」や「市民の森」などもあり、伝統的な文化や緑豊かな自然など、多くの地域資源があります。また、氷川参道から「大宮公園」、「大宮盆栽村」、「市民の森」へと続く緑の回廊は、全国にも類例のない貴重な緑地エリアとなっています。さらに、西部には、鴨川の斜面林に湧く清水があり、「三貫清水」として住民による自主的な清掃活動などにより守られています。

●コミュニティ

北区は都市基盤施設の整備が進められてきた地区であり、交通利便性が高く新たな住民も増加していることから、地域住民の交流を活性化していくことが重要です。また、安全・安心の確保や健康・福祉に対する関心も高く、住民、地域団体、事業者、行政など各主体の連携による防災・防犯への取組や、子育て環境の充実及び健康づくりの促進が求められています。

将来像

私が誇れるまち 市民参加のまちづくり

—住み続けたいまち もっとよいまち 北区—

住民、地域団体、事業者、行政などが連携して、豊かな自然と快適な生活環境の調和を図り、盆栽をはじめとする地域資源を生かしつつ、市民参加でみんなが誇れる魅力あるまちを目指します。

まちづくりのポイント

1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる

- (1) 防災・防犯・事故防止に取り組む安全・安心なまちづくり
- (2) 子育て環境の充実による、子どもが安心して健康で元気に暮らせるまちづくり
- (3) 健康づくりへの支援、地域における支え合いなどによる、誰もが心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり

2 良好な住環境と円滑な交通環境をつくる

- (1) 住宅、工場、農地及び自然との調和や景観形成、生活に身近なインフラの整備などによる良好で快適な住みやすい環境づくり
- (2) 公共交通の充実、道路の整備などによる利便性の向上や、道路や駅のバリアフリー化、自動車・自転車・歩行者の交通ルールの啓発と交通マナーの向上などによる安全で良好な交通環境づくり

3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる

- (1) 学校と地域の結びつきの強化などによる、地域への愛着心の育成と子どもを地域全体で育てる風土づくり
- (2) 盆栽・漫画など固有の伝統文化の育成・継承とともに、新たな地域資源を発掘し、国内外への情報発信とこれらを生かしたまちづくり
- (3) スポーツ・レクリエーションや、様々な生涯学習のための環境づくり
- (4) 若い世代、子育て世代、高齢世代の世代間交流、住民間の交流、コミュニティ間の交流など多様な交流が盛んなまちづくり
- (5) 地域活動への住民の参加促進と行政による支援の充実、地域づくり

4 自然環境の豊かなまちをつくる

- (1) 北区の花「菜の花」、市民の森、三貫清水や、盆栽町に代表される街なかの緑など豊かで心安らぐ緑地と、鴨川・芝川など水辺環境とのつながりによる、潤いのあるまちづくり
- (2) 水と緑との共生に向けた、環境保全のための活動の充実と意識づくり

5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる

- (1) 地域資源を生かし、地域住民のニーズに密着した、人が集まり楽しく過ごせる活力ある商店街づくり
- (2) 盆栽・漫画・鉄道などの地域資源を活用した、多くの人が訪れる観光のまちづくり
- (3) 地域産業の活性化と、事業者との連携による若者や女性などが働きやすい環境づくり

大宮区

特性

大宮区は、本市中央部の北寄りに位置し、古くは武蔵一宮氷川神社の門前町、中山道の宿場町として栄えました。区のほぼ中央には、全国有数のターミナル駅である大宮駅及び県内最大級の商業・業務地区があり、東日本の玄関口としての交通の結節点・経済の中心地となっています。

●都市基盤・環境

大宮区は、鉄道では、北陸・北海道新幹線など新幹線6路線を含むJR線、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）が南北に伸び、JR川越線、東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に伸びています。道路では、国道17号、旧中山道、産業道路が南北方向の軸、さいたま春日部線などが東西方向の軸となっています。鉄道・幹線道路の充実した大宮区は商業・業務地区が集積し、高度な都市機能*を有するまちとして発展しており、活動拠点を構える企業が増えています。

また、東日本の玄関口として、北陸・北海道新幹線の開業や上野東京ラインの開通等から、交通の結節点としての大宮駅の重要性がこれまで以上に高まっています。

これら賑わいのある地区の外側には静かな住宅街が広がっており、区内には、コミュニティ関連施設をはじめ、各種の文化・スポーツ施設などの公共施設も整備されています。

このように、基本的な生活環境や基幹的な道路・交通は整備されていますが、大宮駅及び周辺の中心市街地と郊外とを結ぶ東西方向の道路・交通については、さらに充実を図る必要があります。

大宮駅周辺地区は県内最大級の商業・業務地区であり、近年は駅周辺に予備校や専門学校などが増えており、若い人々が集まり、活気と賑わいを醸し出しています。今後も、大宮駅グランドセントラルステーション化構想に基づく駅周辺街区のまちづくり、交通基盤整備及び駅機能の高度化等を進め、開発の進むさいたま新都心東口とともに、新しい時代にふさわしい快適な街並みとして整備されることにより、商業・業務機能の一層の集積による広域的な発展が期待されています。同時に、区民生活に必要な身近な商業・サービス機能が集積した地区として、子どもから高齢者まで誰もが住みやすく、住み続けたいまちとしての整備も求められています。

●産業

大宮区は、鉄道のまち、工業・商業・業務のまちとして発展してきた歴史があり、区の中央部に商業、サービス業などの産業が集積しています。特に、商業は市全体の経済活動の面で重要な役割を担っていますが、古くからの商業地の中には活性化が必要とされている

ところもあり、事業者と行政が連携して魅力あるまちづくりを進めることが求められています。また、全国有数のターミナル駅としての拠点性を生かした新たな核となる産業の創出や東日本の交流拠点都市実現のための整備が求められています。

●地域資源

大宮区は、さいたま新都心から続く2kmにわたる氷川参道や県内初の県営公園である大宮公園が区の中央部に緑豊かな一画を形成するとともに、見沼代用水西縁に広がる見沼田圃などの原風景がつながる空間があります。また、およそ二千四百年以上の歴史のある武蔵一宮氷川神社、鉄道博物館、大宮ソニックシティ、JACK大宮（大宮情報文化センター・宇宙劇場）等の歴史・文化施設、野球場や大宮アルディージャのホームスタジアムであるサッカー場（NACK5スタジアム大宮）のスポーツ施設などが数多く整備されており、これらの地域資源を活用して人と人との交流を深めるとともに、地域に根づいた文化の価値を高め、積極的に発信していくことが大切です。

●コミュニティ

大宮区は、古くからの住民が多く住む一方、マンションの多い中心市街地や郊外には新たに転入してきた区民も増えており、地域住民相互の交流の促進が求められています。その促進のためには、自治会・まちづくり団体・ボランティアグループなどの各種市民活動団体や、地域への社会貢献活動を積極的に行う事業者と行政が連携を図りながら、地域における目的の実現や課題の解決に向けて協力することが重要です。

将来像

うるおいのある高度な生活基盤と氷川の杜の緑と文化が調和するまち

商業・経済都市としてのまちの賑わいと暮らしやすい生活環境、憩いの空間である氷川の杜の緑や見沼田圃の自然など、大宮区の特性をより高めながら、多彩な資源を活用して地域文化を発信し、東日本の玄関口にふさわしい風格ある都市及び人と人との交流を生み出すヒト、モノ、情報が行き交う対流拠点として、魅力と活力あるまちづくりを進めます。

まちづくりのポイント

1 東日本の玄関口としてふさわしい、拠点性を高めた大宮駅周辺のまちづくり

- (1) 大宮駅周辺とさいたま新都心駅（東口）とが一体となった広域的なまちづくり
- (2) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想による交通基盤整備、駅機能高度化及び駅周辺街区のまちづくり
- (3) 大宮駅東口周辺の業務機能の充実や商業の賑わいと氷川の杜の歴史・文化が調和したまちづくり
- (4) 大宮駅西口周辺の商業・業務機能の充実と都市施設整備などによる洗練されたまちづく

り

- (5) さいたま新都心駅東口周辺の商業機能の充実などによる賑わいと活力あるまちづくり
- (6) 訪れる人誰にもやさしく、楽しく、安全・安心でおもてなしにあふれた大宮駅周辺のまちづくり

2 質の高い生活環境と安心して暮らせるまちづくり

- (1) 安全・安心に暮らせる、災害に強く、犯罪のないまちづくり
- (2) 渋滞のない道路交通や安全な生活道路など、道路・交通環境の整った快適に暮らせるまちづくり
- (3) 自動車、自転車の交通ルール・マナーの啓発による交通事故のないまちづくり
- (4) 区民の健康増進や環境対策の推進など、健康に住み続けられるまちづくり
- (5) 育児環境の整った子育てをしやすいまちづくり
- (6) 子どもから高齢者まで誰もが元気に活動できるまちづくり
- (7) 学校と地域との活発な交流による教育環境の整ったまちづくり
- (8) 身近な公共施設の整備など、計画段階から地域住民が参加するまちづくり

3 区の魅力の発信と、人の交流が生み出すまちづくり

- (1) 氷川の杜の緑や見沼田圃の自然、氷川神社や鉄道をはじめとする歴史伝統文化などの固有の地域資源を活用した個性あるまちづくり
- (2) 伝統芸能の振興、地域に根付いた特色ある祭りなど、誰もが参画できるまちづくり
- (3) まちの情報や観光ルートが充実した国内外から訪れたいくなる、おもてなしにあふれたまちづくり
- (4) 行政と区民の協働により、まちの魅力を新たに作りながら、それを知り、高め、伝えるまちづくり
- (5) 若者が集い、活力ある文化を発信するまちづくり
- (6) 区民による文化・スポーツ活動の充実と大宮アルディージャとの交流によるまちづくり
- (7) 地域住民相互の交流の活発化、行政と連携したボランティア活動などコミュニティづくりによるまちづくり

4 自然環境と調和したうるおいのあるまちづくり

- (1) 氷川の杜の緑や見沼田圃の自然などを保全し、憩いの場としての活用によるまちづくり
- (2) 鴨川・鴻沼川・芝川・見沼代用水などを生かした水と緑のネットワーク化によるまちづくり
- (3) 街路樹の整備などによる市街地の景観に配慮したゆとりある空間の創出によるまちづくり

見沼区

特性

市の北東部に位置する見沼区は 10 区の中で 2 番目の区域面積を持ち、区域の西から南、東を縁取るように首都圏有数の緑地空間である見沼田圃が広がり、また、東部には綾瀬川が流れており、豊かな水と緑に恵まれています。一方、北部には高層住宅群をはじめ計画的に形成された市街地が広がるなど、都市機能と豊かな自然が調和した良好な生活環境が形成されています。

●都市基盤・環境

区のほぼ中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に、北西部には JR 宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻インターチェンジにも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通機関の整備は未だ十分とはいえません。

住宅地としては、国道 16 号東大宮バイパス北側地区では、中高層の住宅街が整備されているほか、他の地域においても多くの土地区画整理事業*により、良好な住環境づくりが進められています。

その反面、区内には、ミニ開発によるスプロール化*や宅地の細分化なども見受けられ、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備をはじめ、徒歩や自転車による移動環境の向上を図るなど、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。

●産業

商業・サービス業では、既存の商店会（商工会）に加え、大型商業店舗などが増加しており、特に、東大宮駅・大和田駅周辺や、国道 16 号東大宮バイパス、第二産業道路、さいたま春日部線沿いには飲食店やスーパーマーケットが建ち並んでいます。

また、見沼田圃を中心に農地が広がり、稲作のほか、花卉や花木、野菜など多岐にわたる栽培が行われています。

●地域資源

区名の由来となっている「見沼田圃」は、見沼代用水東縁や芝川と背後の斜面林が一体となり、その景観がつけられています。また、見沼代用水東縁沿いには緑のヘルシーロードや「見沼田んぼの桜回廊」があり、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。この他、大宮南部浄化センターのみぬま見聞館・自然庭園、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など、緑

の文化ともいべき地域資源が数多くあります。

この自然景観や生態系の維持のためにも農家、地域住民、行政が連携した取組による見沼田圃の保全策を積極的に推進していく必要があります。

また、大宮武道館、堀崎公園等のスポーツ施設や、3つのコミュニティセンターなどが区民の様々な活動、交流の場として利用に供されています。

●コミュニティ

見沼区では、豊かな自然や文化などの地域資源を生かした様々な活動による地域交流が図られています。今後も多様な主体による協働・連携を推進し、地域コミュニティを充実させることで、ふれあいのある住みよいまちづくりを推進していくことが求められています。

将来像

見沼の自然との共生

—私たちが まもり育てる 見沼の文化—

区民、事業者、行政の協働により、見沼区の地域資源である豊かな自然や歴史などを守り育てるとともに、ふれあいのある生活しやすい、安全で安心なまちづくりを推進します。

まちづくりのポイント

1 見沼の自然を生かし、身近に感じられるまち

- (1)見沼の多様な自然の保全・活用とネットワーク化の推進
- (2)見沼の自然を生かし、人々が集まり、活動し、交流することのできる、豊かな水と花や緑あふれるオアシスの創造
- (3) 区民、事業者、行政が協働して取り組む、環境や景観に配慮した住宅地の整備、斜面林等の緑地の保全、農業体験や地産地消等を踏まえた農業の振興と農地の保全など自然と調和した土地利用

2 人にやさしく、ふれあいのあるまち

- (1)子どもがのびのびと育ち、若者、高齢者、障害者が生き生きと健康に暮らし活動できる、あらゆる人にやさしい、思いやりのある地域づくり
- (2)見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出と文化の振興
- (3)様々な分野の組織や世代を超えた人々が交流できる場や機会の充実と、情報共有の促進
- (4)既存施設などの充実や有効活用による、様々な地域活動の活性化に向けた環境づくり

3 動きやすく、生活しやすいまち

- (1)子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通網の充実と、駅や

区役所など主要施設のバリアフリー化とアクセス性の向上

(2)スポーツ施設間の連携促進と気軽に運動しやすい環境づくり

(3)駅周辺の活性化や、道路、下水道の充実など、暮らしやすい生活基盤づくり

4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち

(1)区民、事業者、行政の連携による防災・防犯・交通安全対策の推進

(2)子どもから高齢者までの歩行者や自転車が安全に、安心して利用できる道路環境の整備

中央区

特性

中央区は、従来、区域の中で一体的なまちづくりが行われてきたことから、都市基盤*の整備が比較的進んでおり、地域のコミュニティのつながりも深いことが特徴といえます。また、本町通りは古くから市場町として栄えた歴史から、蔵造り住宅などの街並みや文化財が残るとともに、区の北東部に位置するさいたま新都心地区とその周辺では新しい中高層の建築物も増えており、文化的な風情、都市的な魅力が共存しています。

●都市基盤・環境

中央区は、区の中央部を縦断する JR 埼京線の 3 駅（北与野駅、与野本町駅、南与野駅）に加えて、区の東側を走る JR 京浜東北線の 2 駅（さいたま新都心駅、与野駅）も接している、鉄道の利便性が高い地域です。また、幹線道路としては、南北方向に国道 17 号と新大宮バイパス、さらに新大宮バイパス上には首都高速埼玉大宮線、東西方向には国道 463 号が伸びており、首都高速埼玉大宮線から首都高速埼玉新都心線がさいたま新都心に延びていることから、区内だけでなく広域的な移動においても利便性の高い地域となっています。

公民館などの身近な公共施設や下水道、公園なども区全体にわたって概ね整備されています。今後は、都市化の進展に伴う緑の減少への対応、古い街並みと新しい都市空間の調和、歩いて楽しいみちづくりなど、生活環境の質の向上が重要です。

また、与野駅と与野本町駅とに挟まれた区域には、区役所を中心とする公共機関及び商業・サービス業が集積しており、旧与野市時代からまちの中心となっています。今後は、さいたま新都心を中心とした地域全体の魅力の向上と地域の均衡ある発展に向けたまちづくりの推進にも努める必要があります。

●産業

本町通りや与野停車場線沿いの地元商店街、JR 埼京線 3 駅周辺の商業施設のほか、国道 17 号沿いには自動車販売業が、さいたま新都心には飲食業・サービス業・宿泊業が、それぞれ集積しています。

しかしながら、交通利便性の向上と市民の生活圏域の拡大に伴って、既存の商店街の活力が失われている面などもあるため、地域の均衡ある発展が求められています。

●地域資源

ほぼ全域が市街化区域*となっている中央区では、区の中央を流れる鴻沼川・高沼用水、与野中央公園などが自然とふれあう貴重な資源となっています。今後、その保全や質の向上を図るとともに、より積極的に新しい緑を生み出し、広げていくことが重要です。

与野本町駅から徒歩圏内の与野公園には、バラ園が設置されており、毎年5月に開催されている「ばらまつり」の時期を中心に多数の来場者を迎えます。バラ園は、市街地に隣接した公園内に設置されていることから区民に身近でなじみが深く、バラは「区の花」にも選ばれています。

また、区内にはさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場など、広域的に集客できる機能があり、こうした都市機能*と有機的に連携したまちづくりを進めていくことも求められています。

●コミュニティ

中央区では、地域のまとまりの良さもあって、従来から地域住民によるコミュニティ活動が活発に行われ、それらの活動の連携も進んでいます。しかし、これからのまちづくりには、新しく転入してくる住民や地域との関わりが薄い若い世代などの力も必要です。長い歴史を持つ既存の地域コミュニティ*の実績や人のつながりを生かしながら、より柔軟な新しいコミュニティの形成にも努め、人々の交流をまちづくりの基盤にしていくことが課題です。

将来像

ふれあい

歴史と文化の調和のとれた都市の創造と交流が育てる安心なまち

中央区には、古くから引き継いできた歴史と文化の薫る街並みと家族のような人々の深いつながりがあります。その従来から培われた伝統を生かしながら、さいたま新都心を中心とする都市の魅力を加え、安全・安心な“美しいまち”“美しい心があふれるまち”を創り、次の世代に伝えていくため、人々が積極的に発言し、主体的に行動するまちを目指します。

まちづくりのポイント

1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり

- (1) 区の花バラや与野の大カヤ、鴻沼川の桜、蔵造りをはじめ歴史を感じる街並みなど、自然や資源の保全・活用・充実
- (2) 公園などのまとまった緑の保全・充実、そうした緑の拠点を川や道を利用してつなぐ緑のネットワークの形成と川辺の整備
- (3) ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーなどの環境保全活動や道路・公園の清掃などの環境美化活動の推進

2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり

- (1) 街並みや緑、歴史・文化などの古くからある資源とさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場などの新しい資源を生かした、古いものと新しいものの調和
- (2) さいたま新都心を中心とした、地域全体の魅力向上と地域の均衡ある発展

(3) J R 埼京線沿線の未利用地や道路空間などを有効活用した人々の集まる新たな空間の形成

(4) 活気ある商店街と地域社会を支える産業の活性化

3 学びと交流を通じた、地域の誇りと愛着を持つ人づくり

(1) 明日を担う健全な子どもたちの育成と地域の特性を生かした教育の推進

(2) 地域の歴史・伝統・文化や人材を活用した生涯学習や人づくりの実践

(3) 子どもから高齢者に至るまで、幅広い世代における地域との関わりや交流の場、スポーツができる機会の創出

4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり

(1) 地域で安心して、子どもを産み育てられる環境と、子どもたちの健やかな成長を支える場や機会の提供

(2) 地域福祉における支え合いのネットワークづくりや交通手段の確保、安全な道路の整備、交通マナーの向上等による子どもや高齢者・障害者をはじめとした区民の安全・安心で生き生きとした暮らしの確保

(3) 災害時における区民自らの役割である自助と地域で支え合う共助、行政の役割である公助などによる安全・安心な地域づくり

5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり

(1) 主要な公共施設の再編整備等における、区民と共に進めるまちづくり

(2) 地域を支える自治会をはじめとした各種団体への加入促進による地域活動の活性化

(3) 区民の自主的な活動と連携の積極的な支援によるコミュニティの充実

(4) 区民と行政の協働の仕組みづくりと協働の実践の機会の創出

(5) 地域に根ざした従来からのきめ細かいサービスの維持・向上と、他区との連携による新しいサービスの展開

桜区

特性

桜区は西側を荒川が流れ、桜草公園や秋ヶ瀬公園、荒川総合運動公園などが自然豊かなグリーンベルトを形成するなど、都市化の進んだ本市の中では豊かな自然環境を多く残した地域です。東部や南部には住宅を中心とする市街地が形成されており、基幹道路沿いには流通業務施設や工場が立地しているほか、区の中央部に位置する埼玉大学では、約 1 万人の学生・教職員が教育、研究、社会貢献など様々な取組を行っています。

●都市基盤・環境

主要な道路としては、東西方向に埼玉大通り（国道 463 号）や町谷本太線、南北方向に国道 17 号新大宮バイパス、首都高速埼玉大宮線が走っているほか、道場三室線などの整備が進められています。また、鉄道駅として、区の南端部には JR 武蔵野線の西浦和駅があるほか、区境に近接して JR 埼京線の南与野駅、中浦和駅があります。

しかし、道路交通には、国道 17 号新大宮バイパスとの交差点における渋滞発生のほか、歩行者等と車のすれ違いが困難な道路が多いことや駅へのアクセスが不便であることなどの問題が見られることから、超高齢社会の到来や環境問題などにも対応しながら、地域に密着した道路整備や公共交通の充実など、安全で利便性の高い交通環境の向上に取り組む必要があります。

その他にも、地震対策・風水害対策の強化や防犯活動・交通安全運動の推進など、今後さらに安全で安心して暮らせる生活環境等の充実が必要となっています。

西浦和駅周辺については、暫定的に駅前広場や駅へのアクセス道路が整備されましたが、今後も都市基盤*や産業基盤の整備、生活に密着した商業機能の充実を図るなど、利便性の向上が求められています。

●産業

基幹道路である国道 17 号新大宮バイパスの沿道には、卸売市場や飲食店などが立地しているほか、区役所北側には工業団地が形成されています。

荒川沿いにある農地では、現在も稲作を中心に野菜など農産物の栽培が行われています。

埼玉大通り（国道 463 号）沿いや西浦和駅周辺にある商店街では、にぎわい創出に向けた催しが行われており、更なる商業の活性化が求められています。

●地域資源

荒川河川敷には、国指定特別天然記念物の田島ヶ原サクラソウ自生地、ハンノキ林等の樹林地など良好な自然環境があり、豊かな田園環境も残されています。また、大久保古墳群や神社仏閣、田島の獅子舞や宿・神田の祭りばやしなどの歴史的・文化的な財産も豊富です。

道場地区には記念総合体育館に隣接して区役所、図書館、ホール等を有するプラザウエストが整備され、生涯学習をはじめとする様々な市民活動や行政サービスの拠点となっています。また、新開地区にある桜環境センターには余熱体験施設が整備され、健康維持・増進にもつながる区民の憩いの場となっています。

このような地域の資源を積極的に活用し、ふれあいやにぎわいの機会を創出することが重要です。

この他、埼玉大学の英知や学生の若い力も地域の資源として、連携しながら特徴あるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

●コミュニティ

区内では、自治会やボランティア団体による地域コミュニティ活動が活発に進められている一方、それらの活動への若い世代の参加、後継者の育成などが課題となっています。

このため、従来のコミュニティ活動の更なる活性化を図りつつ、多くの住民の参加を促し、コミュニケーションの輪を広げていくことが必要です。

そして、住民や地域団体、事業者、大学、行政などが連携を図りつつ、子ども、高齢者、障害者など、すべての人々が安心して元気に暮らせる環境づくりに取り組み、住みやすい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくことが大切です。

将来像

三世代がつくる元気なまち

ー自然があふれ、人々がふれあう住みよい環境ー

桜区は、西側を荒川が流れ、桜草公園、秋ヶ瀬公園から続くグリーンベルトや数多くの歴史的・文化的財産のほか、知的財産である埼玉大学、区民の活動拠点となるプラザウエストやスポーツ施設などがあります。これらの地域資源を生かし、豊かな生活文化を育むことにより、子どもから高齢者まですべての区民が生き生きと活動でき、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

まちづくりのポイント

1 自然と便利さが調和する、住みやすいまちづくり

- (1) 豊かな自然や歴史的・文化的財産の保全と、それらの積極的な活用
- (2) 地域産業の活性化と、地域資源を生かした、ふれあいやにぎわいの機会の創出
- (3) 地域に密着した道路整備などによる生活環境の向上

(4) 駅へのアクセスを含めた公共交通の充実などによる利便性の向上

2 子ども、高齢者、障害者など、すべての人にやさしいまちづくり

- (1) 地域に暮らす様々な世代が支え合う、安心してしっかりと子育てができる環境の整備
- (2) 子どもたちの健全育成に向けた、地域の人々や大学生などとの交流の促進
- (3) 高齢者の健康づくり支援と、地域における支え合いの推進
- (4) 誰もが生き生きと暮らし、元気に活躍し続けるための機会の充実

3 安心して暮らせる安全なまちづくり

- (1) 地域の人々と行政が協働して取り組む、地震対策や風水害対策の強化と防災意識の醸成
- (2) 地域の人々と行政が協働して取り組む、防犯活動や交通安全運動の推進

4 すべての人が参加するまちづくり

- (1) 自治会をはじめとする各種団体などと行政が協働して取り組む、地域活動の推進
- (2) 地域に暮らす誰もが気軽に交流し、連携して活動することのできる機会の充実
- (3) 地域の人々と行政が協働して取り組む、環境美化活動の推進
- (4) 埼玉大学の英知の活用や若さあふれる感性との交流の促進
- (5) 地域の人々と行政が情報を共有し、協働することによる、信頼関係に基づくまちづくりの推進

浦和区

特性

浦和区は、中山道浦和宿が置かれたことを契機に急速な発展をはじめ、明治初期には県庁が設置され、埼玉県の行政の中心地としての役割を担うようになりました。市役所をはじめ県などの官公庁や文化・教育施設が数多いことから、歴史のある文教地区としてのイメージが定着しています。

●都市基盤・環境

区内には、南北方向に国道 17 号や旧中山道、産業道路が、東西方向には国道 463 号や田島大牧線が伸びて、道路体系の骨格を形成しています。また、JR 線の 3 駅（浦和駅、北浦和駅、与野駅）があり、なかでも浦和駅周辺は商業・業務機能、行政機能、文化、街なか居住機能などが集積する本市の都心として、市の発展の一翼を担っています。大きくみると、JR 線沿線を境に西側にはオフィス街が、東側は緑の多い住宅街が広がり、にぎわいと潤いが共存するという特性を有しています。

長い歴史の中で発展してきたことから、道路などの都市基盤*や公共交通機関、身近な公共施設の整備は比較的進んでおり、生活利便性の高い地区となっています。一方で、都市化による交通混雑の解消や歩行者の安全確保など道路交通環境の向上、増加する中高層住宅と近隣の生活環境との調和といった課題も生じており、その対応が必要となっています。また、市内では極めて人口密度の高い区の一つであることから、身近な緑や都市空間のゆとりの創出など、生活環境の質的な向上が求められています。

●産業

浦和駅周辺地区には大型商業施設や金融機関などが多く集まり、大宮駅周辺地区とともに本市における商業・サービス業の中心となっています。近年では、鉄道高架化事業の完成により東西市街地一体化が図られたことに加え、中ノ島地下通路の開通により、まちの回遊性やにぎわいが高まり、日常生活の利便性向上や経済活動の活性化が図られました。また、今後の再開発事業等の進展により、更なる回遊性の向上やにぎわいの創出が期待されています。一方で、北浦和駅や与野駅周辺にも、商業や各種のサービス業が集積していますが、商店街のいっそうの活性化が望まれています。

●地域資源

浦和区は古くから発展したまちで、その歴史は旧中山道周辺の街並みや神社仏閣、史跡や天然記念物等の文化財、古くから伝わる祭りなどから読み取ることができます。また、美術館や図書館、スポーツ施設、高等学校なども多く、教育・文化に関わる資源に恵まれていることが特徴です。

浦和区は埼玉サッカー発祥の地でもあり、浦和駒場スタジアム（駒場運動公園競技場）や大原サッカー場が整備されており、街はサッカーを愛するファンでにぎわいを見せています。そのほか、区内にある12の公民館や浦和コミュニティセンターなどは区民の様々なコミュニティ活動の拠点となっています。また、子ども家庭総合センター（愛称：あいぱれっと）も整備され子育て支援や地域交流の場ともなっています。加えて、国際交流基金「日本語国際センター」が設置されていることから、このセンターを活用した国際交流が創出されています。

●コミュニティ

浦和区では、自治会が中心となって地域コミュニティ*活動や行事などを活発に行っており、ボランティア団体やNPO*、市民活動ネットワーク*などによる自発的な活動も盛んです。住民が共に参画し、多彩なコミュニティ活動を通じて交流を深め協働によるまちづくりを進めていくことが大切です。

また、市内では単身高齢者世帯が多い区の一つとなっていることから、地域の見守りを更に強化し、支え合いのネットワークづくりにいっそう取り組む必要があります。

将来像

にぎわいと文教の調和する緑豊かなまち

—ワクワク浦和区、わたしの明日をつくるまち、わたしが明日をつくるまち—

浦和宿に代表される歴史と文化を伝える文教都市・浦和区は、都心としてにぎわいのある地区と、緑豊かな落ち着いた住環境の地区の2つが共存しています。この特性を踏まえ、住み続けたいまち、行ってみたいと思えるまちとしての魅力を一層高めるため、地域に住む人々の参加と協働を基本に、浦和区の歴史、文化、環境の資産を生かした郷土愛があふれるまちづくりを進めます。

まちづくりのポイント

1 多様な交流のあるコミュニティづくり

- (1) 身近な地域での交流や活動の活発化によるコミュニティ意識の醸成
- (2) 地域住民が交流し、地域をより深く知り、考える場や機会の積極的な創出
- (3) 地域住民と行政の協働を実現するための環境の整備
- (4) 世代や文化、居住する地域など様々な差異を超えて人々がふれあい、だれもが楽しく活

動し、人々の理解と共感が広がるまちづくりの推進

2 「浦和ブランド」を活用した魅力あるまちづくり

- (1) 子どもたちの夢と希望をはぐくむ、地域に密着した教育の推進
- (2) 生涯を通じた学びの場と機会の拡充
- (3) 恵まれた伝統ある教育・文化・スポーツ資源を活用した、芸術・文化活動の振興

- (4) 旧中山道や神社仏閣が伝える歴史、サッカーやうなぎのまちとしての特性の活用や、新たな浦和ブランドによる区の魅力の向上と情報発信力の強化

3 一体性と「にぎわい」のあるまちづくり

- (1) 鉄道を挟んだ東西連携による一体的なまちづくり
- (2) 駅周辺などにぎわいの拠点や商店街の持つそれぞれの魅力を活用した、若い世代を中心に誰もが訪れやすい活気のあるまちづくりの推進

4 ひとにやさしい誰もが安心して暮らせるまちづくり

- (1) 交通事故、犯罪などのない、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- (2) 災害に強く、安全、快適な都市空間の創出
- (3) 誰もが安心して移動できる環境の整備
- (4) 仕事と介護や子育ての両立支援を含む、高齢者や障害者、子育てに対する総合的な支援体制の充実
- (5) 高齢者や障害者の自立と支援、子育てなどを互いに助け合い、誰もが元気に活動できる地域づくり

5 緑豊かな美しい街並みとゆとりある住環境を創出するまちづくり

- (1) 中高層住宅と周辺環境とが調和した、ゆとりと潤いのある住環境の維持・創出
- (2) 緑豊かな美しい街並みづくりなど、地域の環境向上に向けた住民参加による取組の推進

南区

特性

市の南端に位置する南区は東京に最も近く、鉄道の利便性が高いため人口の増加が続き、市内 10 区で最大の人口を有しています。若い世代の割合が多い一方で高齢者が増加しているという特徴もあります。この中で、交通利便性に優れ、本市の副都心と位置付けられている武蔵浦和地区では、多様な機能の集積を目指して市街地再開発事業等*によるまちづくりが進んでおり、地域生活拠点である南浦和駅周辺とともに、交通結節点として拠点性が高まっています。

●都市基盤・環境

鉄道網としては、南北方向に JR 京浜東北線、JR 埼京線が、東西方向には JR 武蔵野線が走り、これらが交差する 2 駅（武蔵浦和駅、南浦和駅）に加え、中浦和駅があります。また、主要な道路としては、国道 17 号新大宮バイパス、国道 17 号、産業道路、東京外かく環状道路、首都高速埼玉大宮線などがあります。全体として見ると、鉄道網、道路網による利便性は高い状況にあります。一方、区内の道路については東西方向の幹線道路などに未整備区間が残されているため、機能的な幹線道路網の確立が必要です。また、子どもや高齢者が安心して利用できる道路環境の整備も求められています。

南区は、東京への近接性に優れていることもあって都市化が進み、それに伴って雑木林などが減少してきました。今後も引き続き、マンション建設などによる宅地化の進行が見込まれるため、公園の整備や道路の植栽などに加え、民有地の緑化にも積極的に取り組み、緑を増やしていくことが必要です。同時に、利便性の高い安全な道路等、身近な生活基盤の充実を図るとともに、環境に配慮した誰もが快適に暮らせる居住空間を築き、子どもから高齢者まで健幸*で元気に暮らせるまちづくりが求められます。

●産業

交通結節点である武蔵浦和駅や南浦和駅の周辺を中心に商業・業務機能が集積し、西部、南部には製造業や倉庫業が集積しています。特に武蔵浦和地区は企業誘致の重点エリアとなっており、市街地再開発事業の進捗とともに、市の南の玄関口として産業面での役割が一層高まっています。

●地域資源

緑の空間は減少が続いていますが、東部を中心に屋敷林*や社寺林が残されており、今後、保全すべき箇所を明確にしながら、潤いある空間として大切にしていける必要があります。また、別所沼や白幡沼、彩湖の水辺空間、鴻沼川や笹目川、藤右衛門川、見沼代用水西縁など

の河川・水路があり、水質の維持・向上とともに地域資源として有効活用していくことが求められます。

この他、南区に点在する寺社や古くから続く祭りなどの歴史・伝統、さらには武蔵浦和駅・南浦和駅周辺などに集積が進みつつある商業・業務機能を地域資源として活用することが課題となっています。

●コミュニティ

人口流入が続く中、多世代が長く住み続けられるまちをつくるためには、新旧住民の交流を進め、良好なコミュニティを構築することが不可欠です。そのためには、うなぎやサッカーなどの伝統文化に加え、新たな地域資源の発掘を進めるとともに、スポーツや新しいイベントづくりを通して住民相互の絆を深めながら、区民が地域に愛着を感じられるまちをつくる必要があります。

また、このようなまちづくりを進めるためには、市民と行政が協働することにより、市民のネットワークづくりや市民活動を活発化していくことが求められます。

将来像

「にぎわい」と「安心」が調和する 住んでよかったまち

利便性を生かしたまちづくりや世代を越えた交流によるにぎわいの創出、共に支え合える人々の温かさや別所沼等の自然、歴史・文化から得られる安心感により、多くの人を呼び、誰もが南区の良さを実感し、心から住んでよかったと思えるまちを目指します。

まちづくりのポイント

1 人と地域が結び付く、活力あふれるまちづくり

- (1) 区民等の自主的な活動とコミュニケーションの活性化により、多世代が交流し、地域社会に参画できるまちづくり
- (2) 区民・団体・事業者・行政のパートナーシップの構築を通じた協働によるまちづくり
- (3) 誰もが楽しめる活動・交流拠点の充実によるまちづくり
- (4) 地域のイベントを通じた区民等のふれあいによるまちづくり

2 子どもから高齢者まで健幸で元気に暮らせるまちづくり

- (1) 若い世代が子育てしやすいと思えるまちづくり
- (2) 一人ひとりが健康を維持・増進できる、互いに支え合うまちづくり
- (3) 家庭・地域社会・行政が連携し、子どもの成長をはぐくみ、健全な青少年を育成するまちづくり
- (4) 誰もが文化・芸術・スポーツに親しめるまちづくり
- (5) 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

3 安全・安心なまちづくり

- (1) 事故や犯罪のない安全・安心なまちづくり
- (2) 地震や水害などの災害に強いまちづくり
- (3) 区民相互の支え合いによる安心を感じることができるまちづくり

4 自然や歴史・文化を大切にした郷土愛をはぐくむまちづくり

- (1) 別所沼等の水や緑の保全、公共空間や民有地の緑化の推進による緑豊かなまちづくり
- (2) 地域資源の発掘・創造により、地域の個性を高め、郷土愛をはぐくむまちづくり
- (3) 古き良き歴史・文化と新しいまちが調和するまちづくり

5 都市環境が整った快適なまちづくり

- (1) 駅とその周辺整備等による、活気があり暮らしやすいまちづくり
- (2) 誰にもやさしい交通網の整った便利なまちづくり
- (3) 利便性の高い安全な道路等の生活基盤の充実による、快適な生活環境を備えたまちづくり
- (4) 一人ひとりの環境への関心が高く、省資源・省エネルギーの環境負荷に配慮したまちづくり

緑区

特性

緑区は、市の東南部に位置し、首都圏有数の緑地空間である見沼田圃に代表される自然環境に恵まれ、地域の歴史を伝える多くの文化財が示すように古くから人の暮らしが営まれた地域です。現在も、緑豊かな住宅地として多くの市民が暮らしており、浦和美園駅周辺地区では「スポーツ、健康、環境・エネルギー」のブランド化を図るまちづくりを推進するなど、新しいまちづくりの戦略的展開も期待されています。

●都市基盤・環境

緑区は武蔵野特有の雑木林が多い農村地帯でしたが、首都圏の拡大に伴って区の西部や東浦和駅、東川口駅周辺で宅地化が進んできました。さらに、市街地においても緑の多いゆとりある住宅地が形成され、尾間木地区では、消防署、児童センター、公民館による複合施設、浦和美園駅東口駅前には、コミュニティセンター、支所、図書館、教育相談室などによる複合施設も開設し、地域交流の拠点を含めた生活基盤の整備が進められています。

また、中央部を南北に広がる見沼田圃は地域の貴重な環境資源であり、農地や自然環境の保全とともに、市民に親しまれる場として期待されています。

区内の幹線道路網は、南北方向に走る東部の国道 122 号や西部の第二産業道路、中央部を東西方向に走る国道 463 号により構成されています。鉄道駅は、東浦和駅、浦和美園駅がありますが、区境近くに位置しているため、バスなどが果たす役割が大きく、公共交通の利便性の増大が求められています。

また、浦和美園駅周辺地区では、公（自治体）・民（地域団体・企業等）＋学（大学等研究機関）の連携・協働により、良好な住環境の維持・向上や駅周辺等の賑わい創出など、副都心にふさわしい都市環境形成を図り、定住人口・交流人口を増やすことが期待されています。

●地域資源

緑区は、さいたま緑のトラスト保全*第 1 号地の南部領辻地内にある見沼代用水東縁に面する斜面林に代表される見沼田圃の豊かな自然環境、さぎ山記念公園や大崎公園をはじめ、緑の豊かな公園などの環境資源に恵まれています。

また、見沼通船堀（国指定文化財）、大門宿本陣表門及び氷川女體神社社殿（県指定文化財）や南部領辻の獅子舞（市指定無形民俗文化財*）など、地域の歴史を伝える文化財、神社仏閣や伝統ある祭りや催しものが多く残されています。この他、埼玉スタジアム 2002 は、東京 2020 オリンピック競技大会のサッカー会場になるなど、まちづくりに新しい展開をもたらす地域の核として期待されています。

●産業

区内には、従来の商店街に加え、大型商業店舗などが増加しています。また、浦和美園駅周辺地区では地区の魅力を創出する施設の誘致が検討されています。

農地では水稲や畑作、植木・花卉栽培などが広く行われています。また、近年では観光農園など都市近郊の立地条件を生かした新たな経営形態への取組が図られています。

●コミュニティ

区内では、勤労者を中心とする子育て世帯など、比較的若い年代の転入者によって人口が増加していることから、旧・新住民が自治会活動やコミュニティ活動を通じて、多様な交流により相互理解を進め、区民の誰もがいつまでも住み慣れた街で健幸*に暮らせるよう、住民活動の活性化を図り、住みよいコミュニティづくりが求められます。

将来像

ホタル舞い・風かおる緑の街

見沼田圃に代表される自然環境の豊かさ、人々のさわやかさや躍動感、緑の多いゆとりある良好な住宅地・発達した街という将来像に込められた想いを大切にしつつ、夢と希望の持てる住みやすいまちづくりを区民と行政との協働により進めます。

まちづくりのポイント

1 郷土愛を育てるまちづくり

- (1) 地域活動の機会創出と参加促進、地域のリーダー育成の支援
- (2) まちの魅力を共有できる世代間交流と地域間交流の促進
- (3) 見沼田圃などの地域資源や歴史・文化資源を活用し、子どもの時から自分のまちに関心を持つ、我がまちを誇りとする人づくり

2 健幸に暮らせるまちづくり

- (1) 子育て世代や若い世代への支援の充実
- (2) 高齢者や障害者、介護をする人々への支援の充実
- (3) 人が集い行き交いながら、ともに支えあう意識の醸成
- (4) いつまでも元気で暮らせる健康づくりの支援

3 安全で安心して暮らせるまちづくり

- (1) 交通安全対策の推進と安全な道路環境の整備
- (2) 防犯意識の高揚と対策の推進
- (3) 防災情報の提供と地域防災力の向上

4 自然と共生し、生活環境の整ったまちづくり

- (1) 緑や水辺などの自然環境の保全、自然と調和した生活環境の整備
- (2) 交通渋滞の解消に向けた幹線道路の整備
- (3) 土地区画整理事業などによる計画的な市街地形成の推進

5 にぎわいのあるまちづくり

- (1) 地域資源や観光資源の活用と情報発信によるにぎわいの創出
- (2) 産直販売や観光農園など、地産地消の取組による農業の活性化

岩槻区

特性

岩槻区は、中世から鎌倉街道など主要道路と荒川（現在の元荒川）が交差する交通の要衝として重視され、室町時代以降、城下町として発展し、江戸時代には日光御成道の宿場町としても栄えた歴史のまちです。また、全国的に有名な人形のまちであり、岩槻城址をはじめ様々な歴史的資源と、人形店の並ぶ街並みや人形にちなんだ祭り、イベントなどがあいまって、区内外の人々の交流が生み出されており、本市の副都心として位置付けられています。台地上には屋敷林*や社寺林が残され、これを取り囲むように連なる斜面林、そして、綾瀬川や元荒川をはじめとする水辺がともに緑のネットワークを形成しており、水と緑に恵まれた自然環境は、区の大きな資源となっています。

●都市基盤・環境

区の中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に延び、岩槻駅、東岩槻駅の2駅とターミナル駅である大宮駅とを結ぶ、区民の重要な足となっています。区の南北方向には、さいたま市東部地域の発展を推進するため、新しい軸の形成として、地下鉄7号線延伸の促進に取り組んでいます。併せて地域の定住人口・交流人口の増加に向けた方策を展開しています。主要な道路としては、国道122号、国道16号及び国道463号、さいたま幸手線（日光御成道）、越谷岩槻線などがあり、道路体系の骨格を形成しているほか、東北自動車道岩槻インターチェンジがあり、産業の大動脈となっています。

岩槻駅の橋上化による東西自由通路と駅前広場が整備され、商業の活性化と潤いのある地域の形成が期待されています。市街地は鉄道沿線にまとまっており、主に住宅地となりますが、駅周辺の中心市街地は、人形店の並ぶ商店街、伝統ある寺社や岩槻城址等の歴史文化的資源、各種公共施設など、様々な魅力と機能が集まっています。旧岩槻区役所敷地には、「岩槻人形博物館」と「にぎわい交流館いわつき」が整備され、まちなかに賑わいを生み出し、人々が交流を促進する拠点となっています。また、市街地の周囲には緑地や農地が広がり、特に、台地上の屋敷林や雑木林とこれらを取り囲む斜面林が、綾瀬川、元荒川と一体となって織りなす風景は、水辺と緑に恵まれた岩槻区を象徴するものとして区民に親しまれています。

コミュニティ施設、文化・スポーツ施設など、身近な公共施設もおおむね整備されていますが、一方で、都市基盤*の整備が追いついていない面があり、さらに公共下水道の整備、子どもや高齢者、障害者も安心して歩ける生活道路*や、自転車利用にも配慮した道路の整備などを進め、潤いのある安全な生活環境の確立に取り組む必要があります。

●産業

全国的にも知名度の高い人形づくりは 200 年近い歴史があり、伝統的工芸品にも指定されていますが、年々事業所が減少する傾向にあり、観光などと連携した活性化に取り組んでいます。また、北部の岩槻工業団地を中心に、機械、金属などの製造業も集積し、市内の製造業の拠点として重要な役割を担っています。農業も活発であり、米のほかクワイ、コマツナ、ネギや、アサガオ、シクラメンなどの花や苗木の生産に特色があります。さらに、ステイッキオ、ゴルゴなどのヨーロッパ原産の野菜を数多く栽培し、注目されています。

●地域資源

岩槻区には、国指定史跡の真福寺貝塚、玄奘三蔵法師とのゆかりが伝えられる名利慈恩寺、桜の名所としても知られる岩槻城址公園、時の鐘、岩槻藩遷喬館、さらに日光御成道の杉並木や街並みなど、古くからの歴史を伝える資源が多く残されています。歴史・文化にちなんだ祭りや行事も多く、まちかど雛めぐり、流しびな、人形のまち岩槻まつり、人形供養祭、古式土俵入りなどが、区内外の人々に親しまれています。

水辺と緑も岩槻区を象徴する資源であり、なかでも、キタミソウやチョウジソウの自生地のある元荒川緑地や赤坂沼には希少な動植物が生息しており、将来世代に継ぐべき貴重な自然空間となっています。

●コミュニティ

長い歴史のある地域コミュニティ*活動や、ボランティア活動が活発な区ですが、新しく転入してきた住民や若い世代の参加をより進めるため、地域住民同士の交流を深める必要があります。

将来像

自然と歴史、文化を守り育て、楽しむまち

岩槻区には豊かな緑と水辺、長い歴史を持つ神社仏閣、城下町や人形のまちとしての地域文化など、多彩な魅力があります。安心して心豊かな生活を送ることのできるまちの実現を基本に、これらの魅力を守り、生かしながら、農業や商工業、観光など産業面での新しい展開も促し、住んでいる人、訪れる人が岩槻のよさを共感できるまちづくりを進めます。

まちづくりのポイント

1 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり

- (1) 住民同士のふれあいなどによる活力豊かな地域コミュニティの醸成
- (2) 区民と行政が連携した地域コミュニティの活性化に必要な仕組みづくり
- (3) 住民があらゆる分野で交流し、多様な文化を認め合い、暮らしを支え合う身近な地域社会の形成
- (4) 区民と行政とのパートナーシップの確立、区民の主体的なまちづくり活動に対する支援

などによる、区民と行政が共に考え、はぐくむまちづくりの推進

(5) 人形づくりや田植えなどの様々な体験を通じた、子どもの地域に対する愛着心や誇り、喜びをはぐくむ地域交流や教育の推進

2 地域資源を生かした、魅力の向上とにぎわいを創出するまちづくり

(1) 岩槻駅周辺の商業・文化機能の充実と歴史ある街並みを生かし、にぎわいを創出するまちづくりの推進

(2) 元荒川や屋敷林・雑木林や斜面林など豊かな自然環境を守り、育てる活動の充実と、水辺と緑のネットワーク化の推進

(3) 子どもの頃から優れた文化芸術に触れる機会の充実、区民の多彩な文化芸術活動の支援など、豊かな文化環境づくりの推進による、個性ある地域文化の育成

(4) 城下町としての歴史資源や、人形のまちという文化資源を生かした「岩槻らしさ」を磨き、市内外へ積極的に情報発信し、多彩なネットワークを持つ都市型観光の形成に向けた受入環境の整備

(5) 環境に優しく、安全な食料を提供する農業の振興や、クワイ・コマツナ・ヨーロッパ野菜等農産物のブランド化の推進

3 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

(1) 次代を担う自立した青少年の健全な育成の推進

(2) スポーツなど健康づくりのための機会や場所の充実

(3) 緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、創出

(4) 歩行者及び自転車利用者が安心して通行できるための交通安全意識の高揚と安全な道路整備の推進

(5) 高齢者をはじめ誰もが安心して利用しやすい身近な交通環境の充実

(6) 交通利便性の向上と若い世代の定住化促進や商店街の活性化を図るなど、更なるにぎわいの創出につながる地下鉄7号線の延伸促進

(7) 自助・共助・公助の連携による、地域防災力・防犯力の向上

(8) 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる地域福祉社会の形成

第5部 質の高い都市経営の実現

第1章 市民協働・公民連携

第1節 多様な主体とともにつくるまちづくり

現状と課題

- ▶ ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展に伴い、市や市民を取り巻く社会環境は変化し、多様化、複雑化するニーズに対して、行政だけで適切に対応することが困難になってきています。
- ▶ 地域社会を構成する市民、市民活動団体、事業者、大学などの多様な主体と市が、更なる協働、連携を促進し、社会や地域の課題に取り組むことにより、活力あふれる地域社会の実現と、本市の持続可能な都市経営の実現を図る必要があります。
- ▶ 本市は、市民活動を推進し、協働で事業を実施することにより、行政だけでは対応が困難な課題の解決へ向けて取り組むとともに、民間企業等からの提案による事業の推進や包括連携協定の締結、PFI等による財政負担の軽減、指定管理者制度によるサービス向上など様々な公民連携の手法を取り入れ、事業者とつながる機会を創出してきました。
- ▶ 今後、協働及び連携をより一層効果的に推進していくために、行政は、当事者意識を持って主体的に取り組む市民、市民活動団体、事業者、大学など多様な主体と信頼関係を構築しながら、共に協働や連携の目的や意義を強く認識し、互いの強み・弱みや立場を理解し、更には地域に関する情報や問題意識を共有する必要があります。
- ▶ さらに、協働及び連携はあらゆる分野で必要になることから、職員が積極的に連携・協働に取り組むための意識啓発や体制づくりが必要となります。

目指す方向性

当事者意識を持って主体的に取り組む市民や大学、事業者、市民活動団体など多様な主体と市との連携、協働を促進し、社会や地域の課題に対して効果的に取り組むまちを目指します。

施策展開

(1) 市民協働・公民連携意識の醸成

- ▶ 市やまちづくりに関する情報を、広報紙やホームページのほか、様々な媒体や手法を活用しながら積極的かつ適正に提供することで、多様な主体の協働や連携に対する関心を高め、協働や連携への参加意欲の向上を図ります。
- ▶ 変化の激しい社会環境や地域の課題の把握に努め、持続可能な都市経営の実現や課題の解決に向けて、行政内部で部署を横断した積極的な情報の共有とコミュニケーションを図ります。
- ▶ 多様な主体と、魅力あるまちづくりや持続可能な都市経営の実現を目指した対話を積極的に重ね、課題や取り組み方法などに関する認識の共有と、協働や連携に対する当事者意識と主体性の向上を図ります。

(2) さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

- ▶ 多様化・複雑化するニーズに対応するため、当事者意識と主体性を持ったパートナーを発掘します。
- ▶ 当事者意識と主体性を持った人材を育成するとともに、魅力あるまちづくりに向けたニーズとの的確な整合を図るために、多様な主体をつなぐためのコーディネートを実施します。
- ▶ 地域課題の解決に向けて、多様な主体と課題や目的を共有し、対等なパートナーとして役割を分担しながら、協働や連携を積極的に実施します。
- ▶ 地域課題の解決や持続可能な都市経営の実現のために、専門的な知見や人材等を有する事業者、大学との連携強化を進めます。
- ▶ 事業の特性に応じた最適な手法と体制を検討し、幅広い主体の参加を促しながら、協働や連携を推進します。

成果指標

- ▶ 地域活動・まちづくりに参加したいと思う市民・事業者の割合
(市民アンケート (無作為抽出))
- ▶ 地域活動・まちづくりに参加したことがある市民・事業者の割合

(市民アンケート (無作為抽出))

第2章 高品質経営市役所

第1節 市民に信頼される開かれた市政運営

現状と課題

- ▶ 本市の情報発信は、「さいたま市PRマスタープラン」に基づき推進してきましたが、市の情報が十分に市民に届いていないという調査結果があります。発信する情報の「質」を高めるとともに、市民の情報摂取行動の多様化に対応した情報発信手法を選択する必要があります。
- ▶ 市政に対する信頼感や、市民と行政の共有感を向上させるためには、多様化する市民ニーズを的確にとらえる必要があります。そのためには、必要な時には市に意見を言える機会があることが広く市民に認知されている必要があります。
- ▶ 窓口満足度アンケートにおける満足度の割合は、毎年度95%以上を維持していますが、引き続き更なる窓口サービスの向上を図る必要があります。
- ▶ 市民から信頼される市政運営を実現するために、公正かつ適正な職務執行を確保する必要があります。

目指す方向性

市民と行政の情報共有を図るとともに、適正な職務執行を通じて、信頼される開かれた市政を推進します。

施策展開

(1) 広報・広聴機能の充実

- ▶ 市民の関心や情報の入手方法等の変化を勘案し、既存の情報発信手法の見直し、発信する情報やターゲット等に合わせた情報発信媒体を選択しながら、効果的な広報を推進します。
- ▶ 市政に対して意見を言える機会が確保されていることを広く市民に認知してもらうことにより、市政への信頼感、市民と行政の共有感を高めます。

(2) 効果的・効率的な区役所窓口サービスの提供

- ▶ 区役所職員の接遇や環境の整備、案内サービスの向上等について、各区役所での自主的・主体的な窓口改善の好事例を共有・拡大するとともに、新たな取組の導入について検討します。

(3) 公正かつ適正な職務執行

- ▶ 事務処理ミス及び事件・事故の概要を公表することにより、行政運営の透明化を推進するとともに、市が組織として、事務処理ミス等の背景や原因を分析し、実態に即した業務改善を図り、再発防止策の実効性等を検証します。

成果指標

- ▶ 必要としている市政情報を得ることができていると思う市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 市政に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合
(市民アンケート（無作為抽出）)
- ▶ 区役所窓口利用者アンケートにおける満足度の割合
(所管課所等のアンケート)
- ▶ 事務処理ミスの再発率（同一所管における同様の事務処理ミスの発生の割合）
(所管課所等の独自調査)

第2節 健全財政の維持

現状と課題

- ▶ 本市の総人口は、令和12（2030）年をピークにその後減少する見通しとなっています。また、本市の公共施設の多くは、老朽化が進行しており、今後、大規模改修や建て替えが必要となる建物の大幅な増加が見込まれます。これらに加え、社会保障関連経費等の増大や多様な市民ニーズへの対応として、効果的で効率的な財政運営を進めることがより一層必要となります。

目指す方向性

必要な市民サービスを維持し、かつ的確に行うため、効率的・効果的な財政運営を推進します。

施策展開

(1) 健全で持続可能な財政運営

- ▶ 事務事業の緊急度、優先度を的確に把握し、費用対効果の検証等、PDCAサイクルに基づく事業の改善や見直しによる歳出の改革と市税等の自主財源を始めとする歳入確保により、必要な財源を捻出し、将来世代に過度の負担を先送りすることなく、財政運営の健全性を確保します。

(2) 公営企業の健全経営

- ▶ 公営企業におけるそれぞれの中期経営計画等に基づき、健全経営を推進します。

成果指標

- ▶ 一般会計（普通会計）における財政指標

(所管課所等の独自調査)

- ▶ 各企業会計における財政指標

(所管課所等の独自調査)

第3節 市政を支える職員の育成と働く環境の整備

現状と課題

- ▶ 本市が、質の高い都市経営を実現し継続していくためには、地域社会の課題に対応した一つひとつの業務の目標を着実に実現し、組織に貢献できる職員を育成する必要があります。
- ▶ 職員の働きやすさと働きがいを向上させ、心身健康な状態で職務に専念し地域社会に貢献していくことができるよう、職員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの充実に関する取組を推進する必要があります。

目指す方向性

市民サービスの更なる向上を図るため、事務の効率化や働きやすい環境を整備するとともに、市民や組織に貢献できる職員の育成に努めます。

施策展開

(1) 職員の育成

- ▶ 職場の風通しを良くし生産性を高めるために、職場のコミュニケーションの向上を図ります。
- ▶ 職員一人ひとりが日常的に改善に取り組む組織風土の醸成を図ります。
- ▶ 業務の目標を着実に実現できる職員の育成を図ります。

(2) 働く環境の整備

- ▶ 事務の効率化、多様な働き方ができる勤務制度や職場環境の整備を推進します。

成果指標

- ▶ 仕事で成長や達成感を感じている職員の割合

(所管課所等のアンケート)

▶ 改革・改善の風土があると思う職員の割合

(所管課所等のアンケート)

▶ ワーク・ライフ・バランスが確保されていると感じている職員の割合

(所管課所等のアンケート)

第4節 高品質な施策を生み出すための仕組み

現状と課題

- ▶ 近年、少子高齢化や高度情報化、社会経済のグローバル化がもたらす影響は市民生活に直接、または間接的に影響を与えています。
- ▶ 市はこのような社会潮流や日々生じる新たな課題に対し、限られた財政・人員の下、これら経営資源を柔軟に配分し適応性の高い計画を遂行していく必要があります。この実現のためには、PDCAサイクルの効果的・効率的な遂行が必要となります。
- ▶ PDCAサイクルの効果的・効率的な遂行に当たっては、根拠に基づく政策立案や事業の見直し・改善と共に、明確な成果指標（アウトカム指標）の設定と進捗状況を内部及び外部の事業評価等により定期的にモニタリングすることが必要です。
- ▶ ICTは目覚ましい進展を遂げており、ICTを利活用したサービスは私たちの日常生活や企業活動に浸透し、市民生活や経済活動に大きな変化を与えています。また、ICTは、多種多様で膨大なデータの収集や蓄積、解析を可能とするため、社会における様々な課題を解決する役割を担うことが期待されており、これら技術を活用した行政事務の効率化や、データに基づく課題分析、市民ニーズの把握等に積極的に活用することが期待されます。

目指す方向性

データによる課題分析を行いながらPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、新しい技術革新にも対応した仕組みを構築します。

施策展開

(1) データやICT技術を活用した行政サービス、業務効率化

- ▶ データを有効活用できる環境の整備、職員の意識向上やスキルアップ等により、政策立案、事業の見直し・改善などPDCAサイクルの様々な段階においてデータ活用を推進します。
- ▶ 新たなICT技術の利活用の可能性に着目し、実証実験等を行い、行政へのICT技術の利活用を進めます。

- ▶ 積極的なICT技術の利活用に取り組み、各業務への適用、セキュリティの向上、システム運用の実施体制及び相談、支援体制の強化を図ります。
- ▶ 職員のICT利活用スキル、ICTリテラシー及びセキュリティ意識の向上に取り組み、ICT技術を積極的に利活用した企画立案、業務改善ができる人材づくりに取り組みます。

成果指標

- ▶ 各職場においてICT技術の利活用や政策立案・事業改善等にデータを活用できていると感じている職員の割合

(所管課所等のアンケート)

第5節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市の実現

現状と課題

- ▶ 地方分権改革は、地方分権の推進に関する衆参決議から平成30（2018）年で25年を迎えました。この間、平成12（2000）年には地方分権一括法の施行、平成26（2014）年には提案募集方式の導入など、住民に身近な行政は住民に近い基礎自治体が自主的・自立的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう改革が進展してきました。
- ▶ 平成26（2014）年に地方の発意を重視して導入された提案募集方式では、これまで地方から多くの提案が行われ、国において制度改正が行われるなど一定の進展が見られています。しかしながら、基礎自治体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るためには更なる地方分権改革の推進が必要であり、国に対して一層の働きかけを行う必要があります。
- ▶ また、市域を越えて広がる市民生活や都市活動を支えるため、道路・交通網の整備や環境の保全など広域的な視点による都市づくりや、大都市に顕著にみられる待機児童問題やコミュニティの希薄化による地域社会機能の低下などへの対応も必要不可欠であるため、首都圏の都県や近隣諸都市、各指定都市等との連携・協調を進め、積極的に広域行政を推進する必要があります。

目指す方向性

地方分権改革の確実な推進や地方税財政制度の抜本的な見直しを国に働きかけ、地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

施策展開

(1) 地方分権改革の推進と新たな大都市制度の創設

- ▶ 地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営を行うことができる真の分権型社会の実現とその実現にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、全国の政令指定都市や首都圏の都県市等と連携を図り、更なる権限と税財源の移譲など地方分権改革を積極的に進めます。

- ▶ 高度な都市機能が集積する指定都市は、様々な行政サービスを提供する基礎自治体であると同時に、圏域全体の活性化・発展の牽引役として重要な役割を果たしていることから、能力や役割に見合った権限と財源が確保されるよう「新たな大都市制度」の創設について、指定都市市長会等を通じて国に対し積極的に求めていきます。
- ▶ 首都圏の都縣市と連携して、それぞれの地域の資源やポテンシャルを活用しながら、首都圏全体の活性化に向けた広域的な取組の推進を図ります。また、首都圏の中核を担う業務核都市との連携も深め、広域的な課題に対応するため、国への積極的な働きかけを行います。

成果指標

- ▶ 国からの対応方針が示された件数（本市からの提案及び指定都市共同提案等に対する国からの対応方針が示された件数）及び本市単独での国への要望が実現した件数
(所管課所等の独自調査)
- ▶ 首都圏の九都縣市や業務核都市と連携して行った国への要望が実現した件数及び九都縣市共同の取組が実現した件数
(所管課所等の独自調査)

第6節 さいたま市の特徴を生かした都市の魅力の発信

現状と課題

- ▶ 本市は、平成30（2018）年9月に人口130万人を突破するなど、持続的に成長・発展し続ける大都市となってきました。
- ▶ 一方で、高齢化率は毎年上昇し、さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計において、本市の総人口は2030年（令和12年）の約131万8千人をピークに減少に転じ、2045（令和27）年には約128万6千人にまで減少する見通しとなっています。
- ▶ 少子高齢化や人口減少が進み、都市間競争が厳しくなる中で、将来に渡って地域の活力の低下が見込まれます。
- ▶ このような状況下において、人口減少に転じる時期を先延ばしできるよう、市民の市への愛着の醸成を図るとともに、訪問人口の増加や市外からの転入を促進することは、地域の長期的な発展にとって最重要課題です。
- ▶ そのためには、「住みやすいまち」「住み続けたいまち」として、市民や企業等をはじめ市内外から「選ばれる自治体」になる必要があります。
- ▶ 平成30（2017）年度さいたま市民意識調査において、今の地域が住みやすいと思う人（「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計）が84.2%、今の地域に住み続けたい人（「ずっと住み続けたい」と「当分の間住み続けたい」の合計）が86.1%と、ともに8割を超えている一方で、首都圏における本市に対する「住みやすい」というイメージは約42.5%であり、市内在住者と首都圏在住者との認識には大きな差があります。
- ▶ 今後も本市が持続的に成長・発展していくためには、この差を縮めていくことが必要であり、「交通の要衝」「災害への強さ」という2つの優位性と「教育」「環境」「健康」「スポーツ」という4つの強みや特色ある地域文化資源などの魅力を生かし、それらを市内外に発信することによって、さいたま市は「住みやすい」という都市イメージの向上が図れるよう「シティセールス」を展開していくことが重要です。

目指す方向性

本市の特徴を生かし、都市イメージの向上を図ります。

施策展開

(1) 訪問機会創出のための、地域資源などを生かした魅力の発信

- ▶ 環境、スポーツなどの本市の強みや、優位性、伝統産業等の本市の多彩な地域資源と魅力を生かして、訪問機会を創出するとともに、その機会を捉え、市内外に情報発信し、本市への良好なイメージの形成・定着を目指します。

(2) ターゲットを絞った「住みやすさ」に資する強みや優位性の発信

- ▶ 創出した訪問機会や本市の強み、優位性などに資する事業を捉え、それらを他市との差別化要因として、戦略的にPRし、「住みやすい」というイメージの形成・定着を目指します。

成果指標

- ▶ 首都圏におけるさいたま市に「訪れたい」と思う人の割合

(所管課所等のアンケート)

- ▶ 首都圏におけるさいたま市を「住みやすい」と思う人の割合

(所管課所等のアンケート)